

二〇二二年度部落史連続講座  
講演録

京都部落問題研究資料センター

京都部落問題研究資料センターは、前身の京都部落史研究所が部落史編纂のために収集した図書・資料を生かしながら、部落問題・部落史についての情報発信を主な業務とするセンターとして二〇〇〇年七月に発足しました。

部落史連続講座は、一九九五年に完結した『京都の部落史』（全十巻、京都部落史研究所刊）の成果を広く生かしていくことを目的として二〇〇二年度から開催しています。

この講演録は、「地元で学ぶ地元の歴史」と題し、中京いきいき市民活動センターで開催しました二〇一二年度部落史出張講座と、京都府部落解放センターで開催しました部落史連続講座の講演記録をもとに各講師に加筆訂正していただいたものです。講演の行われた月日とテーマは次のとおりです。尚、所属は講演当時のものです。

6月15日 北小路村の物語―御役目をめぐって― 元京都文化短期大学教授 辻 ミチ子

6月29日 壬生地区における「同和問題」の形成過程と同和对策事業の特徴  
―北小路の一世紀（二〇〇年）を考える― 立命館大学非常勤講師 山本 崇記

11月9日 初期水平社の可能性 奈良県立同和問題関係史料センター 井岡 康時

11月16日 部落差別撤廃運動と本願寺教団・『中外日報』 奈良県立同和問題関係史料センター 奥本 武裕

12月7日 水平社創立90周年 熱と光を求めて―水平社創立の思想に学ぶ―

水平社博物館 駒井 忠之

12月14日 全国水平社の創立と融和運動 立命館大学講師 手島 一雄

## 目次

北小路村の物語	………	辻	ミチ子	3
―御役目をめぐって―				
壬生地区における「同和問題」の 形成過程と同和对策事業の特徴	………	山本	崇記	17
―北小路の一世紀（二〇〇年）を考える―				
初期水平社の可能性	………	井岡	康時	57
部落差別撤廃運動と本願寺教団・『中外日報』	………	奥本	武裕	77
水平社創立90周年 熱と光を求めて	………	駒井	忠之	97
―水平社創立の思想に学ぶ―				
全国水平社の創立と融和運動	………	手島	一雄	121

# 北小路村の物語

— 御役目をめぐって —

辻  
ミ  
チ  
子



私が四〇歳代の時に四年間、西京高校の定時制に勤めさせていただきました。このあたりを走り回って、五階建てのビルを走って昇ったことを懐かしく思い出しております。今日は、そもそも北小路村とはどのような成り立ちの村なのかということをお話させていただきます。

レジュメの「はじめに」に入ります。

タイトルにある御役目というのは、江戸時代の被差別の地域の人たちに課せられた役目でいろいろあるのですが、幕府が重要視している役目は刑吏役です。その刑吏役を中心に話をさせていただきます。京都では刑吏役の方々が活躍するのは刑場です。むごい、そして役目を果たす人もいろいろな思いをもちながらしなければならない役目です。その場所は、粟田口と西土手の二箇所が京都の主な刑場です。これは江戸時代でのことで、それ以前は違っていません。平安京が成立したとき、右獄、左獄というふうに刑場を決めました。その右獄に近いところが西土手です。そしてなぜ土手というかと、これは後になるのですが、豊臣秀吉が日本で初めて都市をぐるりと取り巻く城壁をつくりました。それをお土居といいます。そのお土居の西側

のほうということで西土手といわれています。粟田口というの、蹴上のほうです。これは江戸日本橋から京都の三条大橋にたどりつく手前の蹴上のあたり、浄水場の山の中に碑が立っています。このあたりに粟田口の刑場がありました。ここが多く使われるのは、中世末から近世になりました。それに対して西土手は平安時代の右獄にあたり、これは現在まったく影も形もありません。円町を中心としたあたりです。京都の治安を保つために、政治をする側としては政治的に非常に重要な仕事をする所、治安対策に重要な所となるわけです。そこにおいて一番過酷な仕事をしてきたのが江戸時代の同和地域の人々ということになります。

レジュメの「一、北小路村の濫觴<sup>らんしょう</sup>」にはいります。

この北小路村は、江戸時代には西京村の中の小さな地域ということになります。その北小路村そのものの歴史をみていきます。

この北小路村が西京にできたということがわかる史料は史料①「西京村御蔵入地に北小路村が成立する。」です。

ここでは、寛文一〇年のことを、もつと後の時代に書いています。地図を見ますと、西本願寺の一番南の通り、興正

寺との境の通りが北小路通です。そこには綺麗な日暮門という立派な門があります。この通りは、堀川を渡り東へ向かっていくと東本願寺にぶつかります。ここで北小路通という名前は終わっています。通りの名は下数珠屋町通という名前にかわります。そして鴨川の方へ進みますと、現在、涉成園、枳殻邸と呼ばれる東本願寺のお屋敷のあるところにたどり着きます。ここが北小路村の元祖です。史料①によりますと、昔、北小路村のあったところは西本願寺の境内だったところだが召し上げられた、ということです。西本願寺というのは豊臣秀吉が建てました。そして、徳川家康が、本願寺内で兄弟喧嘩をさせるために（？）慶長七年（一六〇二）に東本願寺を建てました。現在の枳殻邸の場所は当時、枳殻の馬場と呼ばれて、北小路という通り名ではなくて地名がついていたようです。そこに東本願寺が屋敷を建てようとするのですが、その枳殻の馬場の北小路には昔から皮細工を営む野小屋があり、「かわた」という仕事をしている人々が住んでいました。明暦三年（一六五七）に枳殻邸が完成し、そこに住んでいた人びとは追い出されて「河原町松原上ル」に移されます。史料には「休分源右衛門」の請合地に移されるとあります。私が思うには、こ

れは「休分」ではなくて、源右衛門は幕府に従って刑吏の仕事をしており、その人に「給分」として屋敷地を与えられたということだと思えます。その「河原町松原上ル」の土地に北小路で皮細工をしていた人たちが宿替えさせられました。そこはどうかと、後には六条村、もつと後には七条村、崇仁にあたる地域の人たちが初めに住まわされていたところす。この源右衛門が支配している土地に、後の六条村の人たちや北小路から移されて来た人たちがまざりあつてすんでいたということがわかります。しかし源右衛門が、住む人が大勢になってややくくなったので北小路から来た人は移るようになり、寛文一〇年（一六七〇）に、北小路からやって来た人たちを西土手の近くに移住させるということになります。この地は西京村の御蔵入地のことです。言い換えれば、西京村のなかに幕府が直接年貢を取り立てる、幕府の土地のようになっているところ、そこに北小路の人たちが小屋掛けをして住むようになりました。これが、寛文一〇年です。江戸時代初期です。そのとき、源右衛門さん、気のいい人だったのか、引越し代金一貫二〇〇目を渡したりしています。この北小路の人たちが住んだところは、一〇八五坪で

した。移り住んでいったことはこれでわかるのですが、次に、西京村の御蔵入の土地は誰がどのようにして所有し、どんな役をもっていた土地なのかについてみていきます。

レジュメの「二、御役田地ごやくでんちについて」にはいります。北小路村の人たちが移転させられるにあたって御役目をもつて、幕府からこういう役についてくれ、という御役目をもつて移転していくわけです。それが刑吏役です。西京村の御蔵入地のなかに、刑吏役を務める人たちのために与えるそういう土地が前からありました。お土居の外側に刑場をつくって犯罪者の取締りをしようという江戸時代が始まった頃からの幕府の政治的意図のもとで、北小路村の人々は移動させられ、西土手は整備されていきます。この地域は平安時代から右獄、西の獄があつたところです。有名な話では、安倍貞任あべのさだとうが奥州で敗北し、首を京都まで運んで獄にさらしたという記録があります。その場所が右獄です。北野中学のあたりだと思われます。そして円町のあたり、特に紙屋川や川沿いのあたりは刑場だつたと思われます。円町のあたりで電車を通すために発掘したらたくさんの人骨が出てきたということです。円町からずっと南、現在の西

京高校、鳥津のあたりはお墓の多いところで西の葬場と考えられています。その後、秀吉がこのあたりにずっとお土居を作り、江戸時代になりますとお土居より西側、西京高校を中心にしたあたり一体を西土手の刑場として整備をしたようです。刑吏役の役目を果たすために北小路村の人たちは移転してきたのです。

では、北小路村になつたところを誰が支配していたかということですが、この地域は御役田地です。御役田地とは、幕府が自分たちの命令で仕事をする人たちに与える土地、刑吏役の人たちに与える土地です。この土地を支配していたのは、江戸のごく初期には、千本の野口前甚右衛門の支配下にいた六兵衛と、京中でどういう仕事をしていたかはわかりませんが、孫右衛門という二人がこの御役田地をもっていました。ところが、孫右衛門がこの土地を譲りたいということになります。史料②をみてください。「二条城掃除役と断罪役が付随する御役田地が譲渡される」とあります。書かれたのは天和元年、一六八一年のことです。これは孫右衛門が役をつとめにくくなったので、中京—といつても中京区ではなくて、町の真ん中という意味でとらえてください—の髪結かみゆいの人で毘沙門町に住んでいる九郎右衛門に譲

りましたという書類です。この九郎右衛門は髪結と書かれています。江戸時代も下がっていきますと、町内に治安維持のために必ず木戸をこしらえて、時間を決めて開閉してました。安全対策です。そういう仕事を町用人がやっていました。その人たちは二階に住んでいて、下が髪結さんというのが多かったです。なぜ髪結なのかというと、江戸時代に入ると皆が丁髷ちやんまげを結い月代さかやきをそるようになり、髪結床はとても流行ります。町の人がたくさんやってきて男性の井戸端会議の場所でした。情報が交換できる場所、誰か怪しいものを探すときに髪結にきけばすぐわかるようなところでした。幕府側から見ると、治安維持のために有効な働きをするところでした。そこにおいて髪結もするし、木戸の開け閉めもするし、町の用事もしてくれる町の用人は便利な人でした。人が集まって情報が集まるということころでした。九郎右衛門は多分、町用人の中でも実力のある人だったようです。刑吏役に関わる土地を譲り受ける、そういう立場の人でした。北小路村に住んでいる人の地主は千本の六兵衛と髪結の九郎右衛門となります。そういう千本の六兵衛と髪結の九郎右衛門をつけてきます。六条村、天部村は古くから幕府とのつながりが強く、役目として刑吏役を

ずっと続けてきている村ですので発言力が強くなっているわけです。そういう中で色々事情があったようですが、九郎右衛門が御役田地から手を引かざるをえないことになりました。これは史料の④、⑤に書かれています。④では、北小路村に住んで実際に仕事をする人たちの名前がでています。③にも名前がでてきます。新しく孫右衛門から九郎右衛門にうつったときに、九郎右衛門に、実際に働く者がこういう約束をしますということ差し出しています。これが貞享二年（一六八五）です。そして翌年になると、実際に働く人たちが千本の六兵衛、そして徳左衛門に、こういうことを守りますと差し出しています。この徳左衛門は六条村の年寄の息子です。嘉兵衛という年寄の息子です。役目のなかで六条村が力をもっているということがこれでわかります。次に⑤の史料「北小路村で年寄役の引継ぎにつき出入り、六条村が仲介に入る。」です。北小路村は、九郎右衛門が力を落として六条村が力をもちだしたということが書かれています。六条村といっても年寄が何人もいます。特に北と南に分かれています。こういう関係から、徳左衛門と九郎右衛門の間の力関係で、おそらくこの土地をめぐるやりとりがあったのだと思います。そ

れについて六条村の年寄が仲裁に入って手をうたしたということです。なお、この『諸式留帳』<sup>しよしきりゆうちやう</sup>では、「礼状の事」とありますがこれは間違いで、引継ぎのことが書かれています。九郎右衛門が力を落していくのですが、年号を見ると元禄です。この頃から六条村が七条のほうへ移転するようになっていく時代です。この元禄から時代が下がった頃に、蓮台野村の甚右衛門が亡くなります。すると六兵衛も力を落とします。こういう中で北小路村の地主は六条村の年寄ということになります。北小路村はこれ以降、六条村の枝村ということになります。先ほど西京村の枝村といいましたが、普通の行政からいうと、西京村の一地域ですが、御役目関係からいうと六条村の配下ということになります。ややこしいのですが。

レジュメの「三、六条村の枝村の北小路村」に入ります。元禄の終わり頃から正徳の頃にかけて、幕府のもとで身分制が確立していきます。六条村の枝村となった北小路村はどれくらいの規模だったのかということですが、史料の⑥⑦⑧⑨をみてください。⑥「六条・蓮台野・北小路村の各年寄が支配する軒数が書上げられる」とあります。これは

六条村が蓮台野と北小路は自分のところの枝村だということを示すためのものです。正徳五年（一七一五）です。ここに北小路村について、「家持十五軒、借や五軒、合廿軒、北小路村年寄與次兵衛下」とあります。小さな村だったといえます。さらに北小路村の人たちが何人くらい御役目に出ていたったのか、これは⑦の史料です。御役目にていく五か村が書き上げられています。一番最後が北小路村です。年寄がいて、そのもとで働く手下が一六人ということ。六条村は年寄が三人いて、手下が六〇人です。西土手は幕府にとつてとても大事なところです。掃除をしたり手入れをしたり修繕したりと、いろんなことをしないといけないのですが、この工事、修繕・普請は役人村といわれる五か村、天部、六条、川崎、蓮台野、北小路が全て費用を持ち、人手を出して給料をもらっています。土手の整備をするという御役目についています。⑧の「役人村五か村が西土手刑場の普請を行なう。」という享保の史料では、どの村が修繕に何人の人足を出したかが書かれています。ここには北小路はなぜか書かれていません。蓮台野はあるのですが、やはり、枝村というのは同じ役人村と呼ばれていても、六条村の手下のようにつかわれていたのでは

ないかと思えます。しかし、北小路村も蓮台野村もそういうことに黙っておられなくなります。史料の⑨をみてください。「蓮台野・北小路村、夫代銀の割増しを六条村に要求する」とあります。同じ役人村でも本村の下、枝村といわれた二か村が、平等にしてくれという要求を出すようになります。享保の改革の頃です。この改革は、幕府がこれまでのやり方では幕府政治がうまくいかない、改革をしないといけないといだした始まりです。その一つに、身分を引き締めなければならぬといひ始めます。その次の寛政の改革、幕末の天保の改革、その三つの改革を経て、最後の天保の改革のときに非常に身分差別を強めていくことになるのですが、その始まりです。そういう中で、蓮台野村と北小路村は我々も収入を同じ様にしてくれといっています。なかなか、すてたもんじゃなと思えます。滋賀県やあちこちの地域の人々が牢屋敷外番役をするかわりにお金を出し、それをみな天部村や六条村がもらっている。我々にもそれをまわしてほしいと、享保一八年に蓮台野村と北小路村が東役所に願ひ出しました。天部村の人に仲裁にはいってもらったのに、六条村は何もしてくれませんか。結局は蓮台野村や北小路村の平等にしてくれという要求はこ

の時点では通りませんでした。そして幕府全体としては史料⑩の寛政の頃になると身分差別が強められるようになります。史料⑩にありますように、これまで断罪役を務める時や、年頭、八朔はつきに年寄たちが役所にでかける時は帯刀していました。役人と紛らわしくなるので刀は一本だけにしろ、というようなことになり、我々はこれまで刀をつけて役目についてきたといっても聞き入れてもらえなかったという史料です。江戸時代も半ばを過ぎてくると御役目の関係でも差別が強くなってきたという状態でした。

#### 「四、村の生活」

では、北小路村に住んでいた人たちの生活はどうだったのかというと、あまり史料がないのでわかりませんが、『京都の部落史』に載っている史料では、⑪「北小路村教宣寺に阿弥陀如来の絵像が下付される。」になります。これは教宣寺の文書です。慶長八年（一六〇三）には北小路村の中に惣道場がつくられていて、方便ほうべん法身ほうじん尊形そんぎょう、これは絵で描いた仏さんの姿なのですが、仏の教えを教えるために、姿をみて拝むためのものです。この絵像が本願寺から教宣寺に与えられているということです。そして木の仏像

り買いなどのつきあいがあったのだと思います。

レジュメの「おわりに」に入ります。後々の史料になりますが、この村の仕事についてかかれています。明治一九年の調べです。靴、雪踏、下駄の表を編む仕事についていました。少し生活程度の低い人たちは、雪駄や下駄直しの仕事をし、藁で物をつくるところに雇われたりしていました。おそらく江戸時代もこのような仕事についていたと思われる。これらが北小路村の普通の生活だったと思われる。この村の人たちが特に経済的に苦勞をするというのは、明治に入ってからだと私は思っています。

が惣道場教宣寺に与えられている、とあります。信仰の対象として仏様を拝み、仏様のもとで村の人々が一所懸命に生活をする、そういう信仰というのはこの時代では人々の生活の要になっていきます。こういうあたり前の村の生活のありようだったということです。日常の生活でも、どの村とも同じ様な事があります。史料⑫「北小路村に出入りの商人、質入れの仲介をする。」です。村の人たちが質入をしたときの騒動について書かれています。質入するということとはどこでもやっています。江戸時代は鎖国をしていたので、何かにつけて遅れているといわれますが、経済でも金融でも日本なりの発展の仕方をしています。北小路村でも、大將軍村から来ている木屋平兵衛さんを間に入れて、北野西小路の鍵屋さんに質物を置くということがありました。村の中だけでなくて大將軍や北野などとの経済的な関わりがあったということがわかります。年号は享保一四年、江戸時代の中期です。質物について取調べがおこなわれたのですが、北小路村の年寄は紛らわしい質物はありません、身元のハッキリしたものを質にいられているだけですといっている口上書です。おそらく役目以外の日常生活では、あたり前の普通の生活で、近隣の人たちと野菜の売



1.

北小路村の物語 — 御役目をめぐって —

辻 ミチ子

はじめに

栗田口と西エ手

一、北小路村の<sup>はん</sup>濫<sup>ばい</sup>傷 ①

- ・慶長7年(1602) 東本願寺  
枳殻馬場<sup>きくわ</sup>の北小路 皮細工を営む野小屋
- ・明暦3年(1657) 枳殻邸完成

河原町松原上ルの休(給)分源右衛門請合  
地に移される

2.

- ・寛文10年(1670) 西京村の御蔵入地内に移  
される 広さ 1,085坪 3|越代銀/貫200目

二、御役田地について

- ・御役田地の保有者  
千本野口前甚右衛門支配の六兵衛と京中の  
孫右衛門
- ・孫右衛門が<sup>い</sup>麓<sup>さ</sup>沙<sup>し</sup>門<sup>ん</sup>町の九郎右衛門に譲り  
手下役人が「一札」を出す ②③
- ・九郎右衛門が御役田地から手を引く ④⑤

三、六条村の枝村。北小路村



◦北小路村の軒数と御役目方 ⑥⑦⑧⑨  
 ◦身分差別の進行 ⑩  
 四 村の生活  
 ◦阿弥陀如来絵像と共に ⑪  
 ◦ありふれた暮らし ⑬  
 代わりに  
 明治19年 京都府勧業課 調べ  
 西京村、内 字北小路  
 戸数 10.5戸 人員 483人  
 20戸 靴 雪駄 下駄等の表を編む

85戸 雪駄・下駄直し 菓工に雇われる  
 京都府方の調べ  
 戸数 117戸 履物業ヲ主トシ労働之ニツ  
 グ 真宗

# 史料 一

①

西京村御殿へ北小路村を成立する。

55 「鎌式御禮」寛文十年(二六七〇)

恐れ乍ら指上げ奉る書付

一、先年北小路村の居屋敷地は六条宛内に廻り候処に、地面御用に付、召上げさせられ、其舊地として川原町私屋上之所、休分藤右衛門請各地の内、下し置かせられ候に付、数年入組み罷有り候処に、右藤右衛門方より御訴訟申上げられ、則ち寛文十三年御所司赤井伊賀守様御代、右休分屋敷に入組み罷有る藤北小路村居屋敷地を西京村御殿入の内にて先年の通り身数至八合五坪、相連無く下し置かせられ、并に休分藤右衛門方より引代として銀壹貫式目目請取り、只今罷有り候所へ引移り申し候。已上。

享侯式 丁酉年三月

北小路村  
役人共

後日の為の証文。已上。

天和元年西十二月十九日

藤右衛門

伴 仁兵衛

只 仁兵衛

九郎右衛門殿

②

二条掃部政良御役が付廻る御役田地が譲渡される。

24 「鎌式御禮」天和五年(二六八一)十一月

天和五年西十一月、北小路村御役田地の譲は、先年土木野口御堂右衛門支配の内に居り申し候六兵衛と申す者、虎皮反老願仕り居り候。残り武段六畝は則ち京中に居り申し候孫右衛門と申す者支配仕り居り申し候処に、右御役田地に付、御役動かなく御座候故、則ち古正に松結仕り居り候びしやもん町九郎右衛門と申す者、右孫右衛門かたより譲り渡し申し候事。夫より九郎右衛門譲り請け、則ち二条御城内御そうし歩人足付に所置御役、右御役相動か居り申し候。尤も、北小路村に抱の年土共有り。

一、天和元年西十一月、北小路村地主孫右衛門かたより九郎右衛門方へ譲りの事。

一札の事

一、御公儀様御役田地、但し所は西京村

田地全三反七畝の所、内七畝は御役の人足かへ廻き申し候。残り三反有り、内老反老畝十本六兵衛分、残り等にて、私永々相病い申すに付、御役動かなく御座候故、様代銀請取り、役田地其方へ永代ゆつり申し候。万葉御役目、右田地の趣に両方立合ひ相動か申し候。若右の役田地に付、如何様の六ヶ敷敷出来候とも、我輩踊出て其埒明け、少しも難業懸け申す間敷候。其、

⑤

北小路村で年寄の引継ぎにのみ出入り、六条村伊介に入る。

20 「鎌式御禮」元禄四年(二六九二)十一月

元禄四年末十一月、北小路村御役田地、六条村年寄徳左衛門支配の内共に苜ひしやもん町九郎右衛門支配、北小路村役田地は、出入に成り候所に、則ち六条村九けん七兵衛相違つて出入相すみ申し候時の一札。則ち九郎右衛門方より六条村年寄徳左衛門かたへ一札。

一札の事

一、二条通運御土まき御役田地、先年より六条中嶋村子方の役人村にて御座候。御役年寄政等代々持来り候へ共、此度年下役人年寄ゆつり申すに付、出入り罷有り候に付、南町七兵衛提出し申され候て、色々御あつかひ致され候に付、御所へ入置され候て御座候。此上は右の如きにより御代目、係人仕請り候。此上は右の如きにより御代目、係人仕請り候。

元禄四年末霜月十九日 苜ひしやもん町

徳左衛門殿

九郎右衛門

⑨

運台野・北小路村、夫代銀の御申し六条村に置する。

80 「鎌式御禮」享保十八年(一七三三)三月

享保十八年丑三月十九日、運たいの村、北小路村の澤共、江州井に在方奉儀、毎年天部村へ上り候外に、不参儀六条村より請取り申すべしと申出し、則ち東御役所様へ御願申上げ候処に、六条村より返答書同三月廿八日、指上げ奉り候。依て天部村年寄中より段々取あつかひ申され候へ共、一切開入し申さず候に付、天部村年寄中、川崎村年寄六兵衛御願申すべく候と、右れんたいの村年寄藤次兵衛、同北小路村月年寄八兵衛へ申渡し候へば、又々取致し、下にて取あつかひ致され相すみ申し候。尤も此御願書は入れ申さず候傳共、懸り合の書付にて御座候故、印置き申し候。

史料二

③

貞享貳年九月十三日、北小路地主丸尾右衛門方へ手下役人中より一札の事。

- 一、地主様より御事の趣、件あるせ一札仕、御公儀様御法度の趣、申付られ、御なごき儀に候。
- 一、御公儀様御役廻相勤させ申付、丁の年奉度御なんなき様に申付候。
- 一、丁中、我身此おもむき相守り申候如件。

貞享貳年九月十三日

年 寄

丸尾右衛門様

長 三 郎  
與 次 兵 衛  
長 左 衛 門  
三 三 郎  
清 仁 兵 衛  
庄 次 郎  
作 助  
久 兵 衛  
助

貞享貳年(1685)

④

貞享三年 北小路村御役屋敷を六條村并寄徳五衛門、并に千本六兵衛右衛門入道御上申候際の一札。

- 一、從御公儀様被為仰出候諸事御法度の趣、堅相守り可申候事。
- 一、御用の経時、如何様の御役廻にても、念度相勤可申候御事。
- 一、博奕、賭博、賽、一圓に仕り申間候御事。
- 一、町方々所々へかせきに罷出候時、けんくわ、口論、其外御事、義一切仕申間候御事。
- 一、何事ともせず、諸事請合、奉公への口入、并にむきこしたるもの、一夜の宿とも仕間候御事。

右の趣、堅守り可申候、六兵衛殿、徳五衛門殿の御役田地に御用候内は、如何様の被も下知に隨、御役廻無用、御相勤可申候、若違背のものは、御返候は、御公儀様へ被仰上、透達仕候共、一言のちら見申間候候、爲其一札、仍に相件。

貞享三年 八月十五日

北

西 區 村 様  
御 役 年 寄  
六 兵 衛 殿  
徳 五 衛 門 殿  
参

長 三 郎  
與 次 兵 衛  
長 左 衛 門  
山 三 郎  
清 仁 兵 衛  
庄 次 郎  
作 助  
久 兵 衛  
助

(諸式留帳)

史料三

⑥

六条・蓮合寺・北小路の各年寄を記する村寄書上げる。

25 「講式御帳」正徳五年（一七一五）四月

正徳五年未四月、御方内松尾左兵衛様より年寄衆人参るべき由、仰出され候処に、則ち御意成と申候は、五ヶ村の内應違御程これ在り候や、此度御意申渡せられ候間、

六条村に御意申渡され候旨致し、書付致し候御申すべく候。尤も天部村、川崎村の儀は別々にてこれ在り候間、六条村、蓮合寺村、北小路村、右三ヶ村一所に致し候様に仰付せられ候事。

一家持十五軒、同儀や十四軒、合四拾五軒、六条村年寄八人連判下。

一家持十五軒、同儀や三十軒、合五十五軒、六条村年寄連判下。

一家持十五軒、同儀や五拾五軒、合八拾二軒、六条村年寄連判三條下。

一家持十四軒、同儀や廿二軒、合三十六軒、蓮合の年寄與次兵衛下。

一家持十五軒、併や五軒、合廿軒、北小路村年寄與次兵衛下。

右の如く御意申渡され候。以上。

⑦

役（北五ヶ村の御勘方。

115 「連合寺帳」寛政元年（一七八九）

天部村

變多

年寄

同

同

同

同

手五十五人

六条村

年寄

同

同

同

手六人

川崎村

年寄

手下廿九人

蓮合寺村

年寄與次兵衛

手下拾四人

北小路村

年寄

手下拾六人

⑩

右五ヶ村儀各年寄共、斬罪御用相勤め、右御用共外卒屋敷掃除、又は奥方へ罷出で候節は御用向由民共、往古より帯刀仕り、手下の者共、年屋敷外番内番御勤め申し候。

一、年頭八節、御節御御玄關へ、<sup>天部村</sup>三ヶ村年寄罷出で、しへ書文に大書置申候事、<sup>川崎村</sup>御札申上げ候。尤も往古は右御札の節、帯刀にて罷出候儀、諸役人に紛敷し、御意成申渡され、當時には一刀にて罷出で申し候。

一、例年骨折料として、一季に金三季須集御役所より下置かれ、五ヶ村内相合配分、頂戴仕り候。

一、右年寄共帯刀御勤の儀は、年古き條に相知れ申す候。

⑧

役人五ヶ村に御土手御勤の著請を行な。

65 「講式御帳」享保六年（一七二一）閏七月

享保六年壬午閏七月廿一日、西の土手御仕置場所御著請仕り候へば、御願申上げ候処に、則ち御御意成にて仰付せられ候。夫より五ヶ村申合わば、人召御出し著請仕り候。尤も、右著請入用の物此方にて相調え、銀子の儀は著請仕候に候節、すへもの方御役人申渡より御取頭下され候、御より銀子下置せられ候。

右土手著請は、先月大陣度々より申候に付、かへ川より砂石取の外はせ込み候故、御願申上げ候。

享保六年壬午閏七月廿一日、土手著請人定候。

一	手五	一人	六条村	一	手五	一人	六条村
一	手四	五人	蓮合寺村	一	手四	五人	蓮合寺村
一	手四	五人	川崎村	一	手四	五人	川崎村
一	手三	五人	天部村	一	手三	五人	天部村
一	手一	五人	北小路村	一	手一	五人	北小路村

史料四

一冊 一冊  
 一人良人 一人良人  
六条村 六条村  
 御油村 御油村

元

11

北（薩摩新軍中）區縁紀如來（縁紀）に下りける。

10 〔教皇寺文書〕（明題） 慶長八年（一六〇二）七月

一、方尾宗賢（薩摩） 物置場

慶長八年（天保）七月

一、木仏像 釈迦如花押

享保十九年（天明）八月仲旬

万雲寺門前薩州嘉野郡北

小路道場教皇寺 願主教皇了

（一）薩摩もこの縁紀は教皇寺に伝来している。なるこの「區縁紀」の作成は明治十年。

12

北（薩摩）に出入りの商人 買入れの仲介する。

40 〔薩長伝説〕 享保十四年（一七二九）九月

恐れ乍ら口上書 三条通判藤多年寄

一、私共村に居り候清兵衛と申す者、大發直村より商内  
 に參り候本屋平兵衛を相頼み、北詰西今小路町鹽屋方  
 の質物置き殿に付、私共相頼む質物置き申し候へば、  
 平兵衛申し候は、清兵衛名まゝにてこれ無く候へば、  
 質物置置かなく申すに付、何れも清兵衛名まゝにて  
 質物申し候に、今度清兵衛質物吟味に付、清兵  
 衛まゝの質物表らす吟味味違さら候様は、質屋より  
 申しまかれ候。右質物の内、私共村の老六人の質  
 物札敷廿枚御座候。則ち銘々に見辨仕り候。且又、  
 重箱拾遺物御座候。先月請け申し候き由、平兵衛か  
 たく是言言申文、私相添え運む御座候は、平兵衛  
 方より右重箱只今に請出し申さず、尤も重箱の質物札  
 は平兵衛かたへ運わし置き、手まゝに御座候。右  
 廿枚の札辨仕り候、質物品々吟味仕り候処、島乱  
 成の質物にても御座候候間、御座候は、如何様共  
 仰り申され下され候はば、有り難く申し奉り候。已  
 上。

享十四年九月十日 北小路行年寄 仁兵衛

（一）大發直村は薩摩の鹽屋方と申し候所を付たれり、質屋  
 名種々質物にても御座候と云はれ候。

壬生地区における「同和問題」の  
形成過程と同和対策事業の特徴  
― 北小路の一世紀（二〇〇年）を考える ―

山本 崇記

現在いろいろな機関で研究をさせていたと思いますが、普段は京都駅の近くの崇仁地区と東九条地域で活動しています。ここは隣保館から中京いきいき市民活動センターという名前に昨年四月から変わっていますが、在日の方が多く住んでおられる東九条地域でも隣保事業がなされてきました。同じように廃止されてしまいました。そういった中でまちづくりに参加して、住民運動の中から多文化共生の事業をしていこうと、先ほど司会からご紹介いただいた「ネットワークサロン通信」を作る取組みを昨年度からしています。

今日の報告は、京都市の隣保事業の廃止ということがどうだったのかということの評価してみたいということで、地区の事業の展開を追いながらそのような現代的な議論をしていきたいと思っています。まず、同和行政というのは、同和对策事業特別措置法といわれる特別対策に収斂するもの、それだけに還元されるものではなくて、戦前から同和对策事業という言葉であったり融和事業という言葉であったり、いろいろな事業がこの北小路を含めて行われてきました。広い意味での同和对策事業が近代になってスタートしていった背景、あるいはその変遷を週つていければと思っています。特別措置法が一九六九年に制定されますが、それ

までにこの北小路で同和行政がどのように展開がなされてきたのかをまず知ることが、その評価の際に必要なだと思います。

タイトルの副題にありますように、明治から特措法まで約一〇〇年あります。一八六八年から一九六九年までです。北小路の一世紀を考える機会になればと思います。私の問題意識から話を始めます。近世の御役目を担う村が五つありまして、天部村、六条村、川崎村、蓮台野村と共にこの北小路村も由緒ある村として存在していました。ただ、近代史の研究のなかでは、その成果が少ないという印象があります。歴史があるわりには研究が余りなされていないということが意外でした。コミュニティセンターが廃止されて中京いきいき市民活動センターになったわけですが、ここは部落解放団体が指定管理者になっているセンターとしてもあるわけで、特徴のある地域だと思えます。また、私がこの西三条に関わるきっかけとなったのは、部落解放同盟の西三条支部で活動されてきた山本栄子さんという方の聞き取り作業があります。それを本にまとめる作業を二年前くらいからしていて、そこからこの壬生地区を広くとらえる必要性を感じました。

先行研究としては、教宣寺に大量の文書がありまして、その複写版が京都部落問題研究資料センターにあります。その資料をつかった北小路村の形成が、『京都の部落史2 近現代編』に紹介されています。それ以外にはあまり展開がありません。米騒動でも非常に大きな騒動がこの地域で起こっているのですが、紹介はされていますがあまりつっこんだ研究がなく、また、鳥津製作所とか阪急西院駅沿線の工事に関連して等、この地域の開発と壬生地域との関係もあまりつっこんだ研究がありません。そういうことを押さえておく必要があると思います。前近代だけでなく、明治以降、この地域は八大不良住宅地区といわれた東三条、養正、楽只、崇仁、錦林、竹田、深草と並ぶ対象地域です。いろんな事業が行なわれてきましたし、取組みがなされてきました。この壬生地域における同和問題の形成過程や同和对策事業の特徴をとらえるような研究があまりなされてこなかったで、そういう視点からのアプローチのひとつとして貢献できることがあれば、と思っています。

レジュメの2に入ります。写真をみながらお話しします。地図1は明治の頃の北小路、新建町の地図です。京都府立総合資料館の所蔵です。年代ははっきりわからないと

いうことです。西ノ京をメインとした地図です。壬生地区は、下合町とか中合町とか南原町といったいろんな町から構成されているとイメージされる方が多いと思いますが、もともとは北小路村だけでした。そこに新しく建てられたということと新建町ができます。このいきいきセンターのある場所です。北小路と新建の間の通りがかつてのメインの通りだったと思います。教宣寺の住職の山本和了さんにお聞きすると、ここの土手で遊んでいたとか土手の上に新建があつて住居があつたと語られていて、明治の頃は新建の前の通りが大きい通りだったようです。同じ村ですが、お土居の内に北小路が出来ていて、外に新建ができたという特徴をもっています。地図2は大正一四年の地図です。北小路と新建があります。嵐電が走っていますが市電はまだ走っていません。西大路通りが見えません。畑が広がっている風景です。鳥津製作所はこちらに移ってきています。生活の中で一番よく使う大きな通りは先ほどの北小路と新建の間の通りだったと思います。続いて昭和四年の地図です。建物が増えてきて西大路通りが出来ています。市電が通って、こちらが幹線道路となつてきています。まちの風景が変わっていつています。昭和十一年の地図4では、新



建のところに建物が増えています。市の建物です。これは隣保館や浴場です。北小路の中でも変化が見られます。次は、西三条に託児所ができた時の京都府社会課の設計図です。大正一二年に最初に託児所ができ、次に家事見習い所ができます。室戸台風で被害を受けて再建されるときに隣保館として統一して運営することになります。頌徳浴場とあります。頌徳会という青年会が一九二一年(大正一〇)、米騒動のあとに結成されて、公設の浴場なのですが、頌徳会が運営するというかたちでできます。

レジュメにもどります。2頁です。明治以降、北小路は朱雀野村という村に位置していました。市町村制が施行され、朱雀野村は壬生と西京と聚楽廻と北小路という四つの小字からなる村でした。京都市に編入されるのはもう少しあとなので、ここでは京都府葛野郡でした。朱雀野村のなかに北小路という小さな村があったという時代です。明治一〇年代に次のような新聞記事があります。「入札人の心得」として「葛野郡西京小泉伊兵衛長靴請負人は同村坂本與三松両方の請負職工」と記事にあります。明治一〇年代に靴の請負人がいたということがわかります。この記事に出てくる坂本さんというのは、教宣寺の檀家総代です。地元の

資産家ということ。「出願の協議」という記事では「新平民と称し普通平民と区別を立つるものあるは如何にも我らを軽蔑することなれば必ず此習慣を洗流して以来新平民などと呼称するものなきよう取締られんことを其筋へ出願せん」とあります。明治四年に新政府は太政官布告をだして「穢多非人」という賤称語や身分制度をなくそうとするのですが、「新平民」という言葉を使って差別化をはかるということが続いていく様子が、一八八四年(明治一七)のこの記事でわかります。新たな形で差別が残っていたことがわかる記事です。その次の記事は「製化場」とありますが、西京に共同屠牛場があって、食肉に使えない部分を使っているいろいろな製品を作っていく化製場がつくられています。この地域の中で、どのくらい屠殺がされていたかはわかりません。次の記事は一八九〇年(明治二三)の記事で、経済状況について書かれています。「洛西葛野郡朱雀野村字北小路は新平民部落にして随分貧民の多き所なるが目下虎列拉病魔延の折柄有志者中該部落を危険に思ふもの多く(中略)該部落に出張して説諭を加えた(中略)村長以下役場員一同が同部落の某寺院に出張し」とあります。教宣寺に朱雀野村の村長が来て衛生意識を訴えるような取

組みを一八九〇年にしていたということがわかります。さらに経済状況を見ると、その三年後の『町村会決議書』に税金の納め具合について書かれています。「殊に北小路部落の如きはみな不納」というように厳しい状況だったということが明治二七年に村長が郡に出した書類からわかります。次の「新平民部落の天然痘」という記事では「葛野郡朱雀野村西京字北小路の新平民部落は去る十五日以来昨日までに七人の天然痘患者を生じたるに何分新平民の事とて隔離法予防法の方法も十分に行われず他に伝染の勢なるを以て府庁に於ても大に注意し即日属官を派出し」と書かれています。くらい天然痘がはやった時期があるということです。次の明治二八年の『村会綴』では税金の未納者が非常に多く、四つの村のうち、北小路が全体の五五%を占めていたということ。経済的に厳しい状況だったことがわかります。4頁に引用しているように「一層不納員を増し徴収上大いに困難を来したり其原因は漸次戸数の増加に伴い細民の移住せしに依る」ということで、市内の貧しい人たちが朱雀野村にも新たに入ってきていると書かれています。新聞記事でも「京都府葛野郡東塩小路村、八条村、西九条村、朱雀村、中堂寺村等は孰れも市街接近地なるが近來市

内にては借家の公費負担重くなりしを以て以上諸村の借家に移住するもの多く為めに細民増加し随って公費徴収上の困難を来せし」とあります。当時の人口と戸数を4頁にあげています。一八八六年(明治一九)には一〇五戸、四八三人が一九二四年(大正一三)には一四二戸、七八二人と増えています。尚、一九〇八年(明治四一)には、朱雀野村一四二七戸、五八三〇人のうち一〇%が北小路の住民で占められています。一九〇〇年代に入りいろいろな取組みがなされています。興味深いのは、夜学が開始されていることです。一九〇八年に、教宣寺の副住職の廣岡聚さんで教師にして夜学を始めています。発起人は、新聞記事では小西勘次郎とありますがこれは「勘三郎」の間違いだと思えます。檀家総代で町の有力者の一人でした。また面白いのは、村宮のお風呂屋さんを運営しています。こういう主体的な取り組みがあったことがわかります。さらに、一九一七年(大正六)には青年会ができています。青年会長が上村三之助さんと小西寛三さんです。大正六年の『決議書綴』という書類によりますと、家屋税の滞納者一四件のうち一二件が北小路村住民で占められていて全体の額の四割弱となっているということです。先

ほど五五%という話をしましたが、二〇年たってもあまり変わらない状況だったということです。

大正七年にいよいよ朱雀野村は京都市に編入され、その年に米騒動が起こります。レジュメ5頁の「米騒動から平社結成に至るまで」に入ります。

大正六年の村会会議録によりますと、「阪本與四郎」さんという村会議員がおられて、この方は北小路の方で、京都市に編入されるにあたって公平に税金を賦課してほしいというのを議会のなかで発言しています。朱雀野村に村議会があつて村の運営をしていくのですが、北小路の方が村議員をしていたことがわかる資料です。

ロシア革命などの影響もあつて、「細民地区」、「貧民地区」といわれた地域を中心に米の値段が高くなります。軍隊に米を供出していくことを理由に米の値段を吊り上げるといったことがあつて、米騒動が一九一八年八月に起こります。その経過を5頁から6頁に紹介しています。西三条の米騒動は激しかったようで、軍隊が出動します。三一人の方が捕まって裁判にかけられます。これはかなりの数です。市内で二番目の数です。新聞記事のタイトルをみるだけでも状況や様子がわかります。主に夜学に集つて、米屋

に押し入っています。千本倉庫が千本三条にあつて、それを管理していた千本組、「堅気やくざ」ともいわれますが、仲仕の親分がいてその子分と激しい衝突をしています。

警察もやくざを鎮圧のために利用するようなことがあつたようです。5頁に「千本倉庫を襲撃―仲仕応戦せしも逃走す」「戦場の如き大乱闘―西陣署部内暴状最も甚し」という新聞記事があります。これくらい激しい闘争があつたということですが、6頁には、「西三条の民衆は今回の騒擾事件に軽拳妄動せしを悔ぬ同地方の有力者は堀川署に出頭し再び斯くの如き不穩の挙動に出でざる様取締るべき旨申出でたり」と反省しているとの記事がでてきます。また、署長が教宣寺に行つて、講演して諭すということがおこなわれています。ただ、「西陣極貧者調査―飢餓に泣く千五百名の貧民」という記事に「三条北小路町、千本頭野口町は昨今の米高にその生活状態慘憺たるものありし」とあるように、米騒動が起こるだけの背景があつたということがわかります。多くの逮捕者がでていて三二名の公判の記事もあります。戦前の被差別部落における大きなターニングポイントになつた事件だつたということと同時に、さきほど西三条は小さな部落で研究が少ないといいましたが、非常に大き

な事件を起こして京都市、国に危機感を与えた地域だったといえます。コミュニティのなかで夜学場や教宣寺を經由していつていることも興味深いです。その後、危機感をもって京都市や府が社会事業を始めていきます。6頁の最後にありますように、米騒動が終わったあとも、コレラの患者が発生するといった記事がでたりしています。自主的な動きとしては、地元の青年団の発会式の記事が一九二二年（大正一〇）五月にでています。「西三条に於ては従前頌徳青年団の組織され居たるも先年勃発したる米騒動の為に解散しそのまま今日に及びたるが同方面の有志者は之を遺憾とし種々奔走する所あり市の五島社会課長、巖西連合青年団理事、府社会課公同主事、松山西陣警察署長等も又之に協力し西三条青年団を組織し七日午前九時より之が発会式を挙行」ということです。米騒動から四年後に水平社ができます。北小路ではどうだったのかというと、役員が二名、同人が三〇名で結成されています。米騒動で懲役をくらった伊藤捨吉さんと梅村幸三郎という人がいるのですが、一文字違いで伊藤「末」吉、梅村「富」三郎という人が役員にいます。もしかしたら、米騒動で逮捕された人が水平社の役員になったのかもしれませんが。これは確証がありません。

ただ、小西寛三さんは米騒動でも罰金に処せられています。この後にできた青年団の副会長になっていて、浴場を設置したときには尽力したということで、記事にでてきています。頌徳の浴場ができたのが一九三三年（大正一二）二月一日です。その一ヶ月後の三月一日に西三条の水平社が出来ています。水平社の演説会が教宣寺で行なわれていて、一方で青年団の拠点もこの浴場と教宣寺です。その辺の関係は詳しくはわかりません。その後、水平社の活動はめだたなくなっていくます。『水平運動史の研究』に「東七条の大部落を始め、出雲、北小路の各部落は今尚反水平社態度を変せず」と書かれています。これはどこまで正しいかはわかりません。水平社が少なからずの組織率をもつて北小路に存在したのは確かですが、どこまで活動が続いたかは、田中や崇仁に比べると資料が少なくてまだ追究できていません。一九二三年から二五年くらいまでの活動状況が記載されている資料はありますが、それ以降は見えなくなりまます。さきほど紹介した教宣寺の住職によると、さび青年団というのがあったのではないかとということ。一九三〇年代に運動会をしたりしていたといっておられたので、それが頌徳会とどういう関係にあったのかはわかりま

せんが、水平社の記憶より青年団の記憶のほうが昭和初期には強かったのではないかとふうに察しました。

京都市が米騒動後に危機感をもって社会事業を展開していきまます。社会課という部署を新たにつくって、戦後の民生局の前身ですが、いろいろな事業を展開します。7頁以降に記述しています。西三条での社会事業は託児所からスタートしています。大正一二年です。浴場は大正一二年二月一日に出来ています。さらに託児所と家事見習い所ができ、事業概要には各年度の実績が載っています。隣保館になったのはいつかといいますと、『京都市社会事業要覧』昭和一一年版によりますと、「本市の経営する隣保館は東七条及び改進の二館なりしも昭和一一年度より従来隣保館としての機能を果せし託児所及家事見習所を統一し隣保館として経営するに至れり」と書かれています。託児所、浴場、家事見習所というものをつくっていき、それが隣保館という形で位置づけられるのが昭和一一年です。この要覧には隣保館でなされていた事業について書かれています。修養自治施設事業、教育的施設事業、経済的施設事業、保健衛生並児童保護施設事業、相談施設事業、慰安娯楽施設事業、調査研究、会館施設です。これを見て思ったのは、地域の

自治や町内会活動をもりあげていく、支援していく、修養自治施設として自治を支援していくことがあったということでした。現在、相談事業が少なくなったから隣保事業を廃止する、同和行政を廃止していく、コミセンを廃止していくという流れがあるのですが、隣保館に備わっていた機能の中には住民の主体性、自治をどのように修養していくのかということが掲げられていたのですが、そういう点がどこまでできたのかという総括ができていなかったのではないかとということが、この間の同和行政改革の中で大きい違和感をもった点でした。調査、研究ということも書かれていて、実態調査や団体の動向や、新しい取り組みをするうえでいろいろな知恵や方法に隣保館が取り組んでいく可能性があったのだと思います。単にサークル活動、文化教養活動のための貸館ではなくて、社会事業をする団体に求められるようなことが隣保館活動の初期から存在したということは非常に興味深いことでした。これはさかのぼって検証されるべきだったのですが、検証されずに改革という名の下に隣保館やコミセンが廃止されていったのではないかと思えます。当初から事業範囲の拡がりを持っており、単に相談活動だけではなかったはずで、いわゆるセツ

ルメントなどセンターとして展開するという可能性を持っていたのが隣保館だったのではないかと思えます。また、風害記念の隣保館として醍醐、向島、横大路、吉祥院、上鳥羽、右京（梅津）と、いわゆる不良住宅地区以外にも公設隣保館が設立されているということは興味深いです。今回はあまり詳しくは触れませんが、壬生は在日朝鮮人が多かった地域なのですが、昭和一〇年には東亜博愛会という朝鮮人保護の団体が設立されています。

昭和一六年版の『京都市社会部関係事業要覧』に、高度国防国家の形成、皇国日本の真の姿を顕現するために同和問題の解決をしていかななくてはいけない、と「同和」という表現が位置づけられていくということがわかる文章があります。この時期に融和事業・社会事業から、より部落問題を解決していくために同和問題、同和事業と表現を変え、戦時体制にコミットすることの一つの根拠にされています。米騒動から社会事業を展開し、戦時体制のなかで同和事業、同和問題といういい方をしていく流れがあったということ。そして戦後「解放」という言葉を使って、解放センターや解放教育と使われてきた歴史があると思います。社会事業が戦時体制の中で「同和」と表現され

てきたのは京都市の社会事業も変わらないところで、さらに事業を展開し部落問題を解決するためにその言葉が選ばれていったことが皮肉な部分でもあり考えさせられるところでもあります。さらに「隣保館 本市の隣保館はそのごとくが、同和事業関係地区に在る関係上、単なる社会事業の一つとしての隣保事業ではなく」と、「融和」事業から「同和」事業へ至る戦時体制強化の過程で、単なる「隣保」事業でもないという差異化が図られています。その中に同和事業という位置付けがあるということを今どう考えるかということは重要な点だと思えます。事業としてはいろいろ展開していた隣保事業でしたが、それが同和地区に収斂していく、また同和事業としてなされていくということを考えてみる必要があると思えます。そういう状況に対してどういう考え方があったかという点、教宣寺の住職の山本和了さんのお父さんの山本時治郎さんという方が、市会議員を大正一四年から昭和四年にされていて、興味深い発言をされています。レジユメの13頁です。四つの発言をあげています。「細民地区」における社会事業のあり方についての発言では、「此市の社会的事業と申しますが、或る一定の区域に限定されて、それが一般市民とは懸離れた感が



あると云ふいうことは殊に遺憾に存ずる次第であります：東七条、東三条、西三条、楽只、田中、鹿ヶ谷に限られて居るのであります、それ等の土地に於ける市の施設事業は孰れも救貧的であります……斯うした地区に限らず七十萬市民が享樂し得られる施設は一つもない」と言っています。その一方で「区画整理に伴ひまして細民地区に於ける住宅問題程深刻な問題はない」とも言っています。西三条についても少し触れていて、「西三条のあの一面に就きましましても行詰つて居る……生活が脅かされる」という発言も昭和三年にしています。一貫して社会政策・社会事業の重要性、必要性を強く主張した議員で、地元の西三条も含めて地区の問題にも触れています。が、市全般の視点からの発言という性格が強いです。社会課長・部長をつとめた漆葉見龍さんとの交流が窺がわれる議会活動でした。こういう議員が西三条にいたということは興味深いことです。

(地図5・6、写真1・2の説明は略します―編集部)

レジュメの15頁に入ります。戦前・戦後のつながりという点も重要なテーマなのですが、大きな話になりますので今日は省きます。一九五一年(昭和二六)に実態調査が

行われています。16頁の『<sup>(秘)</sup>同和問題資料京都市同和地区生活実態調査統計数表―楽只・養正・三条・錦林・壬生・崇仁・竹田深草地区』です。壬生地区は、世帯が二二四、人口が一〇八人、その内朝鮮人が二六二人です。戦前では朝鮮人の世帯は世帯数の四九%まで達していましたが、この時期でもかなり多いです。この地域は外から入ってくる人は少ないです。本籍地をこの地域に持っている人が多くです。崇仁や竹田深草と比べるとバラックの数が少なく、不良度が他地区に比べて低いようにも見えます。

(写真3から9の説明は略します―編集部)

改良住宅が建てられるのが一九六七年・六九年・七〇年です。写真10の上の方の写真は昭和四九年の西大路三条の様子です。靴屋さんや映画館が見えます。下の写真は平成一年の西大路三条で市営住宅が建てられています。大きくまちの風景が変わっていったことがわかります。

明治から一〇〇年、北小路の風景の移り変わりや事業の展開の移り変わり、そこで活躍した青年や議員や運動団体をお大まかですが紹介させていただきました。同和对策事業とは何であったのか。壬生地区を通して、考えて頂くきっかけとなれば幸いです。

2012年度部落史講座（主要資料）

2012年6月29日  
中京いきいき市民活動センター

## 壬生地区における「同和問題」の形成過程と同和对策事業の特徴

——北小路の1世紀（100年）を考える——

山本 崇記<sup>1</sup>

### 1. 問題意識から——なぜ壬生地区を取り上げるのか

#### 【背景】

- a) 近世五大部落の一つである北小路村——天部村、六条村、川崎村、蓮台野村——という歴史の長い地域であるものの、近現代史の研究成果が少ないという意外さ。
- b) 近代になると市内最大の朝鮮人集住地域が形成され、戦後は、飛び地に公営住宅が建てられるなど、「属地属人」に規定されない「当たり前」の拡がりを持ってきた地域でもある。
- c) 最近で言えば、コミュニティセンター条例の廃止→中京いきいき市民活動センターへの転用（千本、吉祥院などを除いて部落解放団体単独の選定）。→コミセン廃止時の資料収集は出来ず（2011年3月）。
- d) 壬生識字学級の取り組みとある女性のライフヒストリーをまとめる作業（2010～）→部落解放運動、行政（教育委員会）などの協力を得ながら進行中。

#### 【先行研究】

- a) 近代に入り（特に1920年代以降）、八大不良住宅地区（東三条、養正、崇仁、楽只、壬生、錦林、竹田、深草）であるものの、その歴史が十分に明らかにされていない。『京都の部落史 2 近現代』（京都部落史研究所、1991年）では、他の地区と並んで記載されているものの、特記されている分量は少ない。特に、「教宣寺文書」とされた資料や聞き取りを活用し、山本尚友氏によって取り組まれている程度。
- b) 「西三条の米騒動」の際に中流層が担い手となった一方で、頌徳青年団から頌徳会の結成（1921年）に至り、西三条水平社（1923年）の結成直後、水国闘争の余波を受け、両者が対立していくことが指摘されている（『壬生地区の歴史——地域別研修会資料』、年代不明）。同資料には、島津の三条工場の工事に際して壬生地区の労働者が働いていると指摘されている。
- c) 『京都の部落史 1 前近代』（京都部落史研究所、1995年）では、「東六条御境内エタ屋敷」（枳殻邸南側下数珠屋町通辺りか？）→「休（給）分源右衛門請合地」（河原町松原上ル）→「三条通西土手（お土居ざわ）」（1670年）に移転と記されている。1085坪、西土手刑場の造成のためと推測されている（同 215頁）。『史料京都の歴史 9 中京区』（平凡社、1985年）でも「諸式留帳」を参考に北小路村の移転について記載されている（同 455頁）。
- d) 先行研究が少ないのは、歴史は長いが、小規模部落であり、部落解放運動の歴史も浅いためか……。ただ、改良事業関係で言えば、西三条は戦前・戦後と地方改善事業や不良住宅地区改良事業の対象となっている。

<sup>1</sup>日本学術振興会特別研究員（京都大学）、世界人権問題研究センター嘱託研究員、立命館大学大学院非常勤講師など。専門は社会学（社会運動・社会問題研究）。



→壬生地区における「同和問題」の形成過程と同和对策事業の特徴を捉え、市同和行政の在り様を考える契機としたい。<sup>2</sup>

・問題意識の整理

- ① 「エタ」村五カ村の一つであり、八大不良住宅地区の一つであるが、研究が僅少。
- ② 朝鮮人が市内最大であり、現在でもまた、外国籍住民が多いがその理由は定かでない。<sup>3</sup>
- ③ 解放運動の形成とその推移の原因や背景が明確でない。

→明治から昭和（戦後初期）までを通観し、戦後同和行政を検証する契機としたい。

---

## 2. 北小路村（町）／西三条／壬生地区の姿

### 2.1 『朱雀野村引継文書』（1889 年〔明治 22〕年～1918 年〔大正 7〕）から見る （市制町村制施行以前）<sup>4</sup>

・入札人の心得 過般京都府警察本部より署内巡査へ下渡すべき短靴千餘足長靴千余足を成規の通を入札にて買上ることとせしが右靴請負人は葛野郡西京小泉伊兵衛長靴請負人は同村坂本與三松両方の請負職工は大阪府西成郡堂西町（舊渡邊村）濱本柳吉なるが何れも製品粗悪にて見本と差違いたるの爲め入札規則に依り現品を却下し身本金を没収せられたりといふ。（『京都滋賀新報』1884 年 7 月 11 日）

・出願の協議 京都府下各村の新平民一千餘名が共議し我ら社会口きよ平民籍に編入舊平民否普通平民と同等同様にして一步も譲る所なきに世間往々我々社会を目して新平民と称し普通平民と区別を立つるものあるは如何にも我らを輕蔑することなれば必ず此習慣を洗流して以来新平民などと称呼するものなきよう取締られんことを其筋へ出願せんとて目下相談なる由実に尤も千万（『自由新聞』1884 年 3 月 30 日）

・製化場 京都府下葛野郡西京村なる共同屠牛場内にては今度牛皮及臟腑化製場を設立したりといふ。（『日出新聞』1887 年 7 月 16 日）

### （市制町村制施行以後）

・貧民部落の衛生幻燈会 洛西葛野郡朱雀野村字北小路は新平民部落にして随分貧民の多き所なるが目下虎列拉病蔓延の折柄有志者中該部落を危険に思ふもの多く同村長以下役場員も屢々該部落に出張して説諭を加えたれども村民等は馬耳東風と聞き流し毫も清潔法を行ふ場合に至らざりき然るに昨廿六日村長以下役場員一同が同部落の某寺院に出張し幻燈を以て虎列拉病に係る精細なる説明を興へしかば聴衆四百餘名も大に感動を起し昨日より各戸とも清潔法を行ひ且つ各自申合せて飲食物に注意することとなりたるよし（『日出新聞』1890 年 8 月 28 日）

### ◎ 『町村会決議書』（明治 26 年度）[1893]

一 村税徴収景況

---

<sup>2</sup> これまで、京都市の同和行政について論じたものとして山本（2010a、2010b、2012）など。

<sup>3</sup> 朱四校区内にある上大町竹は、町内人口に占める外国籍住民は 25%。市内 5000 町以上あるなかで、外国籍住民の居住率が 15 番目に高い割合となっている（2010 年度国勢調査調）。

<sup>4</sup> 以下の記事に登場する、「坂本與三松」とは、教宣寺の檀家総代である。また、西京村の共同屠牛場とは、1887 年に下合田に落成した「養源館」と思われる。

2012年度部落史講座（主要資料）

2012年6月29日  
中京いきいき市民活動センター

「村税徴収は前年と同じく不納人多く殊に北小路部落の如きはみな不納と云うも不可なるのを然るに再三催促するも十分の一位納税するのみにして到底徴収の見込不立其他部落の如きも貧困者多く為めに徴収の目途不立を以て其處理方本會議に提出するに至れり」

一 衛生に係る件

「昨年二月より天然痘稍梗□□の□□あり初発より四月八日迄本村字西ノ京小字北小路部落に於て患者に拾七人を出せり該部落の如きは人家周密不潔の場所に多く之により予防法施行十分ならざるのみならず隔離法相立たすよつて避病室相設け□□□予防率勢所開設充分予防法嚴重に執行セル依て病勢相衰え四月八日に至り病勢消息に趣けり

明治二七年二月

提出 村長 村田武長<sup>5</sup>

・新平民部落の天然痘 京都近在葛野郡朱雀野村西京字北小路の新平民部落は去る十五日以來昨日までに七人の天然痘患者を生じたるに何分新平民の事とて隔離法予防法の方法も十分に行われず他に感染の勢なるを以て府庁に於ても大に注意し即日属官を派出し予防方法を村役場員等に示したり全部落は総戸数120戸もあり他に感染するの恐れあれば之を防ぐ為め同部落の小学生徒には登校を差止め三十年以下の人民には臨時種痘を行ひたり漸く一時に多くの患者を生ぜし原因は柳原莊の新平部落の全患者より伝染し追々と伝染するも隠蔽したるより多数の患者を一時に発せしものなるべしと万一此上にて尚伝染の勢強さ時は全部落に対しては遂行遮断を為すに至るべし尤も左る処分をなすときは全部落人民の如き労働に従事し居るものは忽ち差支へるを以て相当の手当を給せられるべしと云ふ。『日出新聞』1893年3月2日

◎『村会綴』（明治28年度）[1895]

・明治27年（1894）度下半年期村税未納者張

戸数割 「北小路戸数割当」43,000 厘 計78,100 厘

一他の未納者が個人名であるのにもかかわらず、村単位（「北小路」）での割当名の記載であり、朱雀野村の未納者のうち55%が北小路村となっている。

◎『村会決議議事録』（明治29年度）[1896]

明治30年（1897）度上半季分地方税戸数割賦課額総表					
	一等	二等	三等	四等	一戸平均課額総計
一戸課額	9275	750	500	250	426
西京	2	32	16	67	117
壬生	2	33	25	70	130
聚楽廻	0	3	28	17	48
北小路	0	0	20	20	40
戸数合計	4	68	89	174	335
賦課額合計	3,710	51,000	44,500	43,500	142,710

◎『村会議事録決議録綴』（明治22年度）[1889]

<sup>5</sup> 村田武長とは、壬生狂言の指導者でもある人物。

・明治 36 年（1903）自 1 月至 12 月 朱雀野村事務報告 一 役場事務件数  
—（出来事）2 月 18 日大藪製材所火災  
—（税）「村税徴収は前年より一層不納員を増し徴収上大いに困難を来したり其原因は漸次戸数の増加に伴い細民の移住せしに依る然れ共追々督促せして以て年度内には豫滞納処分を経る見込みなるも……」

・**村会決議の苦情** 京都府葛野郡東鹽小路村。八条村。西九条村。朱雀村。中堂寺村等は孰れも市街接近地なるが近来市内にては借家の公費負担重くなりしを以て以上諸村の借家に移住するもの多く為めに細民増加し随って公費徴収上の困難を来せしにより……（『日出新聞』1888 年 8 月 28 日）

・人口／戸数【明治後期から大正中期に至る姿】

- ・1886 年（明治 19） 105 戸／483 人
- ・1902 年（明治 35） 120 戸／600 人（〔京都貧民窟〕2113 戸／14000 人、4%）
- ・1908 年（明治 41） 140 戸／620 人（〔1906 年〕朱雀野村 1427 戸／5830 人、10%）
- ・1924 年（大正 13） 142 戸／782 人
- ・「村民巡査を乱打す」——賭博狩り、村民 62 名捕縛し、賭博犯・官吏抵抗罪の嫌疑者として 10 名を取り調べ。（『大阪朝日』1906 年 5 月 9 日）

・**特殊部落の夜学開始** 上長者町署所轄内なる北小路町は戸数 140 餘戸、人口 620 餘名あるが従来同郷に於ては屢同町内の重なるものを召喚し矯風に関する件に就き注意する處あり且受持巡査をして毎日戸口調査を為さしめ土着以外のものにして一定の職なきものは仮借なく放逐したるより目下に至り改善の実も挙がりつつありて今回同町の小西勘次（三）郎氏発起となり教専寺副住職廣岡宗を教師に囑託し町費の補助を受ず夜学を開始せんと奔走中なりしが愈来月 1 日頃より開始の筈なりと（『朝日新聞』1908 年 8 月 6 日）

・**北小路部落の病氣調査** 上長者町署にては一昨日吉村衛生主任の監督の下に朱雀野村北小路部落 132 戸に対し病氣調査をなせし結果幸いに異常なかりしも何分貧民部落の事と一朝病毒の侵犯する際は取締に困難を来すの恐れあるより同部長は同所にて一場の衛生的訓示をなしたる由（『日出新聞』1908 年 8 月 23 日）

・**村営湯屋の争い** 葛野郡朱雀野村字西の京谷口新次郎外 26 名は同村村営湯屋引渡しの訴訟事件につき同村寺島美代松、小西勘三郎、橋下小四郎、宇壬生の田中伊太郎の四名を相手取り以前村民 100 餘名の連署出訴したるを同一の訴へを 17 日更に京都地方裁判所へ起せり（『朝日新聞』1912 年 12 月 18 日）

・**青年会長等の功績** 葛野郡朱雀野村字西の京小字北小路の青年会長上村三之助（31 年）同副会長小西寛三（26 年）の両名は従来青年会幹部として公益事業に熱心し殊に公衆衛生に就ては殆んど私事打捨て東奔西走斯界に功績を著はし来たりしが中にも去る 11 日同村若林みゑの私生児玉枝（6 年）が病状甚だ疑わしき風聞あるより兩人実地を視察し其症状の容易ならぬと認むるや直に附近巡査駐在所に申告したれば鎌田検査医出張診せしに右は全く痘瘡患者と診断し殊に消毒を行ふに際し吏員に援助したる等殊勝の至りなりとて府当局に於ては目下表彰の詮議中なりと（『朝日新聞』1917 年 5 月 23 日）

2012年度部落史講座（主要資料）

2012年6月29日  
中京いきいき市民活動センター

・大正5年（1916）度村税滞納仕訳書  
理髮人として朝鮮人の名も見える。また、北小路村からは税目として商業税を払う者、車税を払う者などが見える。一方、家屋税付加税に関しては、14件のうち12件もの滞納者が北小路村住民で占められ、全体の額の4割弱となっている（20年前と変わらず厳しい）。「中川」「筒井」「山田」などの名が見える。

→大正7年に京都市に編入され、その年に米騒動が起こる。

---

## 2.2 地図から見る——明治から昭和にかけて

（参考資料）【地図①～⑤】【写真①～②】

・幹線道路——御土居（大原街道／西土居通）から西大路通へ  
・社会事業施設の位置——北小路／新建町ではなく、下合町に建設されている。徐々に村の拡大に入るのか。

→市設の場所は、「京都市設社会事業施設所在略図」【地図⑥】参照。拡がりが見分かる。

---

## 2.3 米騒動から水平社結成に至るまで

◎『村会会議録』（大正6年）[1917]

・「阪本與四郎」という人物（村会議員）について

大正6年10月17日「八番阪本（與四郎）本村も下半年家屋税一括であるから私部落は心棒しませんが将来市に編入される上は公平に賦課せらるる様目に希望」しているのに対して、議長（竹澤清三郎）は「其取計いをいたします」と答えている。

一方で、「二番福島（幸次郎）北小路をして市に編入の後は特別の取計いをなし呉たる様願ひ置きしが右は其運びに成し下されしや」「議長竹澤 夜学校補助費の件は希望致し置きしも家屋税に付ては及さず」と答えていることが注目される。

◎米騒動（1918年8月～12月）

・1918年8月11日「千本倉庫を襲撃——仲仕応戦せしも逃走す」（『大阪朝日』1918年8月12日）

「西三條の窮民約三十名は手に手に棍棒を携へ十時三條千本南なる千本組倉庫事務所を襲撃し表戸を破壊せしに同倉庫を警戒し居りし荒寅組仲仕之に応戦し頗る危険の形勢なりしが仲仕連が遂に逃走したる所へ警官隊到着し民衆は一度退却したるも再来の虞あり」

・1918年8月11日「戦場の如き大乱闘——西陣署部内暴状最も甚し」（『大阪毎日』1918年8月12日）

「千本三條に集まりたる細民は十一時前後既に約二千名の大集団となり其内に棍棒其他手に手に得物を携へたる数十名の一隊は先頭に立て進み来れるが警官は荒寅の乾兒六十名の協力を請ひて之を食止めたるが此一隊は御前通を測候所北方に出で更に北野の方面に向かへり」

・1918年8月12日「軍隊と警官が西三條を包圍——兇器押収民衆逮捕さる」（『大阪朝日』1918年8月12日夕刊）

「午前五時徒歩騎兵四十名乗馬騎兵三十名及び憲兵は右の報に接し直に來援し又堀川西陣西署警官約百名は自動車にて四條大宮派出所に勢揃ひの上午六時を期し右犯人を逮捕す

る事となり一斉に西三條を包囲し……」

・1918年8月13日「西三條静穏」（『朝日新聞』1918年8月14日）

「西三條の民衆は今回の騒擾事件に軽挙妄動せしを悔ぬ同地方の有力者は堀川署に出頭し再び斯くの如き不穩の挙動に出でざる様取締るべき旨申出でたり」

・1918年8月14日「聖旨の伝達講演——島村署長と細民」（『朝日新聞』1918年8月16日）

「島村西陣署長は14日午後8時西三條宣教寺に附近の住民男女二百餘人を召集し御内閣下賜につき一場の講演を試みたるが聴衆は何れも聖上陛下の大御心に感泣したり」

・1918年8月19日「西陣極貧者調査——飢餓に泣く千五百名の貧民」（『朝日新聞』1918年8月21日）

「西陣署にては島内刑部補主任となり19日部内に於ける極貧者の調査をなしたるが、北野附近の柏清盛町、三條北小路町、千本頭野口町は昨今の米高にその生活状態極端たるものありし……是等貧民に対し直に施米券の下付方を其筋に申請したり」

・1918年11月30日「西三条予審決定三十一名」（『朝日新聞』1918年12月1日）

「去る八月十一日の夜柳原町の米一揆に呼応したる京都市内各方面の騒擾事件の中西三條は最も兇暴を逞しくし……」

・1919年1月15日「擲猛を極めし西三條の騒擾——三十一名の公判」（『朝日新聞』1919年1月16日）

「訊問は先ず昨年八月十一日の夜暴徒が夜学場に集まりたる上西の京米商佐藤泰三郎方を襲撃せるに始まりそれより同町京都取引所の倉庫を経て千本倉庫に殺到したるも荒貴配下の仲仕に撃退され次で逆襲を試むべく竹槍、仕込杖、鳶口、棍棒等の獲物を携へ宣教寺に屯せること、続いて四條大宮下の米商山崎篤次郎方に押しかけたが……」



◎市・府の動き

- ・1918年12月 京都市勸業課救済係設置（囑託銅直勇）——「貧民窟」実態調査→職業紹介所、簡易食堂、児童委託所の設置を検討（3月）
- ・1920年6月 京都府社会課、公同委員制度から方面委員制度設立へ
- ・1920年7月 京都府共済会設立→米騒動時の臨時救済団資金の余剰金を基金にする。
- ・1921年9月 元下京区第三方面学区細民現状把握——北小路の改善急務を説く。

◎地元の動き

2012年度部落史講座（主要資料）

2012年6月29日  
中京いきいき市民活動センター

- ・1920年7月29日「西三条の保菌者——二名発見さる」（『日出新聞』1920年7月30日）  
→コレラ病に罹るもの二名発生。
- ・1921年5月7日「西三条青年団——七日発会式挙行」（『日出新聞』1921年5月3日）  
「京都市西三條に於ては従前頌徳青年団<sup>6</sup>の組織され居たるも先年勃発したる米騒動の為に解散しそのまま今日に及びたるが同方面の有志者は之を遺憾とし種々奔走する所あり市の五島社会課長、巖西連合青年団理事、府社会課共同主事、松山西陣警察署長等も又之に協力し西愈三條青年団を組織し七日午前九時より之が発会式を挙行するの運びとなり而して青年団は西三條部落の十五歳以上三十五歳以下の男子全部を団員として加入せしめる筈なりと云ふが府市協力して右青年団の発達に助力すると同時に青年団を中心として部落改善に努力する計画なりと」
- ・「北小路水平社」の存在とは？  
——役員：伊藤末吉（伊藤捨吉？／懲役6年）、梅村富三郎（梅村幸三郎？／懲役6か月・執行猶予2年）、同人約30名（全体142戸／782人、3.8%）→東七条より組織率が高い（1.9%）（『京都市下水平社一覽表（大正13年6月末現在）』『部落問題・水平運動資料集成第二巻』）  
——青年会副会長として表彰されている「小西寛三」は罰金30円に処せられている。  
——「東七条の大部落を始め、出雲、北小路の各部落は今尚反水平社態度を變せず」（「水平社運動の反響」『水平運動史の研究』）

## 2.4 社会事業の概要（主に「米騒動」以降）

- ・1920年（大正9）7月社会課新設——公設市場、住宅、託児所などの増設を各地で図る。  
「本市に於ける社会事業がその近代的なる姿に於て開花発展するに至ったのは他の五大都市に於けると同様に大正7年の「米騒動」の次期以後に属する。米騒動の時期とは云ふ迄もなく世界大戦の終末に近き時期である。世界大戦は我国經濟に画期的發展を齎す所があったが同時にそれは著しく我国社会の階級分化を促進した。恰も偶々奔騰せる米価は庶民生活を窮乏に陥れ、遂に暴動となって爆發し、全国を席捲するに至ったのである。未曾有の好況に酔っていた朝野はこの一陣の旋風に震撼し盡され慌しくその対策を急いだ。」（『京都市社会事業要覽』1939年、p.1）

### ◎京都市社会課『京都市社会事業概要』（大正10年1月）[1921]

- 「託児所 一、設立の理由 京都市は三条大橋東三丁目長光町、教業町、巽町（通称天部）若松町、若竹町（通称寺裏）を中心として東部は鹿ケ谷、南部は東九条、西部は西三条及び北部は野口、鞍馬口、田中の八ヶ所の細密密集地を以て圍繞せられて居る」（p.53）  
→1919年（東）三条、1920年養正・崇仁に託児所を設立。同和行政の「起源」とされる。

### ◎京都市社会課『京都市社会事業概要』（大正12年4月）[1923]

- 「託児所 二、沿革 京都市は三条大橋東三丁目長光町、教業町、巽町、若松町、若竹町を中心として東部は鹿ケ谷、南部は柳原、西部は西三条、一貫町、北部は野口、田中等細密密集地を以て圍繞」  
→大正12年度は、錦林（鹿ケ谷方面）、壬生（西三条方面）に託児所を新設予定。目下工事中とされている。【西三条託児所設計図】

<sup>6</sup> 朱雀野村青年団支部として頌徳青年団の談委員数は大正7年時点で60名と報告されている。

◎京都市社会課『京都市社会事業概要』（大正14年4月）[1925]

「2児童保護 a 託児所 本市は他の大都市と異なり、三条大橋東三丁目長光町付近を中心とし、東部は鹿ケ谷、南部は東七条、西部は西三条、一貫町、北部は鷹野、鞍馬口、田中等細民密集地区を以て圍繞」

→「壬生託児所」は、大正13年5月17日、下京区三条千本西入下合町、197・67坪、29,070円にて建設。定員70、保母長1、保母1、囑託医1、相談役0。

→託児者の職業、託児所条例・規則、民間社会事業施設（大正12年2月府共済会西三条浴場、日赤朱雀小内「壬生救護所」）など。

◎『貧困者に関する調査（調査報告第5号）』（昭和2年）[1927]

「在来一般に細民密集地区と称せられている東七條、大佛瓦町、東九條ヶ下、四ツ塚、狐塚、一貫町、東三條、鹿ケ谷高岸町、田中、出雲路、鷹野、十二坊、西三條は依然多きを示している。」(pp.5-6)

朱雀：第一種13、第二種19、合計32（3.62%）→市内6番目の高さ<sup>7</sup>。

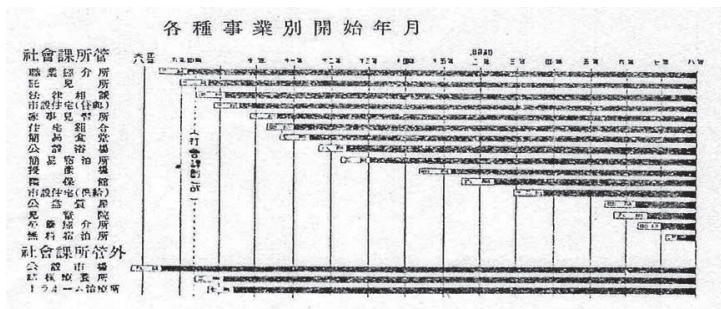
◎京都市社会課『京都市社会事業要覧』（昭和7年版）[1932]

- ・壬生託児所—定員80名、保母長1名、保母2名。
- ・労働婦女教育事業—託児所所在地小学校卒業年齢以上の婦女に、主として昼間労働に従事する者を教育、地方強化改善に資するため。
- ・壬生家事見習所（壬生託児所内）昭和2年5月、囑託講師1、在籍者数18（昭和6年12月現在）。
- ・社会課管轄外社会事業施設—第五トラホーム治療所（中京区西ノ京下合町）

◎京都市社会課『京都市社会事業要覧』（昭和9年版）[1934]

- ・壬生託児所—定員85名。

・各種事業別開始年月（表）p.71



◎京都市社会課『京都市社会事業要覧』（昭和11年版）[1936]

- ・風害による復興改築のため、「本市の経営する隣保館は東七条及び改進の二館なりしも昭和11年度より従来隣保館としての機能を果せし託児所及家事見習所を統一し隣保館として

<sup>7</sup> 原則として生活費一人当たり月支出額11.80円、小人5.90円を標準とし、該金額以上の収入あるものを第二種とし、それ以下のものを第一種としている。



2012年度部落史講座（主要資料）

2012年6月29日  
中京いきいき市民活動センター

経営するに至れり。1940年（昭和15）発行の『京都市電話番号簿』によると、「壬生隣保館」は「下合町 11」となっている。新建町になるのは住宅地区改良事業以降か？（→S13年版との齟齬）

・壬生隣保館：託児 105、家事見習 20

a 修養自治施設事業、b 教育的施設事業、c 経済的施設事業、d 保健衛生並児童保護施設事業、e 相談施設事業、f 慰安娯楽施設事業、g 調査研究、h 会館施設

→当初から事業範囲の拡がりを持っており、単に相談活動だけではなかったはずだが、民間セツルメント（キリスト者など）の展開した事業には及ばなかったのかどうか。

→風害記念隣保館として、醍醐、向島、横大路、吉祥院、上鳥羽、右京（梅津）と不良住宅地区以外にも公設隣保館が設立されていることは注目される。

\*市設以外社会事業施設：1935年（昭和10）8月、西大路三条に東亜博愛会（朝鮮人保護・内鮮融和）が設立されている。

◎京都市総務局法制課『京都市昭和11年事務報告書』[1936]

・教育部学務課：学齡児童就学奨励（昭和10年度）——就学奨励を要する児童数 422（朱雀）

→竹田 617、西院 369に次ぐ多さ。続いて、崇仁 280、錦林 277、養正 227、楽只 209、待風 201と続く。→就学免除及び猶予を実施。

◎京都市総務局法制課『京都市昭和12年事務報告書』[1937]

・教育部学務課：学齡児童就学奨励（昭和11年度）——就学奨励を要する児童数 154（朱雀）

→崇仁 263、錦林 246、楽只 242、養正 227、待風 215、西院 198に次ぐ多さ。

◎京都市社会課『京都市社会事業要覧』（昭和13年版）[1938]

・社会課職員総数 310、壬生隣保館一書記 1、保姆長、保姆副長 1、保姆 2、嘱託 1、使丁 1  
・第5トラホーム治療所（昭和5年5月、新建町）

◎京都市社会課『京都市社会事業要覧』（昭和14年版）[1939]

（特記事項なし）

◎京都市社会部『京都市社会部関係事業要覧』（昭和16年版）[1941] ※社会部長漆葉見龍

「社会事業といへば今尚「慈善」行為として意識せられる向がある。然し今の社会事業は決して「慈善」なる観念に基くものではない／即「慈善」を止揚し一定の事業としての社会事業がもたれねばならぬ所以である。社会事業に関する定義は学者に依って種々異なる様である。社会連帯思想から国民厚生概念に迄十指に盡せぬ程／ただここに銘記すべきは要保護性が再生産機構と密接なる関連を持つ限り、これとの直接的なつながりをもつものとして社会政策が先行的に施行されねばならぬことである。社会事業は国民厚生の方策として極めて重要な役割をもつとはいへそれは決して社会政策の代替物たり得ない」（p.5）

「〔五〕国民同和 同和問題の解決は皇国日本の真姿を顕現し、高度国防国家の根底を培う礎地となるものである。本市はこの問題の関係地区を多数持ち、しかもその地区は歴史性に基づくあらゆる悪条件を負わされている関係上、特にこの問題を重要視しているのである。即ち永年におたる苦難の歴史に依て齎らされた地区の現状は経済力の弱いこと、文化程度の低いこと、環境の不良なること等高度国防国家の構成を阻害する要素となっているのであって、この要素たる反社会性を除去することが、現下のこの問題の據点にならなければならないのである。かかる見地よりして、国民全体が総反省の下にこの反社会性を除



去すべくに努めなければならないのであるが、特にこの反社会性は地区を中心として存在するが故に、これを運動として取上げるには地区の自主的運動を中核とするを最も効果的とするのである。本市ではこの地区自体の自主的厚生運動を厚生報国運動と称し、これを本市に於ける同和事業運営の基本的中核的指導理念としているのである。而してこの理念により、隣保館を施設経営すると共に、他面厚生報国運動の実践機関として地区の協同体たる厚生報国会を指導しているのである。」(p. 36)

「一 隣保館 本市の隣保館はそのことごとくが、同和事業関係地区に在る關係上、単なる社会事業の一つとしての隣保事業ではなく、前述の如く同和事業運営の一環として存在していることがその特異性である。」(p. 37)

→「融和」事業から「同和」事業へ至る戦時体制強化の過程で、単なる「隣保」事業でもないという差異化が図られている。この点は、戦後にも何かしらの影響を与えているのではないか。

◎京都市総務局法制課『京都市昭和 16 年事務報告書』[1941]

(厚生局)

- ・壬生隣保館—託児 101、家事見習 21

◎京都市総務局法制課『京都市昭和 17 年事務報告書』[1942]

(厚生局)

- ・壬生隣保館—託児 79、家事見習 21
- ・協和事業

「京都市内に在住する朝鮮出身者数は昭和 17 年 3 月現在約 5 万 5 千人を算し、之が保護教化に努め、生活の安定向上を図り、同胞協和の実を挙げべく本市に於ても京都府協和会と協力し左記事業を実施顕著なる実績を挙げつつあり」

◎京都市『京都市昭和 18 年事務報告書』[1943]

(厚生局)

「三 隣保館に関する事項 I 本市隣保館は全て同和事業関係地域に在る關係上之が運営に当り同和事業と一体的なる施策をなしたり」(p. 99) →隣保事業が同和事業に収斂される。

- ・壬生隣保館—託児 76、家事見習 17
- ・不良住宅地区改良事業は、資材難のため、壬生では進んでいない。協和事業では、京都府協和会に、3000 円の補助金交付（～S20 まで続く）。

◎京都市『京都市昭和 19 年事務報告書』[1944]

(厚生局)

「厚生課 一同和事業に関する事項 戦時下益々国民同和の緊要性に鑑み隣保館を中心として全市民の協力を結集し諸種の事業遂行を図ると共に地区民の自力厚生を為厚生報国会を指導助成し又同和奉公会京都市会と緊密なる連繫の下に問題解決に努めたり」(p. 74)

- ・壬生隣保館—託児 76、家事見習 17

◎京都市『京都市昭和 20 年事務報告書』(昭和 21 年 2 月提出) [1945]

(厚生局)

- ・壬生隣保館—託児 68、家事見習 17

「九 不良住宅地区の改善整理事業に関する事項 昭和 16 年度より 5 ヶ年継続事業として施行中の地方改善地区整理事業は情勢の推移に依り当初の計画を以て遂行し得ざる事情に

2012年度部落史講座（主要資料）

2012年6月29日  
中京いきいき市民活動センター

至りたるを以て過般計画の一部変更により実測可能なる範囲に於て効率的に事業完成に努力し本期間養正、錦林、三条の三地区に於ける予定路線上の地上物件は大半撤去せり」（p. 62）→戦中期にも続く改善事業。

## 2.5 『京都市に於ける不良住宅地区に関する調査（調査報告第47号）』（1940年）

・調査実施期間：1937年5月・10月に於いて楽只、養正、錦林、三条、壬生、1938年5月・10月に於いて崇仁、竹田、深草の調査を行った力の入った内容。

### ・壬生地区の性格

- ・西ノ京北小路町、西ノ京新建町、同南原町、中合町、下合町の各一部から構成される。
- ・人口1406人（男712人、694人）、世帯総数317。内、朝鮮人は632（男342、女290人）、総世帯の49%に及び、八地区中、最も多い。
- ・本籍地が地元出身者は123世帯39%。
- ・住宅の構造は木造200戸（84%）、バラック建37戸（16%）である。後者には朝鮮人が多く住み、不良住宅は99%を占め、八地区の中で最も不良度が高い。住宅の室数は一人当0.40室、畳数は1.51畳を平均とし、八地区中最も下位に属する。
- ・「地区の資力は極めて薄弱ではあるが、半島人世帯は内地人に比し、その最低生活に堪え得る事大なるものある為、半島人に於けるカード階級登録者は極めて少なく、僅かに3世帯、18人を存するのみであって、半島人総世帯数の2%に過ぎないが、内地人のみに就ては50世帯、266人を算し、内地人世帯の31%、人員に於て34%の多数に昇っている」（p. 309）
- ・16歳以上の者の教育程度は759人中400人近くが無教育であり、義務教育を完了していない者は528人（70%）に及び、尋常小学校卒業程度以上の者は3割。特に朝鮮人が多い。
- ・主な職業は靴履物職110人（21%）、鹿の子絞26人（5%、女性のみ）、土工30人（5%）、公吏は3人（0.59%）。一方、その他の有業者（登録労働者36人、手伝人夫15、屑買12、屑拾12）は95人と18.48%と高い割合を占めている。

（\*朝鮮人について）

### ・京都市社会課『市内在住朝鮮出身者に関する調査（調査報告第41号）』（1937年）

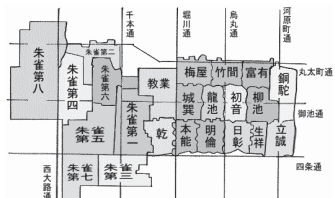
中京区においては、西ノ京南原町（336人、56.7%）、壬生神明町（184人、62.2%、朱雀中東隣）、朱雀賀陽御所町（86、4.2%、洛友中西隣）、壬生下溝町（190人、4.1%、市立病院北東）、及び、西院花田町（286人、21.5%）と分布していることがわかる。

「三、中京区西ノ京南原町 市電西大路三條東約一丁に存在する。一戸建16戸、2戸建8棟16戸、4戸建3棟12戸、5戸建1棟5戸、計49戸である然し住家としての形態の整ひたるは数戸に過ぎず他は古き納屋、馬小屋、倉庫等を改修し或は建具を以て囲ひして住居している。屋根はトタン葺で天井低く建具の完備せるものは少い。上下水の設備なく不潔甚しく降雨の際は雨水氾濫する。」（p. 55）

## 2.6 学校・学区関係（学校関係資料）

◎朱雀第4小学校『沿革誌』（1/2分冊）〔2/2分冊〕

・1950年代後半には同和教育研究指定校となっている。ただ、『教壇あかしや総動員号』（1940年）、



『あかしや教育』（1950年）には融和教育・同和教育の実践の痕跡は見られない。『創立50周年記念誌』（1979年）では、重点目標になっていることがわかる（p.19）。西院校では、1970年になって同和専任が置かれているものの、それまでに目だった取り組みはない。しかし、1990年代以降の識字学級では、西院校教員の識字学級への関わりは盛んであったようである。もとは、1873年（明治6）、春日神社にて設立された葛野郡西院村の小学校に通っていたと思われるが（葛野郡西院尋常高等小学校1922—『学校沿革』）、1904年に朱雀野小学校が設立され、分かれる（?）。ところが、上花田（右京区）に公営住宅ができることで、「再び」西院校は同和関係校となったと言える。

・上花田の壬生市営住宅には、識字学級に参加していた在日コリアンの方も居住しており、京都市の「属地属人方式」（1965年から運用）は、貫徹されていなかったのではないかと推測される。ただ、公営住宅には国籍条項があったはず。京都市の政策的「寛容」か（山本2010a）。  
・民族学級開設に伴っての朝鮮人課外講師が1954年から1967年にかけて任用されている。基本的に非常勤であり、2人体制であることが以下の表からもわかる（京都市朱雀第四小学校『あかしや教育』）。

	朝鮮人教師	職名	着任年月日	前任校	転退職年月日	転任退職の事由
1	A	朝鮮課外講師	1954.6.28	七条朝鮮人学校	1958.3.31	退職
2	B	朝鮮課外講師	1954.6.28	新採用	1954.9.30	待鳳校
3	C	朝鮮課外講師	1954.10.1	新採用	1955.5.31	退職
4	D	朝鮮課外講師	1955.6.1	新採用	1956.6.16	嵯峨野校
5	E	朝鮮課外講師	1956.6.16	新採用	1956.9.15	退職
6	F	朝鮮課外講師	1957.5.1	新任	1958.3.31	退職
7	A	朝鮮課外講師	1958.4.1	待鳳校	1959.3.31	退職
8	G	朝鮮課外講師	1959.4.21	愛知県	1960.2.29	退職
9	H	非常勤講師	1960.3.1	新採用	1961.6.30	退職
10	I	非常勤講師	1961.7.1	（記載なし）	1963.3.31	解職
11	J	非常勤講師	1963.4.1	（記載なし）	1966.4.1	養正校
12	K	非常勤講師	1964.4.1	（記載なし）	1964.6.15	解職
13	L	非常勤講師	1965.4.1	山王校	1966.12.31	解職
14	J	非常勤講師	1967.4.1	養正校	1969.5.31	解職

## 2.7 教宣寺（本願寺派）

- ・創立享保19甲寅年8月17日（1734年）か（『葛野郡寺院明細帳』）※「下京区」より移転

・維持講の悶着 府下愛宕郡野口村今井俊一、山田勘三郎、菱田幸三郎の3名は本年5月17日より葛野郡西院村西の京北小路（特殊部落）真宗教宣寺住職廣圓頭了と協議し同寺頼庵に付之が修繕及び維持講を組織したるが一方信徒は専断の處となりし19日午後7時頃信徒一同同寺に押し寄せ居るを二條巡查派出所詰査の認むる處となり現所に出張し多数参集するは不穩当に就き委員を選ぶべく説諭し引取らしめたるが所轄上長者町署に於ては尚其の成行き等取調中なり（『朝日新聞』1909年8月19日）

・教宣寺文書（1981年7月調査）631点（京都部落問題研究資料センター所蔵複写版）  
→『騒擾』大正七年（京都地方裁判所）米騒動時の記録：五か所での損壊行為。教宣寺は集合場所。千本三條での衝突。

◎山本和了住職（第9代）聞き取り（2011/11/08）

- ・1927年生れ。朱四校第8期卒業生→京都二中（鳥羽高）→平安中編入→太秦小学校代用

2012年度部落史講座（主要資料）

2012年6月29日  
中京いきいき市民活動センター

教員（1943～45年）。父親は京都日日新聞記者から下京区市会議員となる山本時治郎。漆葉見龍との親交もあった。祖父は和歌山（汐見町・善行寺檀家）から京都に来ている。寛了（8代目）。7代目は廣岡顯了か。長女（母）と父（東三条出身）が結婚。父・時治郎は、現住職が中学校1年（13歳）の時に亡くなる。そのため、平安中に編入し、9代目を継ぐ。地元の役員も務めた阪本家（檀家総代）は、平安校に運動靴を卸す御用達でもあった。

◎京都部落史研究所による聞き取り記録（1981/07/09）

・「中川」村といわれるほど、明治4年以降に屋号を持ち始めたのは中川家が最初という。庄屋で土地持ちだった小西家（檀家総代）が、多くの土地を持っていたという。「新建」は、土手の上に来た村。土手は、子どもたちの遊び場となり、「在所」から「まち」に行く際、買い物に出かける際、学校に行く際などに横断する。

・『葛野郡寺院明細帳』によれば、法類総代に明照寺（錦林）住職、組寺総代に長円寺（笹屋町、北側に「元北小路町」あり）。

## 2.8 地域役職者（議員）——山本時治郎と水上七雄

・山本時治郎（??～1940）

・市会議員1期（大正14年5月21日～昭和4年5月20日） 得票509 得票率2.8%  
→下京2級（普選以前）有権者27,204、投票者17,894、投票率65.8%、14/15（定員）。上京2級13人、1級14人、下京2級15人、1級14人 合計56人 有権者65,205、投票者47,322、投票率72.6%の選挙であった。

\*発言①養正の市設浴場修繕について（1924）

「番外（當舖課長井尻良雄君）田中の養正浴場が出来ます時に八百人が先づ這入れるものとして設計しかけたのでありますが、設計の方ではもう少しゆとりを取りまして千人と致しました、所が最近に於きまして千八百人又は二千人近く毎日入浴者があると云うので、此冬は入浴者も餘計になりますので、尚其上湯釜の破損して居りますので、此冬はとても持越せないと云う状態でありまして、それで此経費の増加は湯釜の建設、煙突それから在来あります湯釜の修繕斯う云ふものが含まれて居るのであります」

「十二番（山本時治郎君）一寸課長さんに聞きたい、此問題は今日や昨日に始まったのではない、既に約一年前から斯うした非難がある、それを今日迄抛って置いて、今更らしく言はれるのは市の理事者の誠意を疑はざるを得ない、今後は斯う云ふことは速にやっと思ひます」（「大正14年京都市会会議録第19号」大正14年11月21日、pp.451）

\*発言②「細民地区」における社会事業のあり方について（1927）

「京都市昭和初期に於ける普通、事業両予算の総ては社会的政策ならざるものはないのでありますけれども……社会課が設けられまして久しうはなりますが、嘗て社会課に社会課長らしい人を求めたことがないのであります、然るに先年現課長を求めまして……本市の社会的事業は他の六大都市に比して遥に見劣りする……どの事業を見ましても独自のものは何も無いのであります、絶無であります……此市の社会的事業と申しますが、或る一定の区域に限定されて、それが一般市民とは懸離れた感があると云ふことは殊に遺憾に存ざる次第であります……東七條、東三條、西三條、樂只、田中、鹿ヶ谷に限られて居る

のでありまして、それ等の土地に於ける市の施設事業は孰れも救済的であります……何時迄も救済事業では向上しない……斯うした地区に限らず七十萬市民が享樂し得られる施設は一つもないと私は思ふのであります……特に此区画整理に伴ひまして細民地区に於ける住宅問題程深刻な問題はないと思ふのであります、方今の社会問題として極めて緊切なるものは実に是が解決であります」

「成程本年度の予算に際してまして授産場も、隣保館も託児所も予算に上程されて居りますが、私の申しましたのはそうぢやない、是は結構であります、他都市の模倣的であつて、ちつとも独創的の新味がないと云ふことを申しましたのであります、今後やつて戴けるものは多少矢張独創的の京都市特有のものを施設をして貰ひたいと云ふ希望を申したのであります」（「昭和 2 年京都市会会議録第 5 号」昭和 2 年 2 月 16 日、pp.219-221）

#### \*発言③御大典に際しての区画整理——西三条について（1928）

「市の首脳部の方では一号線に依つて区画整理はするけれども、反対の所だけは後廻しにして、やれる所だけやると云ふことを言明されて居る、以ての外である、それは西三条のあの一割に就きましても、實際生活上の問題に付きましても、住宅の問題に付きましても行詰つて居る、現在の区画整理法を其儘適用するならば、彼處らに住む人は直ちに明日からの生活に脅かされる」（「昭和 3 年京都市会会議録第 3 号」昭和 3 年 2 月 23 日、pp.925）

#### \*発言④都市社会政策の強調（1929）

「都市社会政策の点に付て少しく意見を述べたい」「此不景気の今日に處するには社会的施策を特に多くする、之が自治体の根本義でなくてはならぬと思うのであります」（「昭和 4 年京都市会会議録第 6 号」昭和 4 年 2 月 20 日、p.984）

→一貫して社会政策・社会事業の重要性・必要性を強調。西三条（地元）を含めて地区の問題にも触れているが、市全般の視点からの発言という性格が強いように思われる。漆業との交流があったことが窺われる議会活動でもある。

#### ・水上七雄（1915～??）

立候補回数	選挙年	当落	経歴
第 1 回	1951	落選（10 位）	
第 2 回	1955	当選（7 位）	
第 3 回	1959	当選（2 位）	育友会会長 1960'
第 4 回	1963	当選（1 位）	
第 5 回	1967	当選（6 位）	市会副議長 68'
第 6 回	1971	当選（5 位）	自治連合会会長 73'
第 7 回	1975	落選	（社会党分裂／公明党台頭）
	1983		府日中友好協会理事長
	1989		市選管委員長
	1996		府社民党顧問

・西三条の雇用問題に尽力した人物。長く社会党京都府連で活動し、社民党京都府連では

2012年度部落史講座（主要資料）

2012年6月29日  
中京いきいき市民活動センター

顧問を務める。

- ・自伝『二十世紀日本の断章——大正・昭和・平成私記』（1996年）
- ・第14代育友会長（1960年）／自治連合会長（1973年）・同顧問（1978年）を歴任（京都市立朱雀第四小学校『創立50周年記念誌あかしや』1979年）。
- ・社会党左派の市議会議員（1946年3月入党）。
- ・左京区から西ノ京に引越し・結婚（1947年）。
- ・第48代市会副議長も務める（1968年7月～1969年7月）。
- ・共産党の影響力までは検証できず。
- ・各種団体の動向とのつながりを知る必要がある。

—朱雀第四市政協力委員協議会／朱雀第四遺族会／朱雀第四共同募金会／朱雀第四献血互助会／朱雀第四交通安全対策協議会／朱雀第四傷痍軍人会／堀川少年補導委員会朱雀第四支部／朱雀第四消防分団／朱雀第四青少年対策協議会／朱雀第四体育振興会／中京区日赤奉仕団朱雀第四分団／西ノ京児童公園愛護会・西ノ京ちびっこプール管理運営委員会／朱雀第四婦人会／朱雀第四保健協議会／朱雀第四保護司会／朱雀第四母子福祉会／朱雀第四民生児童委員会／朱雀第四老人クラブ連合会（同上『創立50周年記念誌あかしや』）

### 3. 戦後の同和对策事業——主に「オール・ロマンス」事件／闘争に至るまで(1945～1952)

#### ◎『京都市昭和22年事務報告書』（1946年11月～1947年10月）

- ・『昭和20年事務報告書』では、隣保館での家事見習講習開所日数は計2288日であったが、『昭和22年事務報告書』では、計1955日まで減り、在籍人員は153人から129人まで減っている。ただ、大幅な減少には至っていない。
- ・地方改善地区整理事業についても、継続事業として市内八地区の不良住宅地区を対象としてきたが、昭和21年度をもって資材難資金難のため打ち切りされることになったものの、養正、三條、錦林においては工事施行中であったため、123万円が計上され、地上物件の撤去・移転を完了するまでに至っている点が注目される。
- ・昭和22年3月をもって、政令により町内会（部落会）廃止。

#### ◎『京都市昭和23年事務報告書』（1947年11月～1948年10月）

- ・同和问题解決のため、終戦後の新情勢に対応するため「全市民的なる立場に立脚した京都市同和问题協議会」を設置したことが注目される<sup>8</sup>。
- ・隣保館は、「町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令」（昭和22年政令第15号）が発せられていたものの、地区自治会結成の斡旋指導を行い（かつての「修養自治」の機能か）、錦林、養正、壬生、竹田、深草、辰巳において結成されていることが報告されており、注目される。
- ・家事講習は、開所延日数は1541日と減る傾向にあるが、在籍人員は138人と持ち直している。

#### ◎『昭和24年京都市事務報告書』（1948年11月～1949年10月）

- ・地方改善地区整理として、三條地区に対して軍政部の指示により地区整理及び改良事業

<sup>8</sup> 同協議会の答申は石田良三郎（京都市社会課職員）が執筆したとされ、木村京太郎（後に三木一平）や熊野憲成（崇仁自治連合会会長）なども参画し、福利課係員の鈴木棋も高い評価を与えている（山本2006）。

を実施している。一地区の道路工事、公衆便所工事、隣保館修築工事、水道栓敷設工事、下水道工事に140万円弱の費用を使っている。

◎『昭和25年京都市事務報告書』（1949年11月～1950年10月）

（記載なし）→1950年2月、高山義三が京都市長となる。

◎『昭和26年京都市事務報告書』（1950年11月～1951年10月）

・「戦後における地区の正確なる実態を把握するため、生活、住宅、衛生経済等各方面にわたる調査を市内3,469戸4,559世帯17,678人を対象に実施し、これが集計中である」(p.47)。  
・建設省の委託を受け、不良住宅実態調査を実施。並行して改良住宅建設促進並びに助成のため政府へ要請陳情を実施。

→1951年10月、『オールロマンズ』誌に市職員が「特殊部落」を投稿。事件・闘争へ。

・昭和27年1月30日の機構改正で、管財局住宅課の一部（住宅対策）が民生局福利課に吸収されていることが注目される。

◎『昭和27年京都市事務報告書』（1951年11月～1952年10月）

・隣保館での事業実績は掲載されているが壬生での実績が記載されておらず。  
・青年会の結成<sup>9</sup>。壬生は昭和26年度。  
・地元生活改善運動に積極的に協力。  
・昭和27年度にモデルケースとして錦林地区を対象に、改良住宅24戸建設着手。  
・特別環境改善事業の参画と具体的運営に関して、対地元関係等接渉に関して協力を実施。

・1951年調査実景（柳原銀行記念資料館所蔵写真から）

・写真（別紙参照）→1951年～52年調査時と思われる。これらの調査を踏まえて、以下の報告書が作成されたと思われる。【写真③～⑨】【地図⑦】

・『㊦同和問題資料京都市同和地区生活実態調査統計数表——楽只・養正・三条・錦林・壬生・崇仁・竹田深草地区』（京都市民生局福利課1951年調）

（→『同和地区生活実態調査報告』1953年3月に所収）

**壬生地区の性格**

・世帯：224

・人口：1,108人（内朝鮮人262人）

→明治40年671人、昭和10年771人、昭和15年1,406人までに増加している。

→朝鮮人の世帯数とその比率ともに市内最大。戦前は49%に達していた。

・本籍地：同一628、他地区109、京都府下・関西圏77、他地方32

・人口密度：330人/ha

・住宅構造：バラック1/普通木造223

→崇仁76、竹田深草33と比べるとバラックの数は少ない。不良度は他地区に比べ低いのか。

・職業：工業労働者139人（そのうち皮革製品49、木竹草蔓製品4）、日雇その他137。

<sup>9</sup> 山本和了氏の証言によれば、1930年代に運動や体操などの催しを開催していた「さいび団」という青年（団）が活動していたようである。『あかしや教育』（1950）の校外生活指導者支部担当一覧表によれば、新建町、北小路町、中合町南部に入った補導教師たちに、協力委員として関わったのは「さいび会」であった（p.93）。

2012年度部落史講座（主要資料）

2012年6月29日  
中京いきいき市民活動センター

→崇仁 186、養正 64 に比べると 6 人と公務自由業（官公吏雇員 4 人）が少ない。

・生活保護：29 人／11.4%（総人口 100 に対する比）

→錦林 24.0%、深草 23.2% に比べても少ない。

・不就学率：小学校 2.7% 中学校 33.8%。

→他地区に比べると低くないが、全市的には低い。

・「壬生地区現況図」（1957 年（昭和 32）6 月調査）

・（別紙参照）【地図⑧】

#### ・各公的施設の建設

（中京区壬生）

・隣保館本館 1924 年（大正 13）→1970 年に改築／屋内体育施設 1987 年／福祉センター  
1978 年／学習施設 1978 年

（右京区上花田）

・隣保館本館 1975 年／学習施設 1975 年

#### ・改良住宅 155 戸

・改良住宅（壬生東〔北小路〕3 棟 1967・1969・1970 年／壬生〔上花田〕1～4 棟 1963  
年～1965 年建設：第 2 種公営住宅）【写真⑩】

—住宅地区改良法（1960）：規準

・1 団地の面積が 0.15 ヘクタール以上であること。

・1 団地内の不良住宅の戸数が 50 戸以上であること。

・1 団地内の住宅の戸数に対する不良住宅の戸数の割合が 8 割以上であること。

・1 団地（公共施設の用に供している部分を除く）の面積に対する 1 団地内の住宅の戸数の割合が 1  
ヘクタール当たり 80 戸以上であること。

—公営住宅法（1951）：第二条第 4 項「第二種公営住宅 第一種公営住宅の家賃を支払うことが  
できない程度の低額所得者又は災害に因り住宅を失った低額所得者に対して賃貸する、政令で定める  
規格の公営住宅をいう。」

第七条「国は、事業主体が公営住宅建設三箇年計画に基いて公営住宅の建設をする場合においては、  
予算の範囲内において、当該事業主体に対して、第一種公営住宅の建設についてはその費用の二分  
の一、第二種公営住宅の建設についてはその費用の三分の二を補助しなければならない。」

#### ・職業

・1962 年発行の『京都市電話番号簿』に掲載されている「下駄・履物」の職業別欄に北小  
路町の店は 1 軒である。それに比して、東七条（崇仁）では、10 軒以上存在する。従来  
の履物業から工業労働や自由労働者へと一層変化しているように思われる。

#### ■同和对策事業特別措置法（1969～2002）の時代へ

（『京都市における同和行政の概要』1970）

・壬生隣保館 1970 年改築（新建町）



→構成する町名は、北小路、新建、上大竹町の一部、上花田町（市営住宅）となる。

・人口 1,106 人、290 世帯。生活保護率は 13.1%。浴場設置は 1961 年 4 月。

■主要参考文献（文中で不記載／略記したもの）

- 沖中忠順・福田静二 2000 『京都市電が走った街今昔——古都の路面電車定点対比』JTB パブリッシング  
株式会社島津製作所 1937 『改組二十年記念帖』  
——1957 『島津製作所改組 40 年記念誌』  
——1985 『島津製作所百十年史』  
京都市教育委員会 1974 『識字学級の文集』  
——1990 『「国際識字年」記念壬生識字学級の文集（昭和 47 年度—平成 2 年度）』  
京都市民生局福利課 1970 『京都市における同和行政の概要（昭和 45 年）』  
『みぶほいくしょ 46 年度』  
京都市壬生児童館 2008 『創立 20 周年記念写真集』  
京都府 1992 『字が書けたらなあ読めたらなあ』  
阪急電鉄株式会社 1982 『75 年のあゆみく記述編』  
阪急電鉄株式会社総務部広報課 1981 『阪急電車駅めぐり京都線の巻——空から見た街と駅』  
部落問題研究所編 1981 『水平運動史の研究——第 2 巻資料篇上』  
森清次 1988a 「この人に聞く 56——昔はひどいもんやった」『解放新聞京都市版』 145  
——1988b 「この人に聞く 57——米騒動のころ」『解放新聞京都市版』 146  
——1988c 「この人に聞く 58——厳しい戦争体験」『解放新聞京都市版』 147  
——1988d 「この人に聞く 59——地獄の苦しみあじわう」『解放新聞京都市版』 148  
——1988e 「この人に聞く 60——年寄りを大事に」『解放新聞京都市版』 149  
島津製作所労働組合 1957 『島津労働組合十年のあゆみ』  
朱雀第四小学校 1929—『沿革誌』  
山本崇記 2006 「「オール・ロマンス」糾弾闘争の政治学——戦後部落解放運動史再考にむけて」『コア・エ  
シックス』 2 : 181-194  
——2010a 「同和行政における執行規準の画一化と逸脱の条件——京都市における属地属人方式の検討  
を通して」『ソシオロジ』 54 (3) : 105-120  
——2010b 「同和行政が提起する差別是正の政策的条件——差別と貧困を射程にした社会政策に関する予  
備的考察」『生存学』 2 : 96-109  
——2011 「地域社会と融和運動における「崇仁教育」の位置——中嶋源三郎の足跡から考える」『Notre  
Critique』 4 : 96-112  
——2012a 「「ポスト」同和行政の展開とその課題——住宅地区改良事業と隣保事業という「呪縛」『解  
放社会学研究』 25 : 113-132  
——2012b 「同和行政・隣保事業再考の必要性」『GLOBE』 69 : 12-13  
渡部徹・秋定嘉和編 1974 『部落問題・水平運動資料集成第二巻』三一書房

壬生地区における「同和問題」の形成過程と同和对策事業の特徴

2012 年度部落史講座（主要資料）

2012 年 6 月 29 日  
中京いきいき市民活動センター

・年表

年代	近代以降西三条周辺の出来事	朱四校生徒数（朱雀野校）
1863（文久 3）	大堰川（渡月橋上流～千本三条）から西高瀬川開通	
1871（明治 4）	太政官布告第 488 号「穢多非人等ノ称被廢候」	
1873（明治 6）	西院、山ノ内、西ノ京、壬生、三条台部の各村組合を組織し西院小学校を設立	
1890（明治 23）	京都市制施行／壬生・西京・聚楽廻が葛野郡朱雀野村に	
1897（明治 30）	二条駅開業（京都鉄道）	
1904（明治 37）	朱雀野小学校（朱雀第一）設立	
1910（明治 43）	韓国併合／嵐山電氣軌道三条口駅開業	
1912（大正 1）	朱雀野第二尋常小学校設立／市電二条駅前停留所設置	(1336)
1917（大正 6）	株式会社島津製作所設立（朱雀野村宇桑原に敷地を求め、三条工場建設開始）	(2452)
1918（大正 7）	朱雀野村、下京区に編入／米騒動（西三条 31 名が求刑）	
1919（大正 8）	大日本国粋会結成	
1920（大正 9）	京都市、社会課新設	
1921（大正 10）	頌徳会結成（旧頌徳青年団）／松原尋常小学校設立（朱雀第三小学校）	
1922（大正 11）	全国水平社結成／日本共産党結成	
1923（大正 12）	関東大震災／西三条（北小路）水平社結成／壬生託児所・家事見習所設立	
1925（大正 14）	治安維持法／普通選挙法成立	
1928（昭和 3）	新京阪鉄道京都西院駅開業／京都市電西大路線開業（円町～四条）	
1929（昭和 4）	中京区が上京、下京から分区／朱雀第四小学校設立	328
1931（昭和 6）	満州事変／全水第 11 回大会「解消意見」出る	934
1933（昭和 8）	部落委員会活動／高松地裁判弾争	1065
1934（昭和 9）	室戸台風	1015
1935（昭和 10）	天神川の開通／融和事業完成 10 ヶ年計画決定	1138
1936（昭和 11）	壬生「隣保館」としての運営	1087
1937（昭和 12）	日中戦争	1046
1939（昭和 14）	蘆溝橋事件	1160
1941（昭和 16）	太平洋戦争開始	1285
1942（昭和 17）	全水「自然消滅」	1313
1945（昭和 20）	綾部に小学校児童集団疎開／敗戦	816
1946（昭和 21）	部落解放全国委員会結成／朱四校、朝鮮連盟主催朝鮮人学校開設	1379
1951（昭和 26）	オール・ロマンス事件／不良住宅地区改良法改正・公営住宅法施行	1534
1952（昭和 27）	サ条約・日米安保発効	1500
1954（昭和 29）	朱四校、民族学級設置	1588
1955（昭和 30）	部落解放同盟に改称／朝鮮総連結成	1620
1957（昭和 32）	朱四校、同和教育研究指定校となる	1734
1958（昭和 33）	同和教育研究会開催	1773

## 2012 年度部落史講座（主要資料）

2012 年 6 月 29 日  
中京いきいき市民活動センター

1960(昭和 35)	同和对策審議会設置／住宅地区改良法施行	1421
1965(昭和 40)	同和对策審議会答申	882
1968(昭和 42)	朱四校、同和教育研究指定校決定	889
1969(昭和 44)	同和对策事業特別措置法施行／朱四校、創立 40 周年記念	
1970(昭和 45)	『部落解放第 15 回全国婦人集会・報告書』に西三条支部婦人部による活動報告 「教育の場での部落差別の位置付けを」掲載／部落解放同盟正常化連合会結成	
1972(昭和 47)	壬生識字学級設置（隣保館）	
1975(昭和 50)	部落解放同盟西三条支部再建か	
1979(昭和 54)	朱四校、創立 50 周年	
1982(昭和 57)	改良事業完了／地域改善対策特別措置法	
1986(昭和 61)	地域改善対策協議会意見書（「同和問題はこわい問題」）	
1987(昭和 62)	地对財特法成立	
1990(平成 2)	国際識字年	
1996(平成 8)	地域改善対策協議会答申	
2002(平成 14)	同和对策事業特別措置法の終了壬生隣保館廃止／壬生コミュニティセンターへ	
2008(平成 20)	京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会設置／壬生識字学級閉鎖	
2010(平成 22)		298
2011(平成 23)	壬生コミュニティセンター廃止／中京いきいき市民活動センターへ転用	

# 地図・写真から見る空間的変容 ～北小路の変遷～

## 近現代編

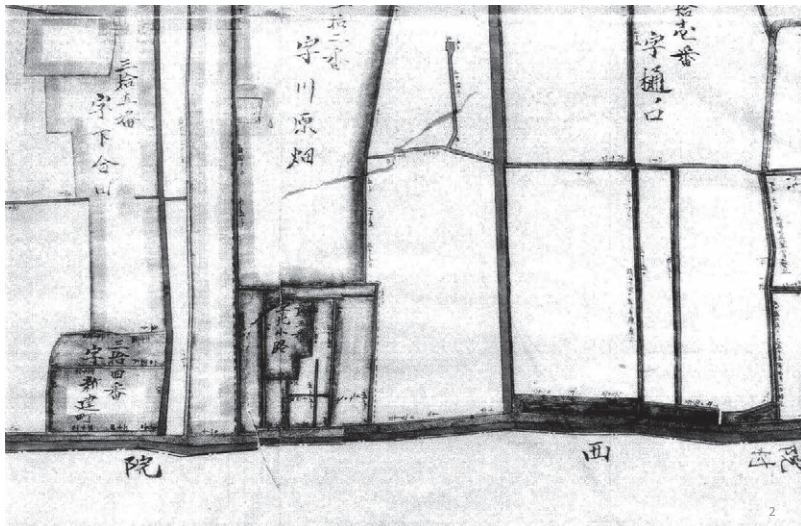
2012年度部落史講座  
中京いきいき市民活動センター  
2012年6月29日

参考資料

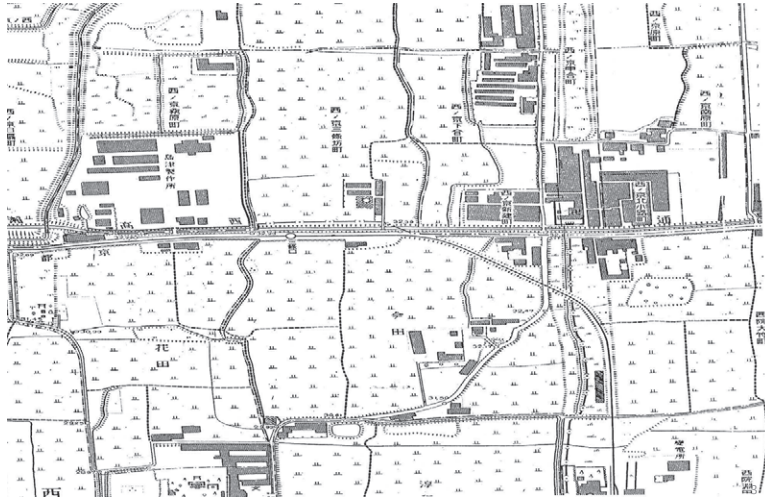
1

### 明治の頃の北小路／新建町

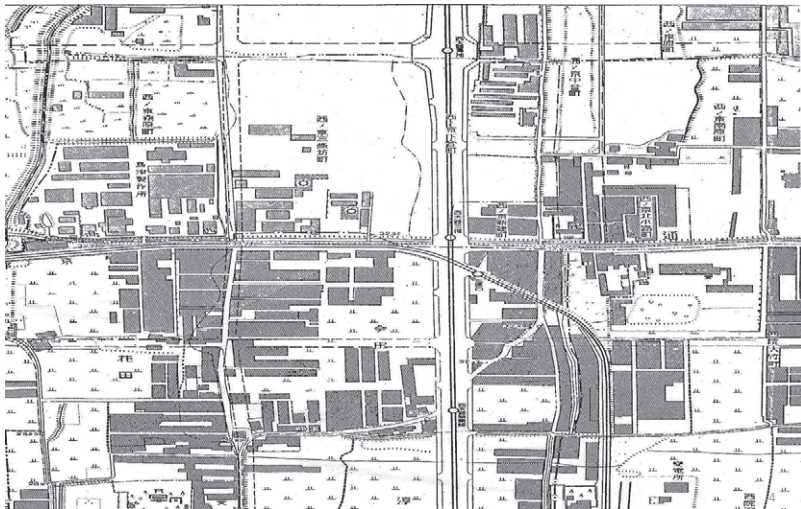
地図①



地図②  
大正14年(1925)地図 (京都市都市計画基本図)



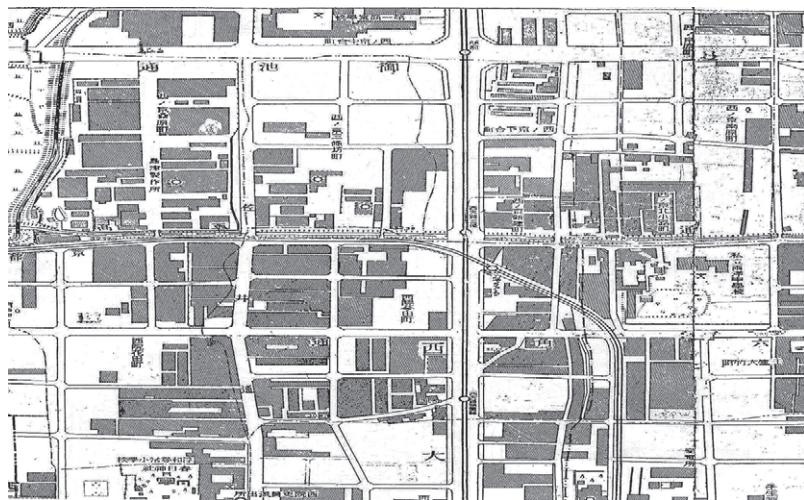
地図③  
昭和4年(1929)地図





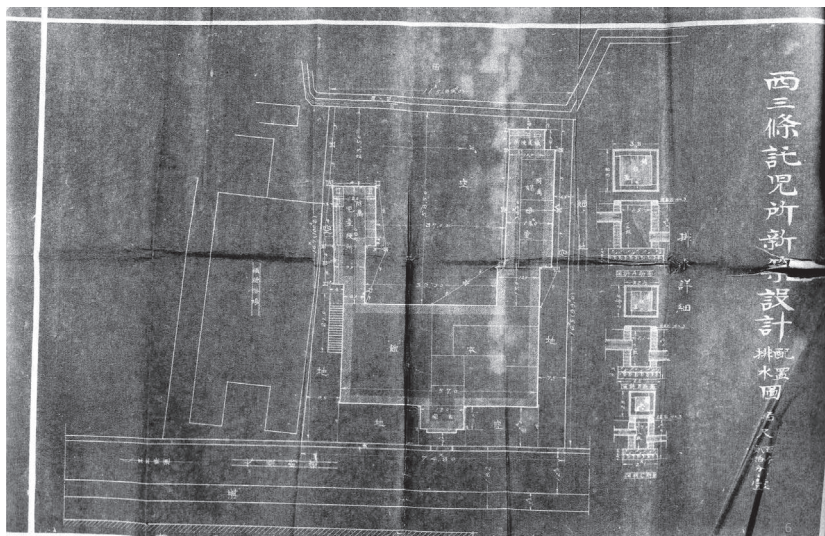
## 昭和11年(1936)地図

地図④



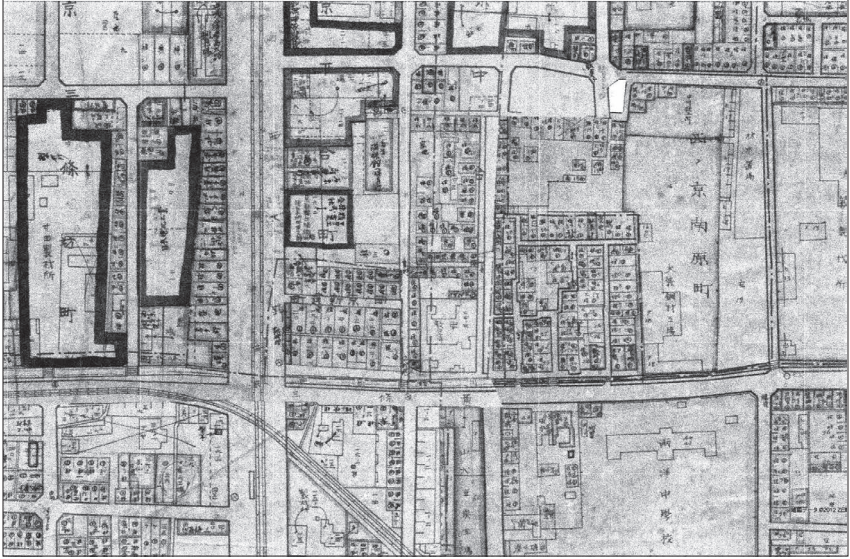
## 西三条託児所(大正15年『地方改善』府社会課)

設計図



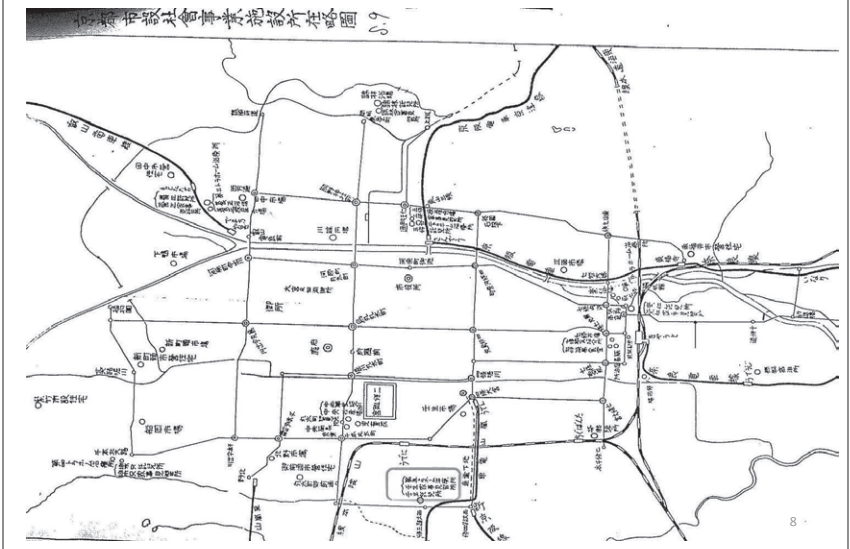
地図⑤

昭和11年(1936)～火災保険協会(立命館大学歴史地理情報班)



地図⑥

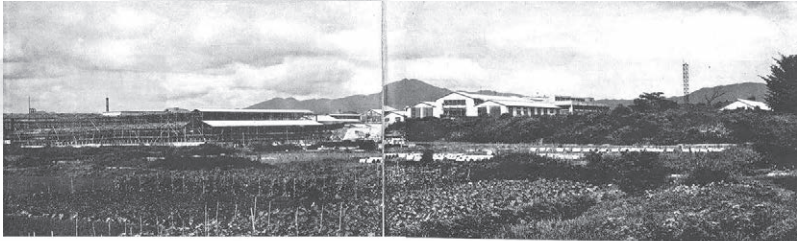
京都市社会事業施設所在略図(昭和9年)



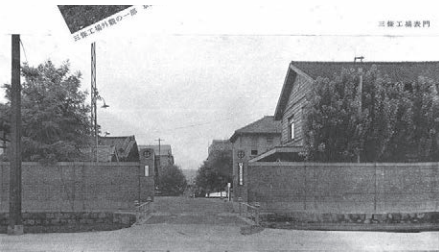


写真①

# 島津製作所三条工場(大正7年～)



三条工場外観の一端

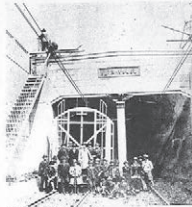


# 西院駅開業(昭和3年)

写真②



昭和3年(昭和3年) 駅舎建設中(左:新築駅舎)



昭和3年(昭和3年) 地下通路建設中



昭和3年(昭和3年) 新築駅舎



昭和3年(昭和3年) 駅舎完成後の様子



昭和3年(昭和3年) 地下通路完成後の様子



昭和3年



昭和3年(昭和3年) 地下通路建設中(左:新築駅舎)



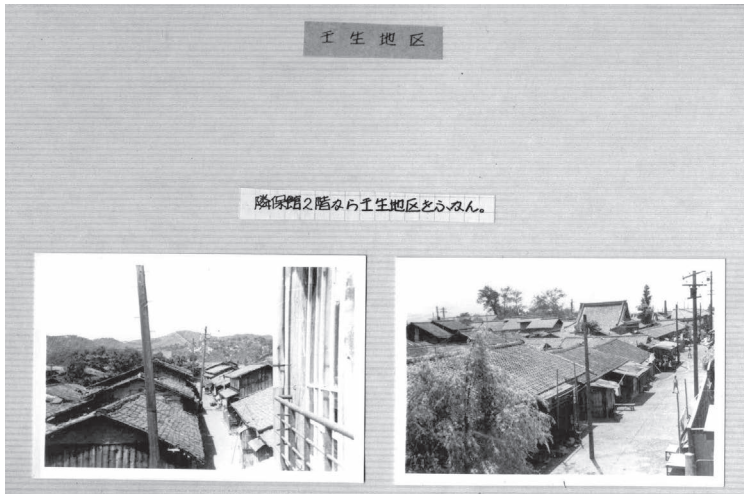
昭和3年



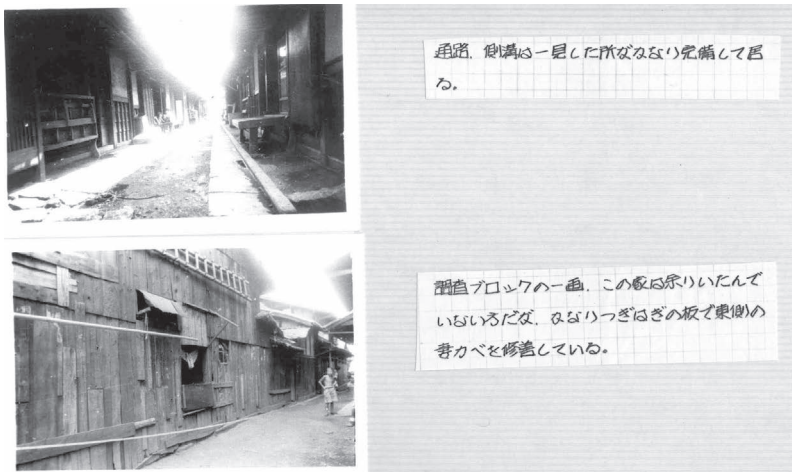
昭和3年(昭和3年) 地下通路完成後の様子



# 1951年壬生地区実態調査（1） 写真③



# 1951年壬生地区実態調査（2） 写真④



## 1951年壬生地区実態調査（3） 写真⑤



壬生地区児童公園予定地、南側にあるつづれ  
及び一た家、しんしんばちやんと住んでいる。



共同水程流場。重い洗台や、にえろ水質のに  
えらい問題のために、この近くの建物は部分的  
的団地。

13

## 1951年壬生地区実態調査（4） 写真⑥

団上の、寝庭の反対側。狭い寝庭に、炊事  
場と便所が同居し、じめじめとした臭気か  
こもっている。それな住居の中へも流れこ  
む。



ラクミ地区と同様に、煮たさものの方は、  
個別炊事になり、その設備は、土間を通り  
ぬけに行く寝庭にある。この上は、トタ  
このカミカゲとしてなるとも築き洗台など  
もうけている。



14

## 1951年壬生地区実態調査（5）

写真⑦

以上、このPhotoのようによく近くに入  
口のある家では、共同といっても自給の水  
栓のようなもので、これにまつわる不満は  
殆どない。しかし他の家では極端な場合  
には4~50Mも水くみにあふりあられる  
らしい。

排水は小さいもの洗もの、汚水なども流  
すのに用いられる。その排水は裏庭と裏庭  
の間と流れる溝に流さゆら、この排水溝  
は長船のそれと異ってラブリでもミブでも  
せりので不完全で汚穢し不健全な空気を  
もじだしている。



15

## 1951年壬生地区実態調査（6）

写真⑧



路地から出るとオート三輪、軽物の往來が  
ひんぱんな大馬力で子供はあかぬい。

16

## 1951年壬生地区実態調査（7） 写真⑨



壬生には子供の遊ばない。子供は、はだなが多い(臭)紙とコウキとばかり。メンコとくじり、おそびな時局的に変わって行く。メンコは腐んで、現金となっている。5円硬貨が単位。ポリヤリンボカンの先生に見つたために現金取り引きはわいどやる。そこでで削除されている。



西、駄菓子、ホルモン料理、夏はカキ氷がはんどよう。水一杯5円(一般は10円)肉牛一切れ5円、しょっ中子供や殿さん、若者や集ってくる。

17

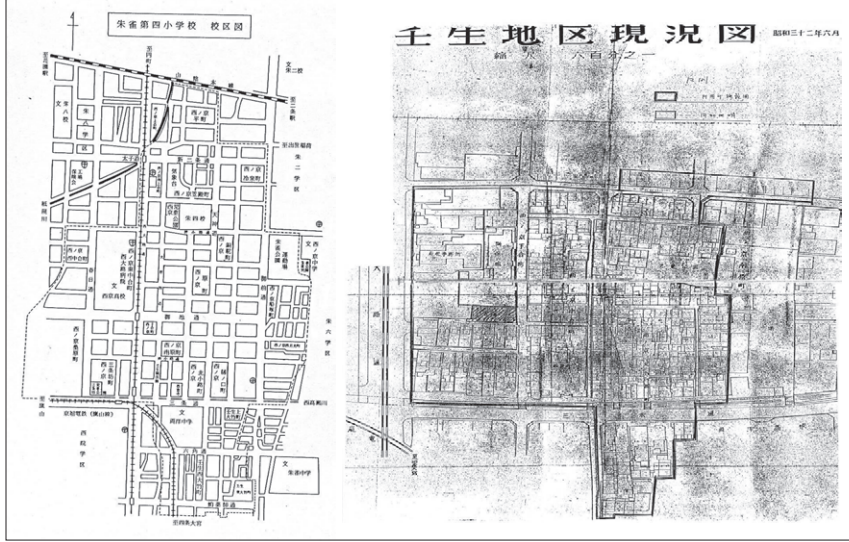
## 1951年壬生地区実態調査(地図⑦)



18



# 朱四校区／壬生地区(1957年) 地図⑧

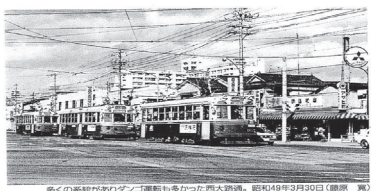


# 西大路三条駅(1974→1999) 写真⑩

西大路三条駅  
 西大路御池  
 西大路錦糸町  
 NISHUJI SANJO

市電の先輩、嵐電と交差する三条口

京の土口にない新しい「口」である。交差する嵐電（新播磨線山崎）は市電の先輩で明治43年3月開業と共に三条口駅を設置した。御土原から1・4キロ東の西大路大宮口を通過の路線である三条線の西端に、引きずって来たようにもたれた嵐電の開通によって農村地帯であったこの地に島津製作所が工場を設け、京の郊外の工業地帯が定められた。西大路の建設・市電も伸びて来た。三条線は錦織野に向かうに傾き少しずつ（北へ傾り、広徳寺前を経て嵐山へ至る、新しい太子道であり錦織街道である。嵐電は市電と軌間も同じなのに、両線が三条口や白旗でつながるという話を聞いたことがある。交差での線型がいえば、西大路四条方に連絡線を引けば京都行きが走らせるのに、思ひの外のものである。



初期水平社の可能性

井  
岡  
康  
時

奈良市の中心部から南西に約二キロメートル、南都の大寺の一つである大安寺の近くに私が勤務しております奈良県立同和問題関係史料センター（以下、史料センター）があります。その名が示すように、同和問題など歴史的に生起してきたさまざまな人権問題にかかわる地域史料を調査、収集、研究し、問題の解決に資することを目的として一九九三年にオープンした奈良県の施設です。

一九八〇年代までの部落問題をめぐる歴史の教育や啓発の内容は、当時の部落史研究、あるいは盛んになってきた社会史研究の水準と比べてかけはなれたものでした。こうした状態では解決につながるような認識は形成できないと考え、その是正のために、奈良県内の人権問題や部落問題に関わる史料を徹底的に収集し、史実にもとづいて地域の歴史像を再構築しようということになりました。そこで史料センターを設け、来年二〇一三年で二〇周年を迎えるのですが、この間におよそ一〇万点にのぼる史料を調査・収集し、これにもとづいてさまざまな研究を進め、その成果を発信してきました。詳しい内容はホームページでごらんください。

I 今、部落問題をめぐって解決しなければならぬ課題とは何か

世に歴史好きといわれる方はたくさんおられます。戦国時代の武将にやたら詳しい方がいらっしやいますし、ここ京都ならば、たとえば新選組のファンといったような人々が全国から訪れるのではないかと思います。そうした興味や関心は、私のなかにもありますので、否定するつもりはまったくありませんが、本日、ここに水平社の歴史を学ぼうとして、お集まりのみなさんは、そのような興味・関心とは少し違うものをおもちなのではないでしょうか。今、部落問題の解決にかかわって直面している課題は何か、それをどう解決していったらいいのか、その方途を考えるために水平社運動の歴史を改めて学んでみよう、そうした問題意識をもって来られたのではないかと思います。

そこでレジュメのIにもありますように、現代の課題は何かということを最初に明らかにしておく必要があると思えました。むろん、何を課題としてとらえるかは人によって違うでしょうが、私の考えるところを述べてみます。

表1をごらんください。二〇〇〇年と二〇一〇年の国勢調査を比較したものです。国勢調査は五年に一度行われま

すが、西暦の末尾が〇になる年に精密な大調査を行い、末尾が五の年には比較的調査項目の少ない調査を行っています。こうした調査の結果について、今では、大字ごと、都市部でしたら丁目ごとのデータをインターネットで確かめることができます。これを利用して、二〇〇〇年と二〇〇一年の年齢帯別の人口比較を行ってみました。表中のA、Nは奈良県の同和地区です。この一四地区は、同和地区単独で一つの大字をつくっています。周辺の集落とあわせて一つの大字を形成している場合は同和地区単独の数字を確定することが困難になりますが、この一四地区の場合は、その大字の数値がそのまま同和地区の数値ということになります。もちろん、その地区に住んでいる方がすべていわゆる「部落民」であるかといえば、それは必ずしもそうではないでしょう。この点についてはさまざまな議論があると思いますが、本日はそうした問題には踏み込まないことにして、ともかく同和地区のエリアの人口変化ということをごらんください。

さて、表1をみますと、レジユメのI—1—1①に記しておりますように、AからNの一四地区のうち一〇地区で六五歳以上の人口比率が著しく増加しています。ただ、A、

B、F、Mは所属する自治体全体もかなりの増加をしていることにも注意をしておかなければならないでしょう。奈良市のAとBに注目してください。二〇一〇年の六五歳以上人口比率がそれぞれ四七・四％、四四・八％となっています。近年の社会学では、六五歳以上人口比率が五〇％を超えた集落を限界集落とよんでいます。集落としての継続があやうくなってきたという意味です。このAもBもともに市街地の比較的交通便利な所にあります。けっして山間部の集落というわけではありません。それでも六五歳以上人口比率が五〇％に近い数値になっています。

高齢化も問題ですが、それと同じく注意しておきたいのは、地域の仕事や文化を受けついでいく次の世代がいるのかということ。I—1—1②に示したように、一五歳未満人口比率が著しく減少している地域が一四地区のうち七地区あります。Aは九・三％から五・二％、Bは九・四％から二・八％と減少しています。菟田野町（合併により二〇〇八年に宇陀市の一部となっている）のKは一四・五％から七・六％へとほぼ半減をしています。このKの六五歳以上人口比率は二八・四％で菟田野町全体の三一・三％に比べると少ないのですが、一五歳未満人口の減少が急激で



あるといえます。先日、K地区の学習会に招かれて、このデータを使って議論をしました。まだ今のところKの少子高齢化は周辺地区とくらべてとくに進んでいるわけではありませんが、このように一五歳未満人口比率が急激に小さくなっていくと、将来、この地域全体のなかでKだけが大きく人口が減少してしまうことになるのではないか、この問題にどう対応するかを考えておく必要があるという話をしました。

このように、すべての同和地区においてというわけではありませんが、少なからぬ地区において高齢化と少子化を背景とした急激な人口減が進行しています。こうした傾向にあることは以前から指摘されてきましたが、実際に国勢調査のデータを用いて検討すると、周辺地域と比べてもかなりの差があることが判明します。これが解決しなければならぬ現代的な課題の一つだと思えます

課題の二つ目は、部落差別の意識が必ずしも解消に向かっていないということです。近年、大阪でも京都でも調査が行われていますが、レジュメのI-2-1①にありますように、奈良県でも二〇〇八年一月に意識調査を行っています。子どもの結婚相手と同和地区出身者である場合に

対する否定的回答が六割あります。その中身は「親として反対だが、子どもの意思が堅ければ仕方ない」が四四・二%、「考え直すように言う」が一七・七%です。あわせて、六割です。Bに参考としてあげましたが、一九八七年九月に奈良県が同和問題についての意識調査を実施しています。「同和地区外の人はどういう場合に同和地区の人を気にしたり意識すると考えるか」という質問に「同和地区の人と結婚するとき」という答えが六五・六%ありました。

質問の中身も答え方も違いますので単純に比較はできませんが、結婚に関わって否定的な考えを示す人が六割前後いるという数字は、一九八七年から二〇〇八年まで、およそ二〇年たっても変わっていないということになります。

つづいてI-2-2②をみてください。二〇〇九年一〇月に奈良県の解放同盟が県内の六地区を選んで実態調査を行っています。住民に部落差別について聞いたところ、七割くらいの方が、「差別がある」「どちらか」というと差別がある」という回答をしています。奈良県民の六割が否定的な回答をし、一方で、同和地区住民の七割が差別があると回答しているということです。

以上をまとめますと、今部落問題をめぐって解決しなけ

ればならない課題の一つは高齢化と少子化を背景とした人口減少であると考えます。このままでいくと集落としての機能が失われるということも考えられます。放置はできません。もう一つは、さまざまな教育や啓発にもかかわらず容易に衰えていない差別意識という問題です。この二つを解決すべき課題として考えなくてはならないと思っています。

## II 大正期の部落問題をめぐる課題とは何か

その上で、一気に歴史を九〇年さかのぼりまして、大正期の部落問題をめぐる課題は何であったのか、当時、さかんに取り組まれた融和運動や水平社運動は、そうした課題をどのように解決しようとしたのかということやレジュメのIIで考えていきます。ちなみに今年には水平社創立九〇周年にあたりますが、奈良県では、一九一二年に大和同志会という融和団体が結成されており、創立一〇〇周年になります。奈良県では水平社九〇周年と大和同志会一〇〇年を同時に記念する年になっています。

レジュメのII―1をごらんください。①④と⑥は、表1でみた一四の地区のうち、融和運動や水平社運動が盛ん

であった地区を取り上げたもので、これらの地区の大正時代の人口変化を確かめています。たとえば、②橿原市のFは、明治期からマッチ生産や土木業が盛んでした。松本長八という人が奈良県水平社の初代委員長となっています。ご存知のように奈良県水平社は西光万吉、阪本清一郎、駒井喜作といった人びとが中心となって結成されますが、年が若かったということもあり、また全国水平社ができたあとは全国的に活動しますので、彼らよりも少し年上で土木業を営んでいた松本長八が初代委員長になります。このFの人口は大正期を通じて一・四倍に増えます。

③御所市のGは履物生産が盛んで、水平社の時代から戦後の部落解放運動にいたるまで活躍した木村京太郎の出身の部落です。住井すえ『橋のない川』の主人公の部落モデルともいわれています。これも大正初期から中期にかけて人口が増えています。④御所市のJは、後期の大和同志会を指導した吉川吉治郎という人が出てくる部落です。ここもかなり増えています。⑤は表1には登場していませんが、西光万吉、阪本清一郎、駒井喜作を生み出した部落です。ここも一・五倍の増加となっています。⑥菟田野町のK、これも水平社運動がおこっています。ここまでみて

きた②⑤と比べると多くはありませんが、やはり人口が二割近く増えています。

①奈良市のBは先ほど述べた大和同志会を創立した松井庄五郎出身の部落です。履物生産などが盛んでしたが、ここはあまり人口が伸びていません。このように人口が横ばいとなった地区もありましたが、おおもむね、この時期の奈良県の部落では人口がかなり増加したということがいえます。

最近、京都府綴喜郡井手町の部落史について調べる機会がありました。ここは江戸時代から履物生産が盛んで、明治時代中期以降は土木業が発達したところです。水平運動の活動もみられますが、あまり大きくはならず、融和運動団体親和会の拠点となったところです。ここも⑦にみるように人口が大きく伸びています。

以上を総括しますと、融和運動や水平社運動が取り組まれた部落の多くでは大正前期に急激な人口の増加が生じていたといえます。第一次世界大戦を背景にして日本の経済のありようが大きく変化をするのですが、その変化を背景にして部落産業も急激に発展して人口増が生じたと考えられます。これにともなう生活環境の大きな変化や流入者の

急増を背景とした共同体規制の弛緩。こうしたことがさまざまな運動が取り組まれてくる背景になるのではないかと思います。

次にⅡ―2をみてください。これは一九一五年の『奈良県風俗誌』という史料から被差別部落に対する意識に関する記述を抽出したものです。『奈良県風俗誌』とは、大正天皇即位の記念事業の一つとして、奈良県内で風俗調査を実施しまとめたものです。このなかに「細民部落」という項目があり、調査地域の部落の現状や、周辺住民の意識などについて記述しています。

①は宇陀郡曾爾村という奈良県東部の山間地域の村の調査から取り出したものです。この村にある部落の収入は「一般と異ならず」とあります。経済状態は周辺地域とあまり変わりがないというのです。その部落を周辺の人々がどうみているかというところ、「一般人民は何となく異なるが如き感を有し、何となく違っていると思うような感覚を有している」と記されています。

次の②は北葛城郡上牧村の部落ですが、上牧村というのは奈良県の西部にあり、大阪への近さということもあって、この村の部落では明治の後半から履物産業が大変活発

におこりまして、水平社の活動も盛んになるところです。

この経済状態については、「職業の主なるものは農業にして、其の収入又一般の農家と変りなけれども、部落特有の副産業として各戸に周く行へるは麻裏用の晒表を作ることなり。(中略)其の収入一般と異ならず」と記されています。やはり周辺地域と大差はないという認識です。ところが、周辺の人が、この部落をどうみているかというところ、  
「一般民は今も尚部落民を嫌忌し、これと交るを厭ふ風あり、其は単に習慣上何かなしに嫌ふ」と記されています。

「厭ふ」「嫌ふ」の明確な理由については、調査した人にもはっきりとわからない、「習慣上何かなしに」としか書きよがないということなのでしょう。これを書いた地元の小学校の校長先生は、部落問題に心を痛め、その解決のために奔走していた人物です。融和教育といわれるものの先駆をなす人だと評価してもよいと思います。その人が続いて次のように書いています。「彼等は余り不清潔なりといふと、彼等は執拗にして物事を兎角大袈裟にし、動もすれば多勢を待みて脅迫がましき挙動に出つるを怖るといふにあるもの、如し」、部落住民は何かあると大勢で集団になつてやってくる、それを周辺地域の人びとは恐れているとい

うのです。集団でくるといふのは、水平社の糾弾活動が始まってから生まれてきた意識ではないかという考えがありますが、これをみると水平社が生まれる七年前にはすでに部落は集団でくるとから怖いというイメージがあつたということです。単に糾弾が問題ということではなく、もつと根の深い意識であるように思います。

③は生駒郡南生駒村です。現在生駒市という大阪のベッドタウンとして発展してきている地域の一角にあります。

「一般愛児の念深きが故なるか、又は学問の必要を感じたるか、家庭に於ける児童の復習、厳に行はしむために学級の主位を占むるもの少なからず。(中略)就学歩合佳良なり、他に劣らず」と記されています。教育に熱心で児童の成績は優秀、就学率もよろしいというわけです。その部落をどうみているかというところ、「該部落民は身は穢れ居らざるも火のみ穢れ居れり」と、部落内に於て食事をなすを何人と雖も之れを嫌ふ」といふのです。部落の中で食事をすることを「火のみ穢れ居れり」として嫌がっているということです。

『奈良県風俗誌』からうかがうことのできる差別意識とは、合理的な説明がむづかしい賤視とか忌避感が核となつ

ているような観念であるといえるのではないでしょうか。

近代の部落差別の意識については、部落の貧窮状態から説明されることが多いように思います。京都や大阪の都市部部落ではきびしい生活状況があり、奈良県においても都市的な発展をとげていく地域の部落では似たような状況がみられます。確かにそうした地域においては、貧しいが故にうける蔑みといったようなものをみてとることができるとでしょう。しかし、近代の差別をそうしたものに収れんさせてはならないと思うのです。上記の三例にみるように、生活の低位性や劣悪な環境がみられないような部落に向けられる原初的などいってもいいような差別意識——こうしたものが近代になってもあらわれていることに注意すべきだろうと考えます。

ここまでの話をまとめてみると、大正期に部落問題を解決しようと考えた人々が直面した課題は、急激な人口増加に伴う地域の変化と混乱——これをどう解決するかということが一つです。もう一つは合理的な説明もできないような意識も含めたきびしい差別にどう立ち向かうか、以上の二つに整理できると思います。

Ⅲ 大正期の運動はどのように課題を解決しようとしたか

以上のように整理した上で、大正時代の運動は前記の課題をどのように解決しようとしたのかをみていきましよう。まず、奈良県で創立された大和同志会の運動に注目してみます。大和同志会の中心となったのは松井庄五郎という人物です。先ほどの表1でみると、奈良市のBの出身で、東京帝国大学を卒業し獣医の資格をもっていました。東京で学んだのち、奈良に帰ってからは牛肉店を営み、奈良市内を中心にたくさんのお店を展開したという経営者でもありました。

大和同志会は『明治之光』という機関誌を発行していました。この『明治之光』に、松井が「我徒の蹶起を望む」という文章を発表しています。レジユメのⅢ—1—①を「ごらんください。吾人は同胞に敢て蹶起てふことを望む所以は他にあらず（中略）／先ず第一に吾人の最も急激に更改を求めんとするは中流以下の風儀にあると思ふ」、まず経済的に中流以下の人の風儀を改めよということです。「第二に自覚と自治を必要とす（中略）／我徒の志士蹶起せよ、自覚せよ、自治を鞏固にせよ」と呼びかけています。おそらくこの背後には部落の人口が急激に増加をしてくる、様々な

人たちがやってきて旧来の地域の自治が保たれにくくなってくる、そういうことへの危機感があつたのではないかと思ひます。

この『明治之光』には京都の人たちがさかんに論文を投稿したり協力しています。明石民蔵という柳原の指導者が「京都府同志会の組織を企図し府下同憂の志士に檄を飛ばす」という長い題名のついた文章を発表しています。次の②をみてください。「在来の如く世の覚醒を待つて自己の幸福を増進し、利権を伸張せんとするが如き姑息手段に依らず、大に自動的活動を起し、以て内を整へ外に向へんと欲す」、世の中が目覚めるのを待つなどという姑息な手段をとるのではなく、まず自分たちが主体的な活動を起こそうと呼びかけています。大和同志会の活動は融和運動とよばれ、従来はあまり高い評価を受けてきませんでした。しかし、この明石の言葉にみられるように、のちに水平社がかげることになる「自ら解放せんとする者の集団運動」という発想がすでに生まれているようすを確かめることができます。

レジュメには「参考」として、『明治之光』2巻1号（一九一三年の正月号）に掲載された全五一頁にわたる広告の

うち、京都府内の個人や団体によって掲載されたものをまとめてみました。ほとんどが柳原の個人や団体で、多くは皮革や履物関係の事業をしていた人びとです。下の方に「京都市 益井信」という記載がありますが、この益井信という人物は綴喜郡井手町の部落出身で、眼科医になって京都でもよく知られる名医となった人でした。最後に京都市の山岡商店という名前が出ていますが、経営者は山岡末吉という人でした。奈良の松井庄五郎とは親しかったと思われ、この号以外にも多くの広告を出しています。この山岡は、京都の水平社運動の指導者で、全国水平社の委員長もつとめた南梅吉とも関係があつたらしく、おそらく水平社の活動資金かと思われませんが、南にお金を貸しています（白石正明氏のご教示による）。融和運動にも水平社運動にも両方に顔をだす経営者として、なかなか興味深い人だなと思ひますが、こういう人物かはよくわかりません。

融和運動の話はこれぐらいにしておいて、次にレジュメのⅢ―2をごらんください。ここからは水平社運動について述べていきます。水平社は大正期の諸課題をどのように解決しようとしていたのでしょうか。

①としてまとめたように、融和運動がめざしたことは、



自覚と自治を重んじて自らの手で部落問題を解決する力を高めていくとともに、具体的な改善を進めることによつて差別意識の解消につとめるということであつたと思われまゝす。一方創立期の水平社もまた、大和同志会がもつていた「自治を鞏固にせよ」とか「大に自動的活動を起し」といつた自覚と自治というような問題意識を受け継いでいます。こうした意識が、先ほども述べたように、水平社宣言のなかの「自ら解放せんとする者の集団運動」といつた言葉に結実するのではないのでしょうか。さらにこれに加えて、部落の歴史を誇りうるものとして描き出して価値観の転換を一朝にはかろうとしたという点が創立期の水平社の特徴ではないかと考えています。

その上で、②に奈良県の初期の運動の特徴をまとめてみました。まず一つ目は、当時の部落が直面していた社会的経済的状况にかかわることですが、部落内の経済格差が拡大して様々な矛盾が表面化していたとはいえ、大阪や京都の都市部に比べてその解決がさほど差し迫つた問題となつていなかったということがあげられます。

二つ目は、奈良県の初期の水平社運動の指導者の多くは部落の有力者の子弟であつたということです。京都の水平

社運動の指導者は、たとえば桜田規矩三、菱野貞次、朝田善之助といった人を考えてみると、必ずしも裕福とはいえない労働者の家庭から生まれてきた人々といえるでしょうが、奈良県の指導者の多くは、生家が比較的安定しており、上級学校への進学も可能であつたような人々です。この点は、京都のような都市部の水平社運動との大きな違いといえるでしょう。

こうしたことから三つ目の特徴があらわれてくるのですが、奈良県の運動では、差別を意識や観念のレベルで捉えていこうとする傾向が比較的強かつたと思います。先ほどみました『奈良県風俗誌』にみられるような、「何となく異なる」とか、「習慣上何かなしに嫌ふ」というような周辺住民の意識に奈良県の水平社運動の指導者たちは直面することが多かつたのだらうと考えられます。京都の都市部のように、部落住民の多くがきびしい生活状況におちいつていくなかで差別の問題に立ち向かつた人々とは、問題の立て方がずいぶん違つていたのです。

このことにかかわつて、初期の奈良県水平社運動の考え方をよく示している史料をレジュメにあげておきました。一九二二年九月、奈良県水平社が開いた委員会の決議とい

うものです。ここで次のように述べています。

この不合理なる差別撤廃に当って先づ吾等のとる可き手段は何々か、勿論これが卑下と賤視の二つの感情の相互作用によつて成り立つとすれば、卑下の体験者は、卑下の賤視の体験者は、賤視の各感情の矯正に努める事が至当であらう

文章がやや乱れておりまして、何をいいたいのかわかりにくいところもありますが、「卑下と賤視」を重視し、その「矯正」こそが何よりも大事だと述べていることはご理解いただけると思います。つづけて次のように主張しています。

吾等の生活改善と云ひ風俗矯正と云ひ、皆な枝葉の問題であり、余件的手段であるに過ぎぬ、そして根本的問題は賤視と卑下の感情の矯正を必須の条件とする事に依つてのみ解決するものである

「卑下と賤視の感情の矯正」、つまり差別意識を改めていくことが、もつとも大切な「必須の条件」であつて、「生活改善」や「風俗矯正」などは「枝葉の問題」であり、重要ではない「余件的」なことだといっています。そして続いて、

彼等が今尚ほ不合理なる因襲に因はれて賤視観念を抱くものとするれば、より解放されるべきは寧ろ自覚せざる彼等ではあるまいか。

とあります。「解放」されなければならないのは、今なお、差別意識を抱き続けている「彼等」、部落外住民ではないのかということです。重要な問題提起がなされていると思います。

奈良県の水平社運動は、このように問題を立てながら運動を進めていきました。ところが、大正期も末期になるとしだいに不況が深刻化し、多くの部落産業も行き詰まりをみせるようになります。京都や大阪の都市部ほどではありませんが奈良の部落産業もしだいに環境がきびしくなり、失業者もあらわれるようになります。昭和恐慌以降はさらに深刻な状態となり、奈良県の水平社運動のなかからも生活改善のために行政から資金援助を引き出そうという動きがでてきます。差別にたいする賠償金としてとるべきだという論理が編み出されていくようになるのです。生活改善を「枝葉」の問題だといってきたはずなのですが、もはやこれこそが重要な問題になってきます。

このころから社会主義運動への接近がみられるようにな



り、労働運動や農民運動に連携しようという動きもあらわれてきます。奈良県には大きな工場がありませんから、労働争議はさほど発生しませんが、小作争議は多数発生した県の一つで、その現場に水平社の一部の指導者が出向き、運動の支援や指導にあたるようになります。ところが、こうしたいわば左翼的に運動が展開することに対する批判も根強くありました。これが四つ目の特徴ということになるかと思えます。レジユメのⅢ―2―②のDに示しておりますが、全国水平社の機関誌『水平新聞』第一〇号（一九二五年六月）の「奈良県附録」に山本八郎という人が「水平運動の真髓に向かつて猛進せよ」という文章を発表しています。山本八郎は先ほどの表1のKという部落の人です。次のように主張しています。

近頃各地で発行されてゐる水平社の機関紙を見るに、各々申合せた様に労働運動とか農民運動等の活字が網羅されてゐる。此の間も三重県の某新聞紙上に一部落青年が、「水平社と農民組合の提携の必要」を論じてゐたが、吾々の運動は未だ彼等と提携するに至る迄に進展してゐないと思ふ。（中略）吾等の綱領には経済上の要求もあるけれ共、それは第二の問題であつて、

吾等の今迄体験して来た人間冒険に対する人権獲得運動は、小作人の年貢米軽減運動や労働者の賃銀値上げ問題と同一のものとして取扱ふべき性質のものではない。過去を顧みれば、彼等一般小作人も労働者も、我等の先祖を虐げ苦しめて来た差別者ではないか。

差別撤廃の取り組みと、小作人の年貢軽減や労働者の賃上げといった経済闘争とは区別されるべきであり、容易に提携などしてはならないという考えです。このように水平社のボル派といわれるような左翼的な潮流を批判する動きが奈良県の水平社の底流にずっとあつたように思います。以上、四点にわたつて述べたように、奈良県の水平社運動の特徴を、京都の運動と比べてみるとかなりの違いがあるように思われます。その比較をレジユメの次の③で簡単に行つておきました。京都は全国水平社の創立大会も行われ、南梅吉のような委員長も出しているのですが、初期の運動は京都ではあまり大きな広がりをみせませんでした。『京都の部落史2 近現代』（阿吽社、一九九一年）が指摘しているように、「京都市内になかなか組織がでなかつた」というのが現状で、京都府内をみても「南山城の井手と笠置の二カ所に拠点をもつた」にすぎなかつたわけです。

こうした京都の状況と比べると、奈良はかなり違っています。奈良県では短期間の間に京都に比べると多くの部落に運動が広がったといえるでしょう。これは水平社だけでなく、大和同志会の運動でも『明治之光』を出したときに奈良県の部落の半分くらいから賛同広告が集っていますし、奈良県水平社が創立されると、やはり半分程度の部落に同調の動きがあらわれます。このような違いがあらわれる要因として、一つは指導者の基盤の違いということが考えられるのではないのでしょうか。奈良の場合は、先ほども述べたように、その部落に古くから根づいている旧家の子弟が運動の先頭に立ちますが、京都ではそうではなく、むしろプロレタリア的な基盤をもつといえるのではないのでしょうか。しかも、桜田規矩三は奈良県出身といわれていますし、朝田善之助は滋賀県出身ということです。奈良県のような農村部においては他の地域から来た、いわば他所者が主導権をにぎるという現象は容易には生じません。それが京都で可能になっているわけですから、さすがに都市は違うなと思います。

同時に京都は無産運動の拠点となる都市の一つで、そのことが水平社運動にさまざまな影響を与えていると思われる

ます。運動に先鋭さがあらわれてくると、ついていけない人もたくさん出てくることになります。奈良の運動をみてみますと、先鋭的な、たとえば全国水平社青年同盟に加盟して活動する人々も出てきますが、それは一部にとどまっているように思います。昭和期の奈良県の部落に設けられた区会や部落会、現代の自治会にあたる組織ですが、こうした組織の史料をみると、水平社担当といったような役割を設けているところがあります。つまり、こうした部落では自治会活動と水平社運動が重なってしまっており、地域の共同規制のなかに水平社も包摂されているというスタイルをとっているわけです。一言で水平社運動といっても、農村的な基盤をもつところと都市的な基盤をもつところとは随分と違っているということです。

IV 今後、どのように課題を解決していくことができるか  
—運動の歴史から学ぶこと

最後に、これから未来に向けてどのように課題を解決していくかということを視野に入れながら、本日の話を整理してみます。

レジュメのIV―1に記していますように、大正期の部落

には急激な人口増加が起きて生活環境の激変や共同体規制の弛緩といった問題が生じました。これに対する答えが、松井庄五郎の「自治を鞏固にせよ」とか、明石民蔵の「大に自動的活動を起」こそうといった、自覚や自治を高めようとする思想があらわれてくるのですが、これは水平社にも受けつがれていると思われれます。自覚と自治は現代を生きる私たちも考えなければならぬ問題です。高度経済成長の時代は地域の多くの課題の解決を行政にゆだねる、おまかせ民主主義が通用しましたが、もはやそうした手法を使うことはできなくなりました。行政に対して要求するだけでなく、私たちは、このように問題を解決しようと思うが、これに対して行政はどのようなサポートができるのか、といったような提案を行う時代になっています。自覚と自治をもって自分たちで課題をみつけ、その解決の方向を考えると姿勢をもつことが必要となっており、そうした視点に立てば、大正期の運動から学ぶことは多いのではないのでしょうか。

もう一つの課題は部落差別撤廃をどのように実現していくかということで、これに対する一つの答えは、水平社が提起したように、マイノリティである部落の歴史を高く評

価し価値観の転換を図ること、そして周辺住民のもつ差別意識そのものを撃つという考え方でしょう。現在、グローバルイズムの展開や価値観の多様化などが進むなかで、さまざまなマイノリティが存在を主張するようになり、その声を誰も軽視できなくなっています。そして、おそらくこれからもさまざまな抑圧のなかで忍従していた人々が声をあげ、社会的に姿をあらわすことよって、マジョリティの側がまだ気づいていない新たなマイノリティが見いだされていくのではないかと思います。そうした時代を生きる現代人にとって、水平社が社会に投げかけた提起「マイノリティの尊厳、アイデンティティの保障」にどのように応えるのかは大切な問題であろうと考えています。

以上のように大正期の運動から学ぶことは多いのですが、一方で、社会状況の違いということにも目を向けておかなければなりません。Ⅳ―2をごらんください。大正期の運動は水平社にしても融和運動にしても右肩上がりの、社会全体が伸びていく時代の運動でした。第一次大戦期の日本は高度経済成長のただなかにありました。当時の日本経済は、私たちが知っている一九六〇年代の成長と比べても遜色のないような伸びを示しています。そうした時代を

背景に部落産業が成長し、部落の人口も増加していきました。一方、これからの私たちは、少子高齢化による人口減少と低成長という時代のなかで差別撤廃の実現という課題に取り組まなければなりません。

したがって、いろいろな議論の分かれるところでしようが、自覚や自治、マイノリティの尊厳といった思想や理念は、これからの時代に活かしていくことができますが、基盤となる社会状況が違うので、水平社運動の手法や戦術などについては学ぶことは少ないのではないかと思います。

その上で、IV-3、差別撤廃の道筋をどのように展望するかということを考えていきましょう。もちろん、答えは簡単にみつきりません。部落だけの取り組みで解決できるものではなく、各地域共同の課題として模索していくような智恵と創意と工夫が求められていると思います。

たとえば、部落で少子高齢化が急速に進んでいる可能性について述べましたが、少子高齢化は各地域に共通する課題です。部落では少子高齢化が先んじて進んでいるようですから、こうした地域でどのような展望が切り開けるか、明らかにできれば日本の社会全体に益するものが大きいのではないかと思います。共通の課題の解決をめざして周辺地

域との共同の取り組みをどのように進めていくか、こうしたところからも展望が開けてくるのではないのでしょうか。少子高齢化が地域共通の課題であるとなると、差別的撤廃は地域が共有すべき課題です。部落差別だけではなく、子どもや高齢者、障害者などの人権問題、いじめやハラスメントにいたるまで多様な抑圧や排除、忌避などが解決されるべき課題として人々に意識されるようになっていきます。差別撤廃の課題は部落が先んじて取り組んでも解決の道筋は容易にみえてこないでしょう。共有の課題として討議を交わしながら進めていかなければならないと思います。

## 初期水平社の可能性

## I、今、部落問題をめぐって解決しなければならない課題とは何か

## 1、近年の部落に生じていること—国勢調査の結果から

表1 2000年と2010年の国勢調査の人口比較

	総人口(人)			15歳未満人口		15~64歳人口		65歳以上人口	
	2000年	2010年	比率	2000年	2010年	2000年	2010年	2000年	2010年
奈良市	366185	366591	100.1%	14.4%	12.6%	69.8%	63.1%	15.6%	23.5%
A	311	230	74.0%	9.3%	5.2%	63.3%	46.1%	27.3%	47.4%
B	160	143	89.4%	9.4%	2.8%	66.3%	50.3%	24.4%	44.8%
大和郡山市	94188	89023	94.5%	14.2%	12.8%	70.0%	61.9%	15.8%	24.5%
C	2584	2086	80.7%	14.4%	10.0%	68.2%	60.4%	17.4%	28.4%
天理市	72741	69178	95.1%	15.0%	13.5%	69.2%	64.8%	15.8%	20.8%
D	222	185	83.3%	14.9%	5.4%	69.8%	71.4%	15.3%	21.1%
桜井市	63248	60146	95.1%	15.5%	13.0%	65.9%	62.3%	18.4%	24.3%
E	652	610	93.6%	13.2%	13.1%	71.3%	62.0%	15.5%	24.9%
橿原市	125005	125605	100.5%	15.7%	13.9%	70.1%	63.3%	14.2%	21.5%
F	239	220	92.1%	12.1%	10.0%	59.8%	55.5%	28.0%	34.5%
御所市	34676	30287	87.3%	13.2%	9.9%	64.1%	58.4%	22.2%	31.7%
G	945	850	89.9%	13.3%	11.3%	64.6%	57.4%	22.1%	31.3%
H	1089	990	90.9%	17.9%	10.7%	65.4%	68.3%	16.4%	21.0%
I	337	303	89.9%	13.4%	14.5%	61.1%	55.8%	25.5%	29.7%
J	1716	1500	87.4%	13.8%	9.3%	65.1%	63.1%	19.9%	27.6%
宇陀郡菟田野町	4914	4250	86.5%	14.6%	10.0%	61.4%	58.7%	23.9%	31.3%
K	674	563	83.5%	14.5%	7.6%	64.4%	63.8%	20.3%	28.4%
磯城郡川西町	9422	8653	91.8%	13.2%	12.6%	68.4%	60.9%	18.4%	26.3%
L	612	506	82.7%	14.1%	9.5%	66.0%	60.3%	19.9%	30.2%
磯城郡三宅町	8042	7440	92.5%	13.6%	11.4%	69.0%	61.4%	17.4%	27.2%
M	745	620	83.2%	9.9%	6.3%	64.7%	56.0%	25.4%	37.7%
北葛城郡河合町	20126	18531	92.1%	13.1%	11.6%	69.3%	60.5%	17.3%	27.9%
N	932	767	82.3%	12.7%	10.3%	66.2%	58.7%	20.3%	31.0%

※奈良市は2005年に添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村を合併しており、宇陀郡菟田野町は2008年に合併により宇陀市の一部となっている。

## ① 65歳以上人口の比率が3割以上増加している地区

A・B・C・D・E・G・J・L・M・Nの10地区

このうちA・B・F・Mは属する自治体(=奈良市、橿原市、御所市)全体が3割以上増加

## ② 15歳未満人口の比率が3割以上減少している地区

A・B・D・H・K・L・Mの7地区

## 2、部落差別意識の現実—奈良県における近年の調査から

## ① 2008年11月実施 奈良県「人権に関する県民意識調査」

A) 子どもの結婚相手が同和地区出身者である場合に対する否定的回答—6割

## 初期水平社の可能性

「親として反対だが、子どもの意思が堅ければ仕方ない」44.2%

「考え直すように言う」17.7%

B) 参考：1987年 9月実施 奈良県「同和問題についての意識調査」

「同和地区外の人はどういう場合に同和地区の人を気にしたり意識すると考えるか」

→「同和地区の人と結婚するとき」65.6%

② 2009年 10月実施 部落解放同盟奈良県連「奈良県内地区実態調査」

A) 「現在も部落差別があると思いますか—日常の付き合いについて」

「明らかに差別がある」35%、「どちらかという差別がある」35%

B) 「現在も部落差別があると思いますか—結婚差別について」

「明らかに差別がある」38%、「どちらかという差別がある」35%

3、以上をまとめると、①高齢化と少子化を背景とした人口減が進行、②多様な啓発活動にもかかわらず衰微しない差別意識

## II、大正期の部落問題をめぐる課題とは何か

1、融和運動や水平社運動が取り組まれた部落ではどのような事態が生じていたか。

①奈良市B：近世後期から履物生産が盛ん。指導者の一人松井庄五郎が大正元年（1912）に大和同志会を創立。以後、奈良県における融和運動の拠点部落の一つとなる。

大正2年110戸598人（1.00）→同7年113戸596人（1.00）→同15年118戸592人（0.99）

②橿原市F：明治時代末期からマッチ生産がおこり、土木業も盛んとなる。大正11年（1922）、指導者の一人松本長八が奈良県水平社の初代委員長となる。

大正2年120戸675人（1.00）→同7年188戸892人（1.32）→同15年190戸957人（1.42）

③御所市G：履物生産が盛ん。全国水平社創立後、最初の糾弾となる大正尋常高等小学校への抗議活動を展開。水平社の時代から戦後にかけて活動した木村京太郎の出身地

大正2年136戸1165人（1.00）→同7年241戸1648人（1.41）→同15年240戸1271人（1.10）

④御所市J：履物生産が盛ん。明治末期から改善運動が起こり、その指導者の一人吉川吉治郎が再建後の大和同志会を主導する。

大正2年111戸874人（1.00）→同7年194戸1184人（1.35）→同15年227戸1254人（1.43）

⑤御所市柏原の部落：近世後期から膠生産が盛ん。指導者の一人坂本清俊が大和同志会の指導者となり、大正11年（1922）に西光万吉、阪本清一郎、駒井喜作らが全国水平社を創立する。

大正2年169戸818人（1.00）→同7年207戸1226人（1.50）→同15年244戸1205人（1.47）

⑥宇陀郡菟田野町K：明治末期から毛皮革生産が盛んになり、大正期には改善運動がおこるとともに水平社を設立して活動を進める。

大正2年125戸899人（1.00）→同7年190戸999人（1.11）→202戸1062人（1.18）

⑦京都府綴喜郡井手町の部落：江戸時代後期から履物生産が盛ん、明治期には河川の堤防工事などにより土木業が発達。明治末期から改善運動がはじまり、京都府親和会の指導者が出る。水平社の活動もみられる。

明治32年93戸733人（1.00）→大正9年219戸1041人（1.42）

→以上を総括すると、融和運動・水平社運動が取り組まれた部落の多くでは、大正前期に急激な人口増が生じていたことがわかる→生活環境の変化、共同体規制の弛緩

2、大正期の調査にみられる差別意識—大正4年（1915）『奈良県風俗誌』から（原文は漢字・カタカナ）

①宇陀郡曾爾村の部落をめぐって

○（部落の経済状態）其の収入一般と異ならず

○部落に対する自他の感想 一般人民は何となく異なれるが如き感を有し、部落民は多少謙遜しつつあるが如し

②北葛城郡上牧村の部落をめぐって

○（部落の経済状態）職業の主なるものは農業にして、其の収入又一一般の能かと変りなけれとも、部落特有

の副産業として各戸に周く行へるは麻裏用の晒表を作ることなり。(中略) 次きに比較的多きは(中略) 其の収入一般と異ならず

○部落に対する自他の感想 一般民は今も高部落民を嫌忌し、これと交るを厭ふ風あり、其は単に習慣上何かなしに嫌ふと、彼等は余り不清潔なりといふと、彼等は拗執にして物事を兎角大袈裟にし、動もすれば多勢を待みて脅迫がましき挙動に出づるを怖るといふにあるもの、如し、然れとも一村落内に部落を含める所と否とによりて嫌忌の度に径底あり、含める村の人士は自治体の円満を図らん為め、勉めて交際するより何時しか慣れて左までに厭ふことなき風あり、名譽職等の肩書あるものに於て殊に然りとす

③生駒郡南生駒村の部落をめぐって

○(部落の教育状態) 一般愛児の念深きが故なるか、又は学問の必要を感じたるか、家庭に於ける児童の復習、厳に行はしむために学級の主位を占むるもの少なからず。(中略) 就学歩合佳良なり、他に劣らず

○部落に対する自他の感想 該部落民は身は穢れ居らざるも火のみ穢れ居れりとて、部落内に於て食事をなすを何人とも雖も之れを嫌ふ。出稼ぎする(部落へ) 職人と雖も多くは弁当を持参するを常とす

→きびしい経済状況や良好ではない生活環境から生じる軽侮、嫌悪だけでなく合理的な説明が困難な賤視や忌避感

表2 『明治之光』府県別購読料納入者の人数と割合

	2 年	3 年	5 年	6 年	7 年	合計
奈良	100(28.2)	142(24.1)	80(16.2)	15( 9.1)	9( 5.6)	346(19.6)
大阪	9( 2.5)	26( 4.4)	35( 7.1)	1( 0.6)	2( 1.3)	73( 4.1)
京都	35( 9.9)	57( 9.7)	45( 9.1)	8( 4.9)	8( 5.0)	153( 8.7)
兵庫	69(19.4)	144(24.4)	69(14.0)	11( 6.7)	13( 8.1)	306(17.4)
滋賀	14( 3.9)	39( 6.6)	30( 6.1)	12( 7.3)	13( 8.1)	108( 6.1)
和歌山	25( 7.0)	36( 6.1)	40( 8.1)	9( 5.5)	6( 3.8)	116( 6.6)
岡山	12( 3.4)	27( 4.6)	76(15.4)	23(14.0)	45(28.1)	183(10.4)
島根	9( 2.5)	5( 0.9)	11( 2.2)	4( 2.4)	4( 2.5)	33( 1.9)
鳥取	1( 0.3)	2( 0.3)	4( 0.8)	4( 2.4)	3( 1.9)	14( 0.8)
山口	4( 1.1)	11( 1.9)	16( 3.3)	11( 6.7)	5( 3.1)	47( 2.7)
広島	4( 1.1)	14( 2.4)	5( 1.0)	5( 3.0)	3( 1.9)	31( 1.8)
徳島	2( 0.6)	1( 0.2)	1( 0.2)	4( 2.4)	4( 2.5)	12( 0.7)
愛媛	0( 0.0)	1( 0.2)	0( 0.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	1( 0.1)
香川	0( 0.0)	0( 0.0)	6( 1.2)	12( 7.3)	8( 5.0)	26( 1.5)
高知	1( 0.3)	1( 0.2)	5( 1.0)	1( 0.6)	0( 0.0)	8( 0.5)
大分	1( 0.3)	0( 0.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	1( 0.1)
長崎	0( 0.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	1( 0.6)	1( 0.1)
福岡	30( 8.5)	29( 4.9)	18( 3.7)	3( 1.8)	5( 3.1)	85( 4.8)
宮崎	0( 0.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	2( 1.2)	0( 0.0)	2( 0.1)
三重	28( 7.9)	37( 6.3)	19( 3.9)	9( 5.5)	7( 4.4)	100( 5.7)
愛知	1( 0.3)	1( 0.2)	6( 1.2)	0( 0.0)	0( 0.0)	8( 0.5)
岐阜	0( 0.0)	2( 0.3)	0( 0.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	2( 0.1)
静岡	4( 1.1)	3( 0.5)	11( 2.2)	23(14.0)	20(12.5)	61( 3.5)
茨城	0( 0.0)	1( 0.2)	0( 0.0)	0( 0.0)	1( 0.6)	2( 0.1)
群馬	0( 0.0)	8( 1.4)	10( 2.0)	2( 1.2)	3( 1.9)	23( 1.3)
埼玉	0( 0.0)	0( 0.0)	3( 0.6)	3( 1.8)	0( 0.0)	6( 0.3)
福井	3( 0.9)	3( 0.5)	2( 0.4)	1( 0.6)	0( 0.0)	9( 0.5)
中国	0( 0.0)	0( 0.0)	1( 0.2)	0( 0.0)	0( 0.0)	1( 0.1)
朝鮮	1( 0.3)	0( 0.0)	0( 0.0)	1( 0.6)	0( 0.0)	2( 0.1)
不明	2( 0.6)	0( 0.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	0( 0.0)	2( 0.1)
件数計	355(100)	590(100)	493(100)	164(100)	160(100)	1762(100)
誌代計	197円170	383円006	477円610	98円430	101円790	1258円006

### Ⅲ、大正期の運動はどのように課題を解決しようとしたか

1、大正元年(1912)結成の大和同志会

①松井庄五郎「我徒の蹶起を望む」

(『明治之光』2巻3号、大正2年)

吾人は同胞に敢て蹶起てふことを望む所以は他にあらず(中略) / 先ず第一に吾人の最も急激に更改を需めんとするは中流以下の風儀にあると思ふ(中略) / 第二に自覚と自治を必要とす(中略) / 我徒の志士蹶起せよ、自覚せよ、自治を鞏固にせよ、我徒の富豪は生きたる財産を作れ、我徒の改善事業に投資するを名譽とせよ、教育と実業を奨め、当局者は人材登庸を為し適材を適所に挙げよ、千万遍の講演よりも我徒の発展に金を投せられよ

②明石民蔵「京都府同志会の組織を企図し府下同憂の志士に檄を飛ばす」

(前同『明治之光』2巻3号)

聖旨を奉戴してより茲に四十有余年、蓋し短時日なりと云ふを得ざるに、猶今日の如き現象を存するは嘗に世人の旧習を墨守すること深甚なるに其因するのみならず、亦吾人同志の因循にして自動的活動を為さず、徒に世人の覚醒に依頼したる罪少なしとせざるなり

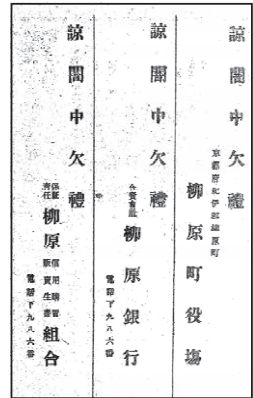
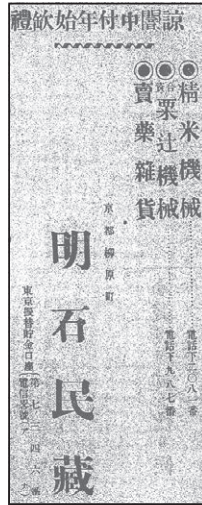


初期水平社の可能性

(中略)吾人茲に看る所あり、在来の如く世の覚醒を待つて自己の幸福を増進し、利権を伸張せんとするが如き姑息手段に依らず、大に自動的活動を起し、以て内を整へ外に尙(向方)へんと欲す(中略)普く同志の賛成を得て一致団結の力に依り、内は學術技芸の研鑽に勉め、世の進運に遅れず、外は旧来の陋習を説破し、迷夢を覚醒し、大に人材の輩出を図らば以て吾人同志遭遇せる不公平なる境界を脱し、その享せる幸福を増進し利権を伸張し得て、立憲治下の民たる真価を發揮すること蓋し遠きにあらざる可し

【参考】大和同志会と京都府の人びと『明治之光』2巻1号(大正2年)には巻末に51頁にわたって広告が掲載されているが、このうち次のような京都府内の個人や団体が計8頁分の広告を出していた。

紀伊郡柳原町	柳原商品陳列館
紀伊郡柳原町	大正皮革調帯株式会社
紀伊郡柳原町	前田治之助
紀伊郡柳原町	和洋靴原料商 田村卯三郎
紀伊郡柳原町	履物附属品卸商 柏原佐吉
紀伊郡柳原町	吉岡小治郎
紀伊郡柳原町	精米機械等 明石民藏
紀伊郡柳原町	柳原町役場
紀伊郡柳原町	柳原銀行
紀伊郡柳原町	柳原信用購買販売生産組合
紀伊郡柳原町	皮革問屋 浅野政藏
紀伊郡柳原町	鹿皮製造商 家村嘉治郎
紀伊郡柳原町	履物附属品卸商 若林嘉七
紀伊郡柳原町	皮革問屋 松下斉藏
紀伊郡柳原町	表問屋 山本正吉
紀伊郡柳原町	履物附属品卸商 井藤義藏
紀伊郡柳原町	履物附属品卸商 山田市助
紀伊郡柳原町	履物附属品卸商 成瀬勝藏
相楽郡木津町	牛肉問屋 森鶴
京都市	益井信
京都市	下駄毛皮大販売 山岡商店



2、大正11年(1922)創立の全国水平社

①融和運動は上記の大和同志会にみられるように、

- A) 自覚と自治を重んじ、自らの手で部落問題を解決できる力を高めていこうとするとともに、
- B) 具体的な改善を進めることによって、周辺の人びとの差別意識を解消しようとした、といえるのではないだろうか。

一方、創立期の水平社は、

- C) 上記Aの問題意識「自治を鞏固にせよ」「大に自動的活動を起し」を受けつぐ「自ら解放せんとする者の集団運動」とともに、
- D) さらにアイデンティティの強化を図り、部落の歴史を誇りうるものとして描き出して価値の転換を図ろうとした「エタである事を誇り得る時が来たのだ」と評価できると思われる。

②奈良県の初期の運動においては、

- A) 部落内の経済格差が拡大し、さまざまな矛盾が表面化していたとはいえ、大阪・京都の都市部に比べると解決が急迫していなかったこと、
- B) 初期の運動を主導したのは、少なくとも江戸時代にまで家の系譜をさかのぼることが可能な部落の有力層の子弟たちであったこと、などが影響したのではないと思われるが、
- C) 差別をまず意識や観念のレベルの課題としてとらえ、その撤廃をめざそうとする傾向が強かったと思わ

れる。

○大正 11 年 (1922) 9 月 奈良県水平社第 1 回委員会決議 (奈良県行政文書「水平社一件記録」)

この不合理なる差別撤廃に当って先づ吾等のとる可き手段は何々か、勿論これが卑下と賤視の二つの感情の相互作用によって成り立つとすれば、卑下の体験者は、卑下の賤視の体験者は、賤視の各感情の矯正に努める事が至当であろう、吾等の生活改善と云ひ風俗矯正と云ひ、皆な枝葉の問題であり、余件の手段であるに過ぎぬ、そして根本的問題は賤視と卑下の感情の矯正を必須の条件とする事に依ってのみ解決されるものである。(中略) かくの如く彼等が今尚ほ不合理なる因襲に因はれて賤視觀念を抱懐するものとすれば、より解放されるべきは寧ろ自覚せざる彼等ではあるまいか。

D) また、労働運動や農民運動との連携についても批判的にとらえる傾向が強かった。

○大正 14 (1925) 年 6 月 山本八郎「水平運動の真髓に向かつて猛進せよ」

(大正 14 年 6 月 1 日『水平新聞奈良県附録』第 10 号)

近頃各地で発行されてゐる水平社の機関紙を見るに、各々申合せた様に労働運動とか農民運動等の活字が網羅されてゐる。此の間も三重県の某新聞紙上に一部落青年が、「水平社と農民組合の提携の必要」を論じてみたが、吾々の運動は未だ彼等と提携するに至る迄に進展してゐないと思ふ。(中略) 吾等の綱領には経済上の要求もあるけれ共、それは第二の問題であつて、吾等の今迄体験して来た人間冒険に対する人権獲得運動は、小作人の年貢米軽減運動や労働者の賃銀値上げ問題と同一のものとして取扱ふべき性質の物ではない。／過去を顧みれば、彼等一般小作人も労働者も、我等の先祖を虐げ苦しめて来た差別者ではないか。(中略) 我々は我々独特の運動に向つて猛進すべきは当然である。

③一方、京都の運動は、創立大会の地であるうえに、全国水平社委員長(南梅吉)を出しているにもかかわらず、初期の段階では『京都の部落史』が次のごとく指摘するように容易に広がらなかった。

すすまぬ組織化 (中略) 京都市内になかなか組織ができなかったのは、(中略) 水平社を頭から危険視して、これを妨害しようとする動きが各部落に強かったからである。(中略) 水平社はようやく発足後一年で鷹野北町(千本)、田中、東七条、西三条という京都市内の主要な部落に組織をつくり、府下では南山城の井手と笠置の二カ所に拠点をもったのである。

(京都部落史研究所『京都の部落史 2 近現代』1991 年、阿吶社)

こうした違いの背景として、

A) 京都市の都市的性格を背景とした指導者の基盤の違い、

B) 無産運動の拠点としての京都の性格に水平社運動が影響を受けていたこと、  
などがあげられると思われる。

#### IV、今後、どのように課題を解決していくことができるか—運動の歴史から学ぶこと—

- 1、大正期の運動—融和運動・水平社運動は、ともに問題の解決に向けて自覚や自治の必要性を訴えた。とくに水平社は、マイノリティの歴史を高らかにうたいあげることによって新たな価値を生み出そうとした。  
○グローバリズムの展開、価値観の多様化が進むなかで、多様なマイノリティが存在を主張できるようになり、その声を誰も軽視できなくなっている。そうした現代にあって、水平社が社会に投げかけた提起をどのように考えるか。
- 2、大正期の運動—融和運動・水平社運動が直面した課題の一つは、産業が発展にともなう人口が急増し、これによって地域が変化していくこととどのように対応するかということであった。  
○この点は大きく違い、現代は産業の縮小と人口の減少にともなう地域の変化にどのように対応するかということ課題とせざるを得ない。地域の課題を自らの力で解決しようとした大正期の人びとの熱意や努力には学ぶことが多いが、時代背景は大きく異なっており、大正期の取り組みをそのままモデルとすることはできない。少子高齢化は部落だけでなく各地域に共通する課題。少子高齢化が先鋭的に進行しつつある部落からどのような提案ができるか。
- 3、差別撤廃の道筋をどのように展開するか—この課題は部落だけの取り組みでは解決できない。各地域共同の課題として、解決の道をさぐるような智慧と創意と工夫が求められている。

部落差別撤廃運動と本願寺教団・『中外日報』

奥本武裕

## I はじめに

奈良県立同和問題関係史料センターに勤めております奥本と申します。奈良県で生まれて育ちましたが、龍谷大学で仏教史を専攻いたしました。江戸時代の仏教のことを勉強してきました。奈良県で高等学校の教員になった頃から、奈良の部落史研究のお手伝いをするようになりました。江戸時代の、大和の被差別部落の寺院の研究から私自身の部落史研究はスタートしました。そこからだんだんとやっていくうちに近代に入り、最終的には全国水平社に関わるような問題にまで手を伸ばすようになりました。もともと、近代史の研究をやっていた人間ではありません。江戸時代からずっと積み重ねていった先に近代のことが見えてきたという経過で今日に至っています。

これからも江戸時代のこと、あるいはもつとさかのぼった戦国時代、また逆に江戸時代から近代を見通して明治・大正・昭和期まで含めてできるだけ広い時間のスパンのなかで問題を考えていけたらいいなと思っています。

今日はご依頼をいただきましたのが「全国水平社をめぐって」という大きなテーマの講座の中の一回ということ、「部落差別撤廃運動と本願寺教団・『中外日報』」という

タイトルでお話しさせていただこうと思います。実は、今日お話しする『中外日報』については、これから本格的に研究に取り組みたいと考えているテーマです。そういう意味で不十分なものになるかもしれませんが、今、私がどのような問題に関心を持っているかということでお話しさせていただきます。

さて、今回の講座でほかの三人の方々は「全国水平社」という言葉をタイトルにつけておられるのですが、私だけが「部落差別撤廃運動」というあまりなじみのない用語を使っています。近年、水平社以外の部落差別をなくそうとして活動した様々な運動についての再検討、研究が盛んになってきています。前回の井岡さんの講座で詳しく述べられていたように、本年は全国水平社の創立九〇周年であるとともに、大和同志会の創立二〇〇年でもありました。多様な運動についての研究が盛んになるのは素晴らしいことだと思いますが、今行われている研究には、水平社運動からの距離でその運動の評価をしようという傾向が強いと思います。一九七〇年代の前半に、『部落解放研究』の創刊号で、渡部徹さんが部落解放運動を共産主義運動からの距離で評価する傾向について批判されていますが、それにならっていえば、部

落改善運動や融和運動を水平社運動からの距離を基準として評価していくという方向には私自身は賛成できません。

水平社に対する理解があつて、水平社の近くで活動していたような運動、たとえば『同愛』という雑誌をだしていた同愛会、有馬頼寧という華族が中心になつていた会ですが、この同愛会などは水平社に理解が深いので良い運動だという評価をされ、水平社に対して批判的な活動は評価されない、というようなことになるわけです。しかし、部落改善運動とか融和運動、水平社運動、戦後の部落解放運動といった部落差別をなくそうといった趣旨をもつて活動してきた運動を、もう一度それぞれの運動がもつていた理念や具体的な活動、意義や限界などを、水平社という価値基準ではなく、それぞれの運動に即してみいくことで、その中の汲み上げるべき可能性があらためてみえてくるだろうと思ひます。水平社自身についても、何年前かに『水平社伝説からの解放』という本が出版されましたが、なお「伝説」からの解放は実現されていないのではないかと気がしています。

そこですべてひっくり返して、部落差別をなくそうという趣旨でおこなわれた運動を「部落差別撤廃運動」という名前前で呼んでみることにしましょう、という提案でもあるわ

けです。ただ、それなら総称として部落解放運動という名前があるのではないかと一意見もありますが、それでもかまわないのですが、部落解放運動という一つの流れが自動的にイメージされてしまいます。水平社から戦後の部落解放同盟につながる運動の流れですね。そういうものから一旦自由になつてみようということですが、これは水平社や解放運動を否定しようということではなくて、それぞれの可能性をそれぞれに即して検討してみたいということです。

さて、そういうふうなところから何に注目したいと思つているのかといひますと二つのことに注目しています。一つは部落に蓄積されてきた様々な伝統に目をむけていきたいということですが。水平社運動に関わつては、かつて米騒動とロシア革命から始まつたかのような議論がありまして、そういったものに対して異議を唱えたのが先ほどの渡部徹さんです。そういう共産主義にとらわれたような研究ではだめだということとは相当定着してきていると思ひますが、それ以外の様々な潮流が水平社を生む準備をしていったといひれます。人道主義とか大正時代に起きた親鸞ブームなどが水平社運動の前提として語られるわけですが、なぜいつも部落の外から入ってくる何かの影響をうけないと運動が成

立しないという筋書きになっていくのかということですが。

京都府も奈良県もそうですが、この間の部落史研究の深まりは、例えば江戸時代にあつては、経済的には決して貧しいという状態の村ばかりではなかった、むしろ農村部では江戸時代では大半が安定していたということが明らかになっています。そのような安定のもとで部落にも寺子屋があり子どもたちが読み書きそろばんをやっていたことも明らかになつていきます。そういうふうな部落の姿が明らかになつていくにもかかわらず、外から何か教えてもらわなければ立ち上がれないのかという疑問があります。そのような疑問のもとでここ一〇年ほど私が追いかけてきたものが、浄土真宗の本願寺派の中でおきた「三業惑乱」と呼ばれる教義論争です。教義の話は複雑なのですが、ごく簡単にいうと浄土真宗の教えというのは「他力本願」の中心的な教えです。「他力本願」というのは、阿弥陀如来の人々をすべて救いたいという本願のことです。私たちはその阿弥陀如来の本願によつて救われるのだというのが浄土真宗の教えなのですが、浄土真宗の教義のなかにもいろいろなる潮流があつて、そのひとつが「三業帰命説」というもので

「三業」というのは、「身・口・意」をさします。身は体の動きをさします。口は声を出して言うことです。意は意識、気持ちです。「帰命」というのは、信仰するということですから、「三業帰命」というのは、阿弥陀如来に救つてもうためには、手を合わせて拝礼し、「南無阿弥陀仏」と唱え、しかも心から救つて下さいと願わなければならないという教えです。現在の浄土真宗の考え方からいうと、「異安心」、つまり異端の教義ということになります。現在の教義からいうと、「助けてください」とお願いするというのは間違いな訳です。しかし、浄土真宗の僧侶や門徒さんは手をあわせて「南無阿弥陀仏」と唱えているではないかと言われると思いますが、これは助けてくれるといつてくれた阿弥陀如来の恩に報いるためなのだというふうに説かれています。

江戸時代の後半まで主流だったのは「三業帰命説」の方だったのですが、一八世紀の終わり頃から一九世紀の初めにかけて、これが間違いだということで大論争がおきました。西本願寺の対面所という大きい広間で、反対派と三業派が入れ替わりに押しかけて夜通しで当局と交渉をするというようなことがありました。最後は幕府が出てきます。これまで主流だった三業派が異端となります。大和国

以外の実態ははっきりしませんが、大和の被差別部落のお寺はほとんどが三業派についていました。公式にだめだということになっても、元々「三業帰命説」を唱えていた人たちはそう簡単には諦められませんかから、抵抗をします。

それに対して本願寺が圧力をかけてくる。そういうなかでどんどん脱落をする寺や門徒が出てくるのですが、大和の場合、部落のお寺が最後までこの教えを守り続けようとはしません。そのなかで最後まで頑張ろうとしたのが、全国水平社の活動家で中村甚哉という人がいますがその先祖の甚兵衛という人です。甚兵衛の玄孫の中村諦梁という人が、明治中期から大正前半に活動します。中村甚哉のお父さんです。諦梁の人となりや活動については、これまでほとんどわかっていませんでしたが、注目すべき活動をした人だということが次第に判明してきました。

中村諦梁は、明治三〇年頃に三業惑乱について研究して本を出すのですが、これが本山から問題にされて僧籍を剥奪されるという事件になります。九州に仲間のお寺があって助けてもらったりします。そのうちにキリスト教の内村鑑三に見いだされて東京へくるようにと言われて手紙と交通費が送られてくる。そして内村鑑三の主宰する『東京独

立雑誌』の社員になるのですが、その直後に内村鑑三と仲間の間で内紛がありまして、雑誌社は解散してしまいます。中村諦梁もその仲間と行動を共にしますので、内村との交流は短い時間に終わってしまいました。その後、東京や福井、九州、名古屋といったところでジャーナリストになっていきます。その間に広い交友関係ができて、明治の後半期の様々な知識人、活動家と交流をします。しかも、中村諦梁はそういう活動をしながら、奈良県で初めてできた部落差別撤廃運動の団体である大和同心会の会長もしていました。

その息子が中村甚哉ということになります。古い時代から追いかけてきた私にとって、中村甚哉が水平社に入って戦闘的な活動をするというのは、ごく自然にみえます。たしかに中村甚哉は共産党の活動家として活動しますからマルクス主義の影響はあるのですが、そういったこともすべてこういう奈良の部落のお寺に積み重ねられてきた闘いの上に成り立ってくるものに見えてきます。そういうものにもっと目を向けていくべきだろうと思っっています。これはたまたま、浄土真宗の異端的な信仰のことをみました。が、他にもいろいろあるだろうと思いますがそういうものに目をむけていきたいということです。



もう一つは、部落問題が社会的な関係性の問題だと最近よくいわれるようになってきました。部落と部落以外の町や村の間に結ばれた関係、それが差別を媒介とした関係ということになるのですが、それこそが問題なのだということがいわれてきています。問題としないといけないのは、江戸時代の部落を見るとともに、支配がどうなっていたとか経済的に貧乏だったとか豊かだったとかいうことではなくて、部落と部落の周辺にどのような関係が結ばれていたのかということだと思えます。同じように運動について評価していくときにも、理念とか実際の活動も大事なことです。加えて、運動を通じて部落内外にどのような関係がつけられてきたのかということに注目をしないとけないと思えます。

先ほど、中村諦梁が内村鑑三と知り合いであった、そういう人間関係の間で活動をしていたということに触れましたが、そういう様々な関係の形成を運動のなかでどういう風にみていくことができるかということだろうと思えます。

こういったことを考えているのですが、今回は、『中外日報』という京都に本社があつて一〇〇年以上の歴史をもつ宗教新聞の検討をしてみたいと思えます。『中外日報』の記

者だった三浦参玄洞という人がいます。この人については早くから注目されていまして研究もたくさんありますし、主筆の荒木素風についても若干の研究がありますが、なぜ『中外日報』という新聞が水平社に非常に協力的であったのかということはあまり明らかになっていません。『中外日報』という新聞についてできるだけ時代をさかのぼってみたいというのが本日の目的です。

『中外日報』は明治三〇年に『教学報知』という名前で創刊され、のちに『中外日報』と改題します。戦争中は政府の方針で各府県に新聞は一紙ということになり新聞社の大統合がおこなわれます。京都では『京都新聞』に統合されますが、『中外日報』だけは異例に発行を続けることができたといい新聞です。日本の宗教ジャーナリズムのさきがけと評価をされる新聞です。

## Ⅱ 全国水平社の本願寺批判と『中外日報』

三浦参玄洞は奈良県の人です。明治一七年に生まれて終戦直前に亡くなっています。西光万吉、阪本清一郎、駒井喜作といった水平社創立の中心になった人たちが生まれた現在の御所市柏原という地域のすぐ横にあるお寺、誓願寺の

養子にはいつて住職になります。大正一〇年に『中外日報』の社外記者となり、半年後に正式に入社します。また、大正七年には奈良県が部落改善に関する僧侶との協議会を開くのですがその発起人となっています。西光や阪本とのつきあいはもともと古くて大正二年頃、まだ彼らが青年、少年だったころから始まりまして、水平社の前提といわれます。阪本や西光が地元で行っていた燕会の活動の支援を行い、水平社創立の際も助力を惜しみませんでした。有名な『よき日のために』というパンフレットがありますが、これは阪本や西光が原稿をつくって、最初は大和同志会の創立者だった松井庄五郎のところへ印刷してほしいと持ってきました。「こんなアカみたくないものを出せるか」と原稿に真つ赤に朱を入れて返されました。困っていたところに、三浦参玄洞が京都の同朋舎を紹介してくれてその印刷所で印刷をしたということです。そういうところから始まりまして、創立後も水平社擁護の論陣をはっていきます。

史料1は、大正二二年の第二回の水平社大会の時の三月三日の午前中、大会前に京都駅から東西本願寺までデモ行進をした時の様子を三浦参玄洞が(参)という署名入りで書いた記事です。「吾人は唯」大正十二年三月三日東西本願

寺は死せり」てふ記憶を記し、そしてこの崩壊した旧殻から果してどんな新芽が萌るかを刮目して俟たう。」とあります。水平社によって本願寺は完全に否定されたのだというようなことをいつています。この三浦参玄洞に関わっては研究がありまして、古くは鈴木良さんが、西光や阪本に彼が京都や東京で仕入れてきた新しい思想をどんどん教えていったというようなことをいわれたりしています。ここでも西光や阪本は教えてもらう側なのです。また浅尾篤哉さんが、『三浦参玄洞論説集』という大部な『中外日報』の主要な論説を集めた史料集をつくっておられますが、浅尾さんは、三浦と西光の真宗理解は非常に似ているということをいつておられます。これも、三浦が西光に与えた思想的影響なのだということです。確かに年長ですからそのようなのもかもしれません。ここでもやはり西光は受け身なのです。たしかに水平社結成の動きになる前に自殺を考えたりしているわけですから、それを支えて救ってくれた人物の一人が三浦参玄洞なのかも知れません。しかし、そこまで受け身に描かなくてもいいのではと思います。

水平社にとって『中外日報』との関わりで無視できないもう一人が、当時の主筆であった荒木素風です。この人は

三浦よりは少し若いですが、大正六年に入社し大正九年に主筆となり昭和三年まで編集長を務めています。従来阪本清一郎の回想によって岡山の出身ということになっていましたが、昭和三十七年に亡くなられた時の『中外日報』の死亡記事によると大分県の出身と明記されています。彼は、全国水平社が発行した『水平』という機関誌がありますが、この第一号に「水平社の存在の不必要になるまで」という論説を寄稿しています。史料2にあげています。いわゆる部落改善ということに対する批判からはじまっています。「自分たち部落の人間には」という書き方をしていますがどこかあります。最初、荒木は部落出身なのかと思いましたがどうも違うようです。彼が、自分が部落出身であるかのような文章を書いたというのは通常であれば批判をうけることなのでしょうが、それが他ならぬ水平社の発行する雑誌の創刊号に載るのですから、水平社の幹部たちはそれでよしと考えたということです。

### Ⅲ 『中外日報』と本願寺教団、部落問題

編集長が『水平』の創刊号に寄稿する、記者である三浦が水平社擁護の記事を多数書くというような新聞が『中外日

報』なのです。当時水平社に協力的なジャーナリストは他にもいますが、新聞社あげてやっているのは『中外日報』だけです。なぜそこまで肩入れするのか。『中外日報』は、創立した真溪またるいこ涙骨という人が昭和三年に亡くなるまで彼のワンマン経営の会社でした。その『中外日報』が水平社擁護の論陣をはるのであれば、経営者である真溪がそれに賛成していないとありえないと思えました。そういう眼でもう一度『中外日報』を遡ってみていこうとしました。幸いに、浄土真宗本願寺派が『同朋運動史資料』という史料集を出されていて、そこに『中外日報』の部落問題関係の記事が丁寧に採録されています。それをみていきますと、二つのことがわかってきました。一つは、『中外日報』は創刊間もない頃から、本願寺に対して極めて批判的な新聞であったということです。真溪も荒木も三浦も本願寺派の僧侶ですが、本願寺には非常に批判的です。史料3に『教学報知』の記事があります。本願寺の貴族趣味、堂班制度、お寺にランクをつける制度のことですが、それらに対して厳しい批判がなされています。こういった記事がしょっちゅう出ています。

一方で部落問題についても早くから注目しているという

こともわかります。最も早いのが明治三〇年の十一月一日付けの『教学報知』です。『教学報知』が明治三〇年の一月一日創刊ですから、創刊間もない頃に出た記事です。

「細民伝道」という記事で、教団が部落問題に取り組んでいないことを批判しています。史料5の明治三四年五月一日の記事ではもっとしつかり批判しています。部落問題と当時の浄土真宗が持っていた階級制度に対する批判、制度上は部落の僧侶も堂班が上がったりするのですが、実は内部には差別意識が強く残っているという主張などを含めて、浄土真宗の寺院で生まれ育った人だからこそその文章になつていると思います。このように早くから本願寺教団の体質を批判し、部落問題に注意を払っていたのが真溪涙骨です。最初のころは一人で新聞をつくっていますから、これらの記事は彼が書いています。そのような『中外日報』だからこそ、水平社ができたときに水平社擁護の姿勢をとつたのは、三浦が若いころから西光や阪本たちと活動してきたこともあるでしょうけれども、彼が自由に筆をふるえたのはこのようは新聞だったからこそだと思っています。

#### IV 大和同志会の本願寺批判と『中外日報』

大和同志会が大正元年に結成されたときに活動のいくつかの柱の中の大きな柱の一つが、本願寺批判でした。明治の終わりのころから大正の初めにかけての本願寺は大変な財政問題を抱えておりまして、大谷光瑞という門主がお金を使いきたという問題と、当時の教団幹部の一部が横領を重ねていたという問題があり、大正三年には何人かの幹部が逮捕されるといふ事態になります。全国で有志が本願寺改革をめざして活動をしていた時期です。大和同志会も本願寺改革を掲げて活動していたのですが、その大和同志会の本願寺に対する批判を『中外日報』がどう報じたかという点と、史料6になります。本願寺批判を繰り返してきた『中外日報』が「痛烈を極めている」と評しているのが大和同志会なのです。ここでもやはり大和同志会の主張を『中外日報』は高く評価しています。

大和同志会の本願寺批判について、教団擁護の立場からの教団改革だと切り捨てる研究があります。鈴木良さんなどがそういう評価をしてきたのですが、しかし、「痛烈を極める」と評価されるようなものまで教団擁護だといわれれば、「本願寺はつぶれる」という主張以外は教団擁護になります。むしろ、その大和同志会がどんな主張をしたかとい

ますと、内局、つまり本願寺の事務方のことですが、ここは檀徒が選任するようにせよという主張です。今の内局は本願寺の宗会で選任するのですが、指名するのは門主ですからそういう点からいえば今でも実現していません。それから宗会つまり本願寺の議会の議員の半分は僧侶ではなく檀徒から選べという主張です。西本願寺の宗会に門徒の代表が入るようになったのは戦後のことです。次に部落からの人材登用をやれ、部落にも優秀な人材があるのだから教団内でも重要な役職を与えろというものです。これも実現していくのは戦後のことになります。こうしてみると、大和同志会の主張というのは、単なる教団擁護の立場からくる改革論ではなかつただろうとみないといけないと思います。

#### V 『中外日報』にみる水平社創立期の様相

もう一度水平社にもどります。水平社創立の頃の本願寺に関わることの一つは募財拒否という問題です。もう一つは黒衣同盟ですが、今回は黒衣同盟については触れませんが。募財拒否闘争がどういう前提でおこなわれてきたのかについてはあまり注目されてきませんでした。何年か前に鈴木良さんが大阪の募財拒否について論じておられます

が、それが最初だと思えます。

レジュメに募財闘争の経過をあげています。創立大会の前日に差別撤廃大講演会を本願寺が開いているのですが、創立大会では「部落民ノ絶対多数ヲ門信徒トスル東西本願寺ガ此際我々ノ運動ニ対シテ抱蔵スル赤裸々ナル意見ヲ聴取シ其ノ回答ニヨリ機宜ノ行動ヲトルコト」と決議しています。それをふまえて4日には南委員長をはじめ幹部たちが東西本願寺を訪ねて協力を要請します。この日にまた本願寺は合同で差別撤廃大講演会を開催しています。水平社の創立大会はその前後に本願寺の大講演会がはさまっているのです。これは水平社からの批判をかわすためなのだろうと思います。そういうことをふまえて西本願寺の大谷尊由が二一日に「御垂示」を布達します。水平社が募財拒否という方針を決めるのは三〇日のことです。幹部協議のなかで「東西両本願寺へ募財ハ拒絶・中止ノ決議通告並ニ同族ヘモ通知」ということを決めました。これは米田富さんの書いた「全国水平社連名本部日誌」にでてきます。四月五日には『中外日報』は両本願寺の水平社への注意の背景には募財運動があると指摘します。九日には水平社が募財拒否の通告をする予定だとする報道をします。水平社が

通告を送ったのは一〇日です。翌日には『中外日報』に水  
平社の通告と檄文が載っています。一二日から連日、この  
ことに関わる記事が掲載されていくのですが、取材した結  
果掲載しているとは思えません。水平社が幹部会で相談し  
ていることは、すぐに『中外日報』に報告される。それを  
三浦や荒木が記事にしていくことになるのだろうかと思  
います。本願寺問題に限れば、『中外日報』  
と水平社は一体となっているといいと思います。  
そのような様相が見えてきます。

そして、募財拒否は水平社がはじめたものではありません。  
この頃、各地で募財拒否の動きが起きています。部落  
史研究のなかでは水平社だけが募財拒否をやっていたかの  
ように描かれています。九州や大阪  
など各地で動きが出てきています。この時期は本願寺が立  
教開宗七〇〇年の記念法要を翌年に控えている時期です。  
門信徒からたくさんの募財を集めようとしているときのな  
のですが、史料を二つあげておきました。一つは大阪の西組  
の決議です。6つの決議の6項目に「若し当局者に於て反  
省処決せざる場合は明春執行の記念法要趣意演達使僧及び  
懇志の応募を拒絶する事」とあります。この要求を受入れ

ない場合は募財の拒否をします、ということ。これは  
鈴木良さんの研究の中でいっておられることですが、この  
西組の動きでは、大阪の部落のお寺と周辺の部落外のお寺  
が共同してこの決議をしているということを描かされてい  
ます。もう一つは三月一六日の記事で福岡県の動向を報じ  
ています。これらの動向は明らかに水平社よりも先行して  
いるわけです。また、確認のないことですが、この記事の  
最後の二行「ふざけた宗教家や頑迷な偶像から嘲笑されて  
いる無名の野人によって乾坤一擲の運動が起るであらう」  
が何を意味をしているかということです。明示はしていま  
せんが、これは水平社のことを暗示しているだろうと思っ  
ています。そうすると、むしろ、水平社に募財拒否という  
方針を示唆したのは『中外日報』の側ではないかと思  
うことも可能ではないかということです。

三月三日の創立大会の時には、自分たちの運動について  
本願寺の意見を聞き、その回答によっては適宜な行動をや  
ると決めただけです。翌日に両本願寺から適当な回答をも  
らって帰ってきます。このあたりでは、水平社が本願寺に対  
して何をするかは決まっていなと見ることができま  
す。従来はこの創立大会の決議と四月の募財拒否の決議をスト



レートに結んで水平社は闘っていったと描かれますが、三〇日の幹部協議会までの間に水平社としてそのような意思を決定した形跡はないのですから、幹部たちの何人かにそのような考えがあつたとしても、『中外日報』側からの示唆によって生れてきた可能性もあるとみています。

最後に、これまで知られていない史料ですが、三月八日に東本願寺を四名の信徒がたずねて水平社に関する面談をしています。どんな懇談かといいますと、水平社について東本願寺はどんなふうに関心があるのかを聞いています。その中で、開宗記念の懇志を水平社の運動資金に振向け援助するつもりはないかと聞いています。部落の門徒から集った懇志を水平社の援助のために使う気はないかと質問です。それに対して東本願寺は「募財を中止することは如何であろうか、一方から懇志の意義を考ふれば宗教的な善巧方便とも考へることが出来るのではなからうか」と答えています。ここですでに本願寺に対して募財を運動資金にまわしたらどうかという提案がなされています。問題はこの四人が何者かということですが、これが全くわかっていません。水平社の活動家ではありません。東本願寺の信徒の有志というこの四名がどのような人物でどのような意図からこのような面談

を行ったのかということについてははっきり考えていかないといけないと思います。この四名は部落出身であるかないかもわからないのですが、もし部落出身でないとすれば、水平社運動を外部から賛意を示してそれに協力していこうという人々の存在をここで見る事ができると考えていますし、『中外日報』そのものが水平社とほぼ並行してある意味で一体となったような活動をしてきたということも水平社運動の広がりともみることが出来るかもしれません。

## VI おわりに

今後に残された課題は多くあります。今回取り上げた、荒木素風については、その経歴とか思想について通り一片のことしかわかりませんし、どう部落問題と出会ってきたかがわからないわけです。まして、経歴すらあまりわからない真涙涙骨については尚更なわけです。こういった人々について史料探索を進めていきたいと思っています。また、先ほどの四名の人々についても丁寧調べてみることによって、水平社運動を通じて作り出された社会的な諸関係、運動がどのような社会的広がりを持ちえたのかということをもう少し丁寧に考えてみたいと思っています。

## 部落差別撤廃運動と本願寺教団・『中外日報』

奈良県立同和問題関係史料センター 奥本武裕

### I. はじめに

#### 1. 「部落差別撤廃運動」という概念について

- 水平社運動、部落改善運動、融和運動など部落差別の撤廃をめざした運動の総称として設定することで、運動の連続面や、それぞれの運動が持った可能性を再検討してみたい

#### 2. 何に注目したいのか

##### (1) 被差別部落に蓄積された差別撤廃運動の前提

- これまで、水平社創立に影響を与えた思想として、社会主義や人道主義、大正期の親鸞ブームなどさまざまな潮流が指摘されてきたが、なぜ、いつも部落の「外」から入ってくるものしか議論の対象とならないのか。

→江戸時代後期の三業感乱から水平社の活動家中村甚哉にいたる伝統の継承という観点から検討【史料10】

##### (2) 運動を通じてどのような社会的関係が実現されたのか

- 部落差別が、部落内外の社会的関係性の問題であるとする議論をふまえ、差別撤廃運動の検討においても、そこにどのような社会的関係が形成されたのかに注目してみたい。

→和歌山の部落出身の漢学者中尾靖軒や中村甚哉の父諦梁が築いた人脈の広がりを検討

#### 3. 本報告の目的

- 水平社創立時に『中外日報』が全面的といってよいほどの支援を行ったことはよく知られており、当時の社外記者三浦参玄洞（大我）や編集長荒木素風についての研究は若干存在するものの、『中外日報』自身については記事を史料として利用するにとどまり、本格的な研究対象とはなっていない。

・鈴木良、成沢栄寿、浅尾篤哉各氏による三浦・荒木についての研究

- そこで、今回は『中外日報』という宗教専門紙の活動について、明治期にさかのぼり検討していくことで、これまでとは少し違った角度から、部落差別撤廃運動とその周辺にどのような社会的関係が形成されていたのかということを考える一助としたい。

#### 4. 『中外日報』について

- 明治30年（1897）10月1日に、真溪涙骨により京都で創刊された宗教専門紙。信教・思想の自由、一宗一派に偏らないことを理念とした。創刊時の紙名は『教学報知』で、旬刊、隔日刊を経て明治34年（1901）4月から日刊となる。明治35年（1902）に『中外日報』と改題し、近代日本における宗教ジャーナリズムの礎を築いた。

- 当初は真溪涙骨が原稿の執筆から編集、販売まですべてをこなし、伊藤証信、石丸梧平、野々村直太郎、荒木素風、三浦参玄洞などが入社した後も、昭和31年（1956）に没するまで涙骨が編集の中心であった。



『教学報知』創刊号

## II. 全国水平社の本願寺批判と『中外日報』

### 1. 全国水平社と三浦参玄洞

○三浦参玄洞 (大我)：明治17年 (1884)～昭和20年 (1945)。奈良県宇陀郡政治村藤井 (現宇陀市) に生まれる。今井教校・早稲田大学・高輪仏教大学・仏教大学に学ぶ。南葛城郡掖上村柏原中方の誓願寺に入寺。明治41年 (1908)～同44年、掖上村役場書記。大正10年 (1921) 1月『中外日報』社外記者となり大阪に転居。6月『中外日報』入社。



○大正7年 (1918) 部落改善に関する県と僧侶の協議会の発起者となる。

○大正2年 (1913) 頃から隣村の阪本清一郎・清原一隆 (西光万吉) らと交流し、燕会の活動を支援。水平社創立の際にも助力をおしまず、創立後も『中外日報』紙上で、水平社援護の論陣を張った。

○三浦参玄洞と西光・阪本らとの関係について

※鈴木良：三浦と阪本・西光らの密接な交流。三浦によってもたらされる新思潮を吸収

※浅尾篤哉：三浦と西光の真宗理解 (親鸞の本意を忘却した本願寺への批判) の共通性、三浦の西光に対する思想的影響

○水平社の本願寺批判への共感

※大正12年 (1923) 3月の全水第2回大会の際の記事【史料1】

【史料1】大正十二年 (一九二三) 三月六日付『中外日報』  
嗚呼！本願寺  
大正十二年三月三日午前七時から九時までの二時間は我東西本願寺にとつて最も記憶すべき大切なミニウツであつた。 reverse 逆美に燃ゆる水平社の新冠旗が曾保障の雨を冒して幾百十となくその旗竿は漆で塗られた美術品のな制品でなくいづれも鋭く削り尖された再竹であつたことを深く筆記せねばならぬ。  
七条烏丸の大通りを練歩ひて先づ東本願寺の御影堂を音訪れた時内にははしめやかな晨朝の勤行が始まつて居た。その夢の如く低く淡き律調を破つて突如高唱された水平歌に屋外にゐた数千の鳩は驚き立つたが中の人は―説経僧も参詣の同行も―石の如く堅く縮まつて数百年來浸つて来たその無生命な表様を食ひ食つてゐた。やがて靴や草鞋が階段一杯に脱ぎ棄てられると勇ましい喇叭の音を先頭に旗は御影堂から阿弥陀堂に疊敷を通つて練りつゞいた。凄いブレゼンテエシヨンに輝いた茨の冠の旗よ！  
一同は度しく額いた。そして慟うした供物をこゝに持込まねばならなくなつた今日を如來の前に深く悲しんだ。  
やがて幹部の一人は起つて悲愴な演説を始めた。  
(中略)  
と、このときバラクと投げ出された小銭は遠く須弥壇のあたり輪灯籠灯まで落ちて凄い響を立てた。代はつて立つた幹部の一人は破鐘の如き巨声を張上げて募財拒絶の決議を仏前に読み上げると風の様な响声と拍手は一時に起つて堂を揺がせ続いで起る水平社万歳の声に合天井も柱も梁も砕けて飛んで仕舞ふたかと疑はれた。かくて東本願寺を辞したる群衆は直ちに西本願寺へ向つたが西本願寺に於ける光景は重ねて叙述するまでもなからう。吾人は唯一大正十二年三月三日東西本願寺は死せり―てふ記憶を記し、そしてこの崩壊した旧殻から果してどんな新芽が萌るかを刮目して俟たう。(参)

### 2. 全国水平社と『中外日報』主筆荒木素風

○荒木素風：明治27年 (1894)～昭和37年 (1962)、大分県生まれ、臼杵中学校在学中に安養寺に入寺、後、中央仏教学院在学中に梅原真隆に見出され、その紹介により、大正6年 (1917) 中外日報に入社。同9年 (1920) 同紙の主筆となる。のち昭和31年 (1956) まで、同紙編集長を務める。同28年 (1953) 同社の株式会社化にとまない取締役就任、同37年 (1962) 年、68歳で死去。  
※岡山県出身とする従来の説は誤り



○『水平』第1巻第1号に「水平社の存在の不必要になるまで」を寄稿【史料2】

【史料2】 荒木素風「水平社の存在の不必要になるまで」(大正十一年(一九二二)七月十三日『水平』第一巻第一号)

私はかつて本年一月の末から二月の初にかけて四回ばかりにわたつて中外日報紙上で、部落問題について所見を述べたことがある。その後三月三日京都の公会堂で全国水平社の創立大会が開かれたとき、私もその席末をけがして水平社の綱領、宣言、決議などを見皆さんの御意見をうかがつて、水平社の主張の那边にあるかを大体会得することが出来たやうに思つた。そしてその主張が、私が紙上で述べた所見と、その根本精神に於いて余りによく合致してゐるのに自ら驚き、かつ心ひそかに嬉しく思つたことである。そこで私は、かつての問題に対する私の所見を、現在に於いても改変すべき必要も感じて居らぬし、その時の所見の大体を更にこゝで多少の加減を施しつゝ述べて置くこととする。

新春に入つてから一部同朋差別撤廃の烽火、先づ一部同朋自身の間から上げられた。同じ人間であり同じ国民である一部同朋のみが、所謂一般同朋から精神的にも物質的にも差別待遇を受けねばならぬといふことの非理非道であることは今更いふまでもない。(中略)いくら差別は撤廃されたと法文の上で語つてゐても、事実の上で、即ち社会感情がそれを承認の裏書きをせねば何んにもならぬではないか。次に彼等のいふ部落の改善とはどんなことか、それは衛生設備の完成や教育の普及や、又は雑居や通婚やなどであらう。乃ち之を約言すれば一部同朋の生活改善であるとする。

然り、生活の改善は必要である。けれども、一部同朋のみにそれが必要であるのではなく、必要といふ点に於いては一般同朋も亦同様であるのである。(下略)

III. 『中外日報』と本願寺教団、部落問題

1. 『中外日報』社主真溪涙骨

- 明治2年(1869)1月27日～昭和31年(1956)。福井県敦賀市の浄土真宗本願寺派寺院に長男として生まれる。本名は正遵。京都西本願寺の普通教団に16歳で入学するが間もなく退学、博多万行寺の七里恒順に約3年師事。その後、各地を遍歴しながら文筆修行を積んだ。
- 明治30年(1897)10月1日、仏教および宗教界の革新を志し、京都で超宗派の宗教新聞『教学報知』を創刊。明治35年(1902)『中外日報』と改題。明治から昭和にかけての60年間、同紙の社主として不偏不党の立場から気骨ある論陣を展開し、近代日本の宗教・思想界に影響を与えた。



2. 涙骨の本願寺批判

○真溪涙骨は紙面を通じて本願寺の堂班制度、貴族趣味等について繰り返し批判【史料3】

【史料3】 明治三十四年(一九〇二)八月十六日付『教学報知』

●教会組織を促がすの声

僧も俗も我も人も皆悉く平等に他力本願に信順し奉りて往生極楽の素懐を遂げしめらるべき身分なり、穢はしき娑婆界の土上に於てこそ貧富貴賤の差別はありつれ阿弥陀仏の前には擧げて白痴底下の泥凡夫たる可なり、左れば先祖の仰せらるゝ御同朋御同行の主義を奉らざる也。

世に伏魔殿を以て目指せらるゝ本願寺の如きものに就て一々罪惡を摘発し来らば日も尙足たざるものあるべし、先づ血脈相承の制度からして平民主義の原則に背けるものにて普通社会に於てすら一個の紳士として交ること恥づるが如き随落漢、若くは専ら時流を逐ふに忙はしく乗馬弄花の外に一芸なき輕薄兒にても来世得脱の師主、極楽往生の先達として婦敬せざるべからざるは恰も仏祖を盲目視したるものなり。(中略)其他彼の野蠻極る堂班制度の如き最も仏祖の意に契はざるところにして(中略)末寺の功名心を競はしめて自ら経供せんとするものにて区々たる現世眼前の小利に迷ひて真宗根本の大主義を売り弥陀の本願を口かきしめ祖師の宗門を傷けつゝあるものなり。(下略)

### 3. 部落問題への発言

#### ○部落問題に取り組もうとしない各宗教団への批判【史料4】

【史料4】明治三十年  
 (一八九七)十一月一日付『教学報知』

●細民伝道  
 「寄語高樓酒肉人、請看飢寒窟裡民。一世は何故に斯くも福災幸福の懸隔を描けるものぞ、米価益々昇騰して細民の生計日を逐ふて困難を告げ年漸く寒くして飢窟の悲惨殆ど名状すべからず、各宗本山老ひたりとは雖も協同、力を尽さば豈亦た以て燃眉の一急を救ひ得ずと云はんや、特に新平部落の如き今や罪惡の淵藪の化し多くの犯人を出さんとす、仏教衰へたりと雖も終に夢死すべきにあらず、實際的伝道の時機正に今日に在り、而て吾人徒に遊民す、嗚呼慚愧慚愧」

#### ○本願寺教団の差別体質に対する批判【史料5】

【史料5】明治三十四年(一九〇二)五月十六日付『教学報知』

●真宗は平民主義  
 日本仏教中に於ても、天台宗の如きは貴族主義を以て組織し、其の服も全く当時の官服を用ひたることは疑ふべからず、真宗の如きは平民主義にて、天台等の貴族主義に反対して起りたるものなることは疑ふべからず事実とす、法然聖人の麻衣を喜ばれしが如き、親鸞上人、終身黒衣を改めざりし如き、みな平等主義より出づ、其教化を施すに於ても、男女貴賤を論ぜず、念仏する者は往生し、念仏せざるものは往生せず、其他は僧俗の間に差別を設けず、僧侶中にも何等の階級を存せず、本は三々の品なれど、今は一二の殊なるなしの風情にて、安心も組織も全く平民主義を執りたり、是れ時機に投じ流布の速かなりに所以の一原因ならん、

(中略)然るに近時の成行きを観るに、本山管長は華族となり尊位を受けて純然たる貴族に列し、麻衣黒袈裟の古色は見るを得ざるに至る、しかのみならず、末寺にも堂班を區別して、おのづから階級制度となし、昔の御同朋御同行主義は失せりたる者の如し、是も亦時勢の然らしむるところなりとせば、已むを得ずとするも、開宗の本旨たる平民主義は決して忘却すべしに非ず、若し之をも忘却すれば、真宗の本旨は消滅する者と謂ふべし。現茲に真宗の平民主義なるにも拘らず、其平民中に區別の存するやの疑なき能はず、何となれば維新以後四民平等の主義に依り、政府は穢多非人杯の名目を廢して一般平民に組入れたり、而して世人は一時新平民を以て之を目し、法律上區別なき者に対し、何となく旧來の感情失せ去らずして、交際往來に隔意あるが如きは、甚だ謂れなき事なるも此等の感情を打破して、同一の交際に至らしめんとするが宗教家の任務なるべし、今や真宗に於ては、旧機多に属せし人も、教師に任じ、又は其寺の堂班を進めて、毫も其間に區別せざるは可なりと雖も、兎角に之と席を並ぶるを喜ばざるの風あり、同一の教師たり、同一の席次たり、況や平民主義の宗門、御同朋御同行たるものをや、階級廢止より已に三十年、今尚區別を存せんとするが如き、最も開化せざる者と謂はざるべからず、遠く通ずるに四海の内皆兄弟たるの実何処に在るや、

若し長く其の間に區別を存せんとすれば、彼等を教師に補せず、又堂班をも昇進せしめず、又彼等よりは厘毛の莫加金も受納せざるを可とす、苟も然らずして暗々裏に區別せんとするが如き陰險なる手段は、平民主義の真宗の爲に一大取壊たることを忘るべからず。

## IV. 大和同志会の本願寺批判と『中外日報』

### 1. 大和同志会の結成と本願寺批判

○大正元年(1912)8月：奈良市の松井庄五郎らにより大和同志会設立=部落改善、差別撤廃、本願寺教団の改革を主張

○同志会の本願寺改革論……「痛烈を極め」るとの評価(『中外日報』【史料6】)

○松井正五郎(大和同志会会長)、中村諦梁の教団改革論……共通する位相

松井【史料18】:内局……檀徒による選任

総代会衆(宗会)……半数を檀徒とする

部落からの人材の登用

【史料6】大正三年(一九一四)五月一六日付『中外日報』

●関西部落の本願寺問題西の細民部落には真宗の信徒少なからず、殊に西本願寺の信徒最も多きが大和に於ける細民部落の団体なる大和同志会より発行せる「明治の光」と題する機関誌上に本願寺論なる論文あり、本願寺の財政紊乱せる今日信徒が浄財を寄附するも無意味なりとの趣意を以て本願寺の時局を論評つゝあるが痛烈を極め居れりと、因に大和に於ける細民部落の真宗寺院には大和合会なる団体あり、同族寺院間の連絡を執りつゝありと。

※涙骨は、既成教団特に本願寺教団に対する批判的姿勢を堅持しており、早くからその差別的体質や、部落問題と仏教の問題についての主張を展開していた。三浦や荒木が積極的に水平社擁護の記事を紙面に掲載しえたのこの背景には、こうした涙骨の姿勢があったと考えられる。

## V. 『中外日報』にみる水平社創立期の様相

### 1. 水平社募財拒否闘争の前提

#### (1) 募財拒否闘争の経過

大正11年(1922)

- 3月2日 東西本願寺、合同で差別撤廃大講演会開催(婦人法話会館)、『教海一瀾』第669号
- 3日 全水創立大会、「部落民ノ絶对多数ヲ門信徒トスル東西本願寺ガ此際我々ノ運動ニ対シテ抱蔵スル赤裸々ナル意見ヲ聴取シ其ノ回答ニヨリ機宜ノ行動ヲトルコト」を決議。夜の協議会で4日の両本願寺訪問は幹部に一任することを承認
- 4日 南委員長、七委員(阪本、西光、平野、駒井、桜田、池田、米田)が東西本願寺を訪問、協力を要請(「全国水平社連盟本部日誌」、以下「日誌」)
- 東西本願寺、合同で差別撤廃大講演会開催(六角会館)、『教海一瀾』第669号
- 21日 西本願寺管長事務取扱大谷尊由、「御垂示」を布達(3月25日「本山録事」)
- 30日 幹部協議により「東西両本願寺へ募財(拒絶・中止)の決議通告並に同族へも通知」を決定(「日誌」)
- 4月1日 西本願寺、社会課規定を制定(5月25日「本山録事」)
- 5日 『中外』、「教界革命の予感 特に両本願寺に就きて」で、両本願寺の水平社への注意の背景には募財運動があると指摘
- 9日 『中外』、水平社が募財拒否通告の予定と報道
- 10日 募財拒否決議通告を内容証明郵便で東西本願寺に送付
- 11日 『中外』、「水平社の通告と檄文、本願寺の態度は？」を掲載し、「該通告書を発したる同じ日付を以つて全国部落民に向つて左の如き檄を飛ばして既に実働に着手したやうであるが、これはホンの小手調に過ぎないだらう、いづれ頑固な古老を相手の仕事なればなかなか困難は多からうと同社の一人は語つた」と報じ、「決議通告」「檄」を引用
- 12日 『中外』、「水平社の通告」掲載
- 13日 『中外』、「本山寺院の無反省と糺道遮断の気運 水平社の通告の社会的意義」掲載
- 14日 『中外』、「水平社の通告と東西本願寺の態度」を掲載
- 16日 『中外』、「亡び行く偶像本願寺」を掲載し、奈良県での水平社の宣伝状況を報道
- 18日 『中外』、大阪真宗学士会員と金光教近藤学士の募財拒否への賛成意見を掲載
- 22日 『中外』、「独立と生長」を掲載し、本願寺の募財を批判
- 27日 『中外』、「西六の社会課何時出来るのか」を掲載紙、西本願寺の社会課未設置を批判
- 30日 『中外』、「堂班と募財」を掲載し、堂班廃止運動を期待



(2) 各地における募財拒否の動向

- 大正10年(1921)10月14日、大派久留米教区常議会、募財拒否を決議(『中外』)
  - 大正11年(1922)2月25日、本派大阪西組、内局改造や募財拒否等を決議【史料7】
- ※部落内外寺院の協力の存在(鈴木2007)

3月16日、福岡県(筑後)の寺院による募財拒絶の動向【史料8】

<p>【史料7】大正十一年(一九二二)三月一日付『中外日報』</p> <p>当局が処決せねば募財拒絶 集会後内局弾劾第一声 本派大阪西組々内集会の決議</p> <p>去月二十五日西本願寺大阪末派西組々内会を西区九条通一丁目西教寺に開き須原会衆の集会報告あり、後同派の時局に関して左の決議をしたさうだ。</p> <p>決議</p> <p>本年集会議場に於ける風教問題に対する当局・執行の言明明かに本宗一諸の教旨を乱し宗門前進憂慮に堪ざるを以て速に現内局を改造し以て一派綱紀の肅正を期す。</p> <p>右決議す</p> <p>前期の目的を達成せんが為本組に左記実行委員五名を挙げ。</p> <p>正組長遠藤兎雄、副朝慧隆、寺西勝賢、青地乘恭、華学黙震</p> <p>附帯決議</p> <p>(一)五略</p> <p>(六)若し当局者に於て反省処決せざる場合は明春執行の記念法要趣意演達使僧及び懇志の応募を拒絶する事。</p>	<p>【史料8】同年三月十六日付『中外日報』</p> <p>募財拒否の暗流</p> <p>筑後の寺院の人々が祖意を冒瀆する記念募財を阻止せんとしてますます結束を固めてきた、それは平凡なる事実である、落ついて徹底せしめうるであらう。寺院はなほねだつて居ることも事実であるが眼ざめて居るものゝあることも事実である、もはや本山の懐柔や威圧ではとうてい鎮静安民せしむることはできないのだ、あらゆる募財を拒止することによつて本質的に革新せしめんとする暗流は各地方にながれて居る、宗派本山は根柢から崩れてゆくのである、七百年の開宗記念はきつと意味がいかい革新の一転機である、ふざけた宗教家や頑迷な偶像から嘲笑されてゐる無名の野人によつて乾坤一擲の運動が起るであらう。</p>
---	---

※「水平社と呼ぶのかのように」とする見解(成沢)もあるが、各地の動向の方が先行

2. 東本願寺信徒による水平社への協力要請

- 大正11年(1922)3月8日、東本願寺信徒有志(佐佐木弥七、湯浅長、石崎伊三郎他1名)、東本願寺を訪問し水平社に関する質問書を提出し、事務局と面談、『中外日報』記者も同席(3月10日付『中外日報』【史料9】)
  - ・質問書の内容「彼等の開宗記念の懇志を彼等自身の運動資金に振向け援助するの意なきか」
  - ・竹内社会課主事の回答「募財を中止することは如何であろうか、一方から懇志の意義を考ふれば宗教的な善巧方便とも考へることが出来るのではなからうか」
- ※4名の詳細については不明、調査が必要
- 湯浅長は4月9日付『中外日報』に「梅原真隆先生にお伺ひしたい数項」を投稿

VI. おわりに

- 今後の課題
- ・真溪涙骨・荒木素風についての史料探索
- ・部落差別撤廃運動をめぐってつくり出された社会的諸関係の捕捉

【史料9】大正十一年(一九二二)三月十日付『中外日報』

総ては穢れゆく哀音 東本当局と信者の応答

一部同胞差別撤廃問題に対し水平社の蹶起に關連して佐佐木弥七、湯淺長、石崎伊三郎外一名は一昨八日午後信徒有志として東本願寺を訪問し本社員立合の上左の質問書を提出して寺務当局と面談した。

質問書

一、水平社に答へられし共鳴又は理解の意義如何。

一、祖意と現代思想に違背する宗門僧俗の差別を撤廃し範を天下に垂るゝ意なきや。

一、彼等の開宗記念の懇志を彼等自身の運動資金に振向け援助するの意なきか。

質疑応答は殆ど五時間に亘つたが要するに右質問に対する武内社会課主事の答弁は、

一、水平社の主張を共鳴又は理解せりといふのは、一部同胞に対し社会が不合理なる差別を附するを正義と人道との上に立つて撤廃せんとする運動に対して反対すべき理由はない。又一般の虐待に対し自発的に自らの運命を開拓し奮起せねばならぬと叫ばざるを得ざるに至つた水平社の人々の胸中は充分に察することが出来る、此の意味に於て水平社に共鳴又は理解を有つといふのである。

二、第二項は理想としては結構であり斯くありたく斯くあらねばならぬが一の団体としての宗門の現状に

ありては速かに之れが差別を撤廃することは實際上困難な辺もある。  
 三、募財を中止することは如何であらうか、一方から懇志の意義を考ふれば宗教的な善巧方便とも考へることが出来るのではなからうか。

といふにある。右のうち第二項について「僧俗の差別撤廃」といふは徹底的に云へば宗門の解体を意味するが質問提出者の意は僧中の差別(色衣堂班 俗中の差別(納金高による)を撤廃して欲しいといふのである、これは宗門の根本生命たる安心上から、かゝる差別があつては(ものを多くまいらせば)その人の方がより仏の慈みを多く受くるといふやうに考へる事が今日でも実際に沢山ある、これは渡しの体験するところである、と湯淺氏は実例も引き鏡く突込みかくては大切な法義に傷がつくといふ点に力点があるらしかった。応答は全三項に渡つて種々に繰返されつゝ遂に徹底せず終つたが以上当局としての答弁も不可能であつたらうし、信徒としても本願寺を大正としての信者としては之れ以上に突込むことは困難であつたのだらう。

たゞ立合つた社員感想としては暗黙のうちにくづれ行く既成宗團の向を聞くやうであつた。そして真に宗祖の信に生命の泉を求めようとする信者の、本願寺を見捨て行く淋しさやせなさ、強い中心の欲求に輝く尊き光りとを彼等の元奮した顔の色に読むことが出来たのである。

【参考文献】

鈴木良「水平社創立の歴史的意義」(部落問題研究所編刊『水平運動史の研究』第5巻、1971年)  
 成沢栄寿「水平運動の勃興と人道主義者の役割—三浦参玄洞・荒木素風・大木凡人について」(部落問題研究所編刊『部落史の研究 近代編』1984年)  
 鈴木良『水平社創立の研究』(部落問題研究所、2005年)  
 浅尾篤哉「三浦参玄洞の思想—全国水平社の創立と真宗信仰の視点から」(『部落解放研究』第163号、2005年)  
 浅尾篤哉編『三浦参玄洞論説集』(解放出版社、2006年)  
 鈴木良「真宗教団批判の発展」(『部落問題研究』第183輯、2007年)

【史料10】世界人権問題研究センター『グローブ』No.66 (2011年)

部落差別撤廃運動における  
 伝統の継承



研究所長 講師 教育員  
 京都府立総合国際問題センター 代表  
 奥本 武裕

【A】(土階) 先生の御事や、自己の運動に対する時間的  
 や形式的な考慮は殆どなく、一宗と人間性の原理  
 を基礎として自由平等の正義を掲げるのです。人  
 間は争うものだ、(争う人間と争わない所に真実  
 の人生があるのだ)と云う矛盾として、人間と自  
 の本能を押し押さえているのです。

【B】組織の理想は、もろくでも理想ではなく本能たる  
 愛する組織たる理想の宗教である。あくまで此  
 世の生活を肯定し現世に生かそうとするのら  
 いませう。

先生御事とは、いふまでもなく真宗豊前川口寺で養  
 育された神戸水平社の中井真義が全国水平社の機関誌「水  
 平」の第二巻第二号に発表した「愛する人間と争う本  
 能」との一節である。【A】は中井真義の理想としてい  
 うのだが前半部の内容には異なる部分で、【B】は中井真義  
 の教義としていくつと後半部の内容に近い部分である。  
 真義は水平社運動の理想を、教自身の真宗原理に基づい  
 たるとして位置づけしていただこうとする。

こうした真義の真義理解はところが歴史的経緯のな  
 かで形成されたものである。

真義は江戸時代後期、一六九九年(寛文三十一)に生まれる。

この頃、西本願寺宗団は三業派といわれる宗団全体  
 を指すようになった。宗団の中心であった、西本願寺  
 自身は教派が生まれ、文化四年(一八〇七) 江戸幕府  
 寺社奉行の裁定によりようやく教派を認められたのだ。  
 この裁定により、もろくでも西本願寺宗団の三業派の地  
 佐であった「三業派教説」を奉ずる人びと(三業派)は  
 「真宗」といふ名を賜われたこととなる。

しかし、三業派の一派の一人は、本山の教より庄内  
 にもあつたらず根拠を續けた。庄内村の庄屋宗彦はた

和国の被差別階級の三業派の寺院・町衆たちのリーダー  
 で、幕府の裁定後も自ら一人を宗奉行の任職とする  
 など、三業派の組織をやり続けた。

其の御の業はなる中井真義は、三業派差別撤廃寺  
 院の奉字親善であった西田国若江村(高木大匠住)  
 の兼教士となり、小字教員として子どもたちの教育に  
 あたらうとす。明治二十二年(一九〇三)に結成され  
 た大日本同族相和会の発起人のひとりとなりを兼ね、大正  
 五年(一九一六)に結成された大同団体の活動にも加  
 わるなど、若手類の連立差別撤廃運動に深く関わった。

その神戸の寺議院は「三業派」といふの論文を発表  
 したところからして西田國若江村から傳書で連絡されるが、内  
 村麟三にみられたれは「トリスミス」として活躍した。彼  
 は明治二十一年(一九〇八)に結成された奈良県教団の  
 会員の差別差別撤廃運動団体である大同団体の会員  
 であった可能性がみられる。

階級の子である真義は長井、熊手、大匠、名古屋と云々  
 とした名をもらってはいなく、西本願寺の宗奉行に言われ  
 たが、真義は組織として「論文を著す」といふ真義に  
 「未来宗から現業宗」と題するもの著述は次のよう

に述べられている。

組織は(中略)をまぬがら救済的の宗教ではなくし  
 宗教的の理想を前掲したものである。(中略)善く悪  
 悪は未来の凶悪であるが今は組織に依り現代の  
 善悪を善く悪くはされてくる(中略)人は未来の善  
 業を善く悪くを強んではいけない、現実の地上に  
 生かすべく努力しなければならぬのだ。それが願  
 生の根本である。其処には組織の努力も必要、而  
 らずそれは不規則である。それはやがて人間化の  
 必要として組織の光明に導かされるのである。

階級は三業派の教説をこのように理解し、その理解を  
 子に継承し受け継いでいたのだ。

キリスト教や他三業派、社会主義運動など(外か  
 ら)もたらされた近代思想の影響もあつたらしく、真義はま  
 り、江戸時代以来、差別撤廃運動に積極的であり、思  
 想などの善いな業を著すが、その階級差別撤廃運動を  
 生かしたところ、その真義は自らいふように中井真義の感  
 應的信仰があつたことには注目しなければならぬと思  
 っている。

14

15

水平社創立90周年 熱と光を求めて

— 水平社創立の思想に学ぶ —

駒井忠之

はじめに

奈良県の御所市にあります水平社博物館の駒井です。全国水平社は、一九二二年三月三日に京都の岡崎公会堂で創立されました。そこで水平社創立宣言が高らかに謳い上げられます。水平社の創立者たちが宣言にどのような思いを込めていたのかをみながら、部落差別の現状や今後の展望をお話していきたいと思えます。

水平社博物館が建っている御所市柏原が水平社発祥の地で、その青年たちが水平社を創立していきます。特に中心になったのが、阪本清一郎、西光万吉、駒井喜作という柏原の三青年といわれる人たちです。なぜ柏原の地から水平社が生み出されたのかといいますと、ひとつは人材ということになります。レジユメに阪本清一郎の『回想録』を紹介していますが、阪本さんが子どもの頃の体験を思い出して書き綴っているノートです。「私は始めて穢多と云ふ語を覚え、自分は穢多に生まれたと云ふことは、丁度七、八才の小学校入学してから間もない時であった。一般（外村）の上級生からは云ふ迄もなく、信頼している先生さへも、差別の目を以ていた。学校から帰ると常に母に質した。穢多と云ふ事はどんな事か、なぜ私等の者丈けがキラワレ

タリ、井ジメラレタリスルのか。それハ自分等の先祖は穢多であったからだ。皆因縁事だ。勉強さへしてエラクなったら、そんな事はなくなるのであると、常二涙ながらにきかされた。子供の私には、この因縁と云ふ事はどんなことであるのか、全々解せなかつた。」と書き綴っています。阪本清一郎は、子どもの時からわんぱくでやんちゃだったそうです。差別には絶対に屈しないという強い意志をもっていました。逆に若い頃の西光万吉は差別から逃げようとするタイプで、年下の西光を飛ばしていたのが阪本清一郎でした。この阪本の回想録からも差別に対するくやしさがにじんでいると感じられます。こうした幼少期からの差別に対する憤りが後にエネルギーとなって水平社を創って差別をなくそうということにつながっていったと感じられます。こうした阪本を含めた進取の気性に満ちた青年たちの存在が大きかったと思います。しかし、そうした優秀な人材の存在という条件は、全国の部落にも備わっています。柏原のもうひとつの条件として、学校統合闘争があげられます。一八九〇年に小学校令が公布され、各地域に尋常小学校が設置されていきます。しかし、部落を含む地域には部落の子だけが通う学校が設置されます。その中で柏原の

人たちは分離教育に対して統合を求めていく闘争を展開していきます。水平社ができる三〇年も前にそうした運動が展開されていたということが、水平社が創立されていく下地にあります。こうした闘争を指導したのが後に大和同志会の指導者になる坂本清俊たちです。坂本清俊は阪本清一郎の二八歳年上の従兄にあたります。そうした人たちの運動を見て育った阪本清一郎、西光万吉、駒井喜作が次の運動を担っていくことになります。

こういった闘いの歴史と、もうひとつの大きな要因が経済力です。柏原の産業には二つ大きなものがあります。ひとつは桐の製材です。これは部落としては珍しい産業です。もうひとつは膠産業です。膠とは牛の皮や骨を炊いてできた煮汁を冷やして固めたものです。部落の特徴的な産業です。この膠がこの村の経済を支えていました。部落というと貧困、貧乏が差別の温床といわれますが、この柏原の地域をみますと当時の人たちの主な職業は小作人です。隣接する一般の村の人たちも大体が農業ですが、秋に収穫を終えると冬の間にはやることなくってしまいます。ところがこの膠というのは、冬にしかできない仕事です。ということは秋の収穫を終えてから空いた田畑を利

用してこの膠の仕事ができるということです。部落では一年間安定して収入を得られるということになります。そうした産業がこの村を裕福にしていきました。こうした経済力が水平社を生み出す一番大きな要因になりました。明日の生活に困っていたら運動なんてできないということですから。阪本清一郎はこの膠屋さんの経営者でした。非常に大金持ちで、水平社創立当初の資金を提供しています。駒井喜作も桐の製材屋さんの息子です。最近になって駒井の若いころの写真が発見されました。一九〇〇年代の初め頃ですが、バイオリンを弾いている写真です。西光万吉は村の精神的な支柱にもなるお寺の息子です。非常に恵まれた環境にある青年たちが水平社の創立の中心を担っていたという事です。

膠は写真用のフィルムや墨を固めるのに使われています。奈良の墨屋さんが膠の提供元がなくなってしまうそうです。困っています。墨は煤と膠でできています。奈良時代から製墨の方法は変わっていないそうです。今でも膠に代わるものがなくて、墨屋さんが自分のところで膠をつくらうと試みたりされています。ほかにも日本画の画材や楽器の修復の接着剤に使われたりしています。そういったところ



ろも困っていると思います。阪本清一郎は膠の研究の第一人者でもあったようで、写真のフィルム为国産第一号をつくったのは阪本だということです。阪本は膠の工場を柏原、和歌山、長野にもつていました。長野の工場は水も空気もきれいで上質な膠が作れていたようです。ところが工場を手放すことになりその売却先が富士フィルムでした。富士フィルムの社史にその長野工場が載っています。オリンピックの種目にシンクロナイトスイミングがありますが、その髪を固める整髪料も以前はポマードが使われていましたが、水が汚れるということで膠、ゼラチンが使われるようになっていきます。水に溶けないので水が汚れないということです。このゼラチンもオリンピックごとに部落の会社が選手に提供しています。華やかな舞台を部落の産業が支えているというのは興味深いです。

水平社の創立の要因となったもう一つは大和同志会の存在でした。これについては続いてみていきます。

## I 大和同志会の結成

これまで大和同志会の運動は、融和運動としてあまり評価されてきませんでした。水平社が克服した運動とみられ

てきたのですが、はたして融和運動と一言で片づけられるものだったのかということ。水平社に与えた影響もあるのではないかと再評価されてきています。融和運動とは差別の原因を部落の側にもとめて、部落の矯正、つまり、言葉遣いをなおしたり、服装をきちっとしたり、教育や貯金をすすめようといったことで一般との差をなくして、差別をなくしていこうという運動になるのですが、大和同志会は部落の側に差別の原因をもとめるそうした運動を批判しています。初代の会長だった松井庄五郎が奔泉というペンネームで「我徒の決起を望む」という文章を書いていました。「我徒の志士決起せよ、自覚せよ、自治を強固にせよ、我徒の富豪は生きたる財産を作れ、我徒の改善運動の投資するを名譽とせよ、教育と実業を奨め、当局者は人材登用を為し適材を適所に挙げよ、千万辺の講演よりも我徒の発展に金を投ぜられよ、県にも内務省にも吾人を救済すべき予算あり、共に纏めて先ず官公吏に採用するの費に充てられよ此の如きは世に大国民たる襟度を示すべきものである」と呼びかけています。ここではまず部落民の自立を呼びかけています。そののちに行政的な救済が得られるということです。そのあたりに融和運動と片づけられないポイント

があります。次に、大和同志会が会報を発行するに際しまして県側が中止の指導をします。また県側が平等会の組織を画策します。レジユメに一九二三年五月の大和同志会の日誌を引用しています。もう水平社が創立されています。

また、二ヶ月前には水国争闘事件という水平社と国粋会が差別事件をきっかけに対立し軍隊が出動しそうになる大きな衝突事件が起こっています。そうしたことが起こると県は治安対策上も困るわけです。そこで平等会を組織して、水平社も国粋会も統一して運動をまとめようとします。それに対して大和同志会ははっきり県行政の介入を拒絶し、幹部会では、会報の発刊と平等会が組織されようとも解散しない、独自の運動を展開すると決定しています。融和運動というと行政の指導の下で運動を展開するというのが特徴だと思いますが、その点において、はっきり県行政を批判しながら独自の運動を進めていこうとする大和同志会の運動の姿勢は、融和運動として一刀両断にはできないということです。

大和同志会は一九一二年、大正元年に結成されます。ところが機関誌の名前は『明治之光』です。これは解放令を出した明治天皇を意味しているのでしょうか。大和同志会は

様々な部落問題について議論を戦わしています。その内容が、少なからず水平社宣言にも影響を与えたといえます。一つは、岡山の運動家の三好伊平次の「偶感遇語」という連載文です。その中の「団結」という文章で三好が何を言っているかといいますと、「部落民はなんて意気地がないのか、もっと自覚せよ、自分たちの問題を解決しようとする」と大勢の叫びが必要である、数人の叫びであるとなんにも喉をからしても努力をしても一地方にしか及ばない、それが、数万、数十万の声になれば天下を振動させるであろう」と、ここで団結をよびかけます。また、「新平民」

という文では、「部落民は新ということに恥じることはない、真になつていないことを恥じよ、ということを前田三遊が言い十余年になる。今尚部落民の多数は新平民と呼ばれることを嫌っている。なぜこだわるのか、新しいという言葉には活動進歩廓清の意義がある。旧の平民より優っている、社会を活気づけていこう」とよびかけます。次は「新平民と名乗れよ」という文です。「部落の同胞の中に社会に傑出している人は少なくない。文武の大官、大学者、大宗教家、大実業家がいる。ただ自分の身を守るために、出身を明かさない。戦々恐々として部落である事を暴露される

ことを怖がっている。これが賞賛すべき行為か、今尚部落の人たちが社会のひと隅にうごめいているのは、部落の有力者が、貴族が何者、吾は新平民なりと叫ぶ勇気がないために今尚差別をうけているのだ。もし学識、地位、才能があつたりする数十人が部落出身であることを明らかにしてその技術や才能を発揮することがあればたやすく偏見を削除することができる」というわけです。このあたりが水平社宣言につながってきたのではないかと思います。ただ、ここであげられるのは立派な人ばかりです。水平社宣言では、どんな人でも部落出身であることに誇りをもつということが謳われていて、ここが大きく違う点だと思えます。

## II 全国水平社創立前夜

柏原の地域では、どのような青年団や組織があつて水平社につながつていったのかということについてです。一九〇九年に柏原青年共和団が結成されます。これは部落の青年だけの組織です。一般村の方には、柏原青年団という組織が別にありました。水平社の母体となつていく団体の燕会のメンバーにもこの柏原青年共和団に属している人がいました。共和という名前から民主的なイメージをうけます

が、発会式の様子を紹介した新聞記事を見ますと「九月二五日南葛城郡掖上村大字柏原西光寺に於て青年共和団の発会式を挙行したり午後一時半木村栄次郎氏戊申詔書を奉読し」とありますように発会式で戊申詔書を朗読しています。戊申詔書というのは一九〇八年に明治天皇が出した公文書です。天皇制国家観を普及させていこう、国民を教化していこうという目的でされたものです。青年共和団の資料はあまりなくてこれしかわかりません。この青年共和団が二つの流れに分かれていきます。その一つが水平社の母体になつた燕会です。燕会のメンバーにも天皇制への親和性が見て取れます。水平社というと天皇制に反対してきたというイメージもありますが、天皇賛美の意識を強く持つメンバーも多かつたのです。燕会は元々旅行会でした。一五、六人の部落のおっちゃんらが寄つて、見聞も広め交流も深めようと始めました。だんだんメンバーが増える中で村の中の力が強くなり、低利金融を始めたり消費組合活動を始めたりします。第三回目の旅行で伊勢に行きます。一九二一年三月です。その時の金銭出納帳を見ると伊勢参宮とありますので伊勢神宮にお参りにいったということですね。ここは皇族の祖神を祭っている神社です。また、西光

寺の裏の山の一部を切り開いて燕神社をつくります。この神社の建てられた日が一九二一年の八月二十八日です。ちょうど解放令がだされて五〇周年に当たる日で、それを記念して燕神社が建てられています。先ほど柏原青年共和団が二つに分かれるといいましたが、そのもう一つが親友会です。この燕会と親友会は何かあるごとに対抗しあいます。

そのなかにあつて、燕会は村の中で力を示すために神社をつくって力を誇示しようとしたとも考えられます。もう一つは三協社が発行していた『警鐘』に駒井喜作が「解放と改善」という文章を書いています。「私は、先帝陛下の有難い御所存に感泣するものである。先帝は吾々の汚名を御廃止下さった。そこで吾々は解放運動に力強くなったのは真実である」とあります。今まで解放令をめぐっては、そんな紙切れ一枚で何も変わらなかったと全く評価されてきませんでした。ここで駒井さんが書いているように「解放令」を平等を求めていくための武器として使ったわけですね。当時天皇は絶対の存在ですので、明治天皇がだした解放令に背くのかという運動の方針を立てて、一つの戦略として使います。かなり燕会のメンバーたちは天皇制への親和性を内包していたといえます。このメンバーたちが水平

社をつくるきっかけになったのが、佐野学の「特殊部落民解放論」です。部落民は自分たちの手で組織をつくって解放に向かうべきだと佐野さんは訴え、それに呼応して燕会のメンバーが水平社創立へと向かいます。

### Ⅲ 全国水平社の創立

全国水平社は一九二二年三月三日に京都の岡崎公会堂で創立大会を開催します。奈良県の青年たちが創立を言い始めてなぜ京都で大会を開催したのか、なぜ三月三日なのかという疑問がでてくると思います。阪本清一郎が戦後、次のように語っています。「会場は是非とも京都にしたい、明治維新の発祥の地であり、社会的にも大きな影響をもつことができるからということに意見が一致したんです。次に日をいつにするかについて、私は三月三日を主張したんです。三月三日は井伊直弼が桜田門外で、水戸の浪士に殺された日ですね。こうした歴史的な日にやるのは大いに意義があるということ、みんなが賛成してくれました」ということです。しかし、当時の新聞を見てみると『中外日報』の二月一六日の記事には「来月一日水平社創立大会を挙行」とあります。それが二月二二日の記事には「三月三

日に挙行する（一日は会場に差支あり日延）」とあります。

水平社の創立大会は三月一日に予定されていたのかもしれない。そうなるはこの阪本の話はどうなるのかと思いますが。また、会場がなぜ京都だったのかというと、奈良では交通の便が悪い、又大きい会場が奈良にはなかったのだと思います。大阪は一九二二年二月二日に大日本平等会が中之島公会堂で大会を開催しています。そこでやると二番煎じになってしまいます。残るのは京都ということになったのだと思います。また、京都で初代の委員長になる南梅吉が活動していました。南は温厚な人で融和運動にも顔がきくということもあり、その人の求心力を頼って京都で行われたのではないかと考えられます。

この創立大会は写真が残っていません。参加者数がいろいろいわれていて、七〇〇人から一、〇〇〇人と幅があります。機関誌の『水平』や『全国水平社創立連盟本部日誌』が三、〇〇〇人と書いていますのでそれが根拠となつて、事典などでは三、〇〇〇人と書かれてきました。『全国水平社創立連盟本部日誌』というのは、米田富さんが残した日誌です。そこには三、〇〇〇人と書かれていますが、最初に書いた数字を消して上から書かれているのです。そ

の消された数字を良くみると一〇、〇〇〇人とかいていました。何故三、〇〇〇人と書き直したのか、岡崎公会堂の定員は三、〇〇〇人なんです。この大会が満員になった、大盛況に終わったというために書かれたのではないかと思えます。訂正されていることから考えると三、〇〇〇人もあやしいと思えました。博物館として詳しく調べた結果、信頼できる人数は七〇〇人です。これは『中外日報』で報道されています。当時の主筆は三浦大我で、柏原の一般村のお寺の住職です。水平社創立を支持・支援していた人でした。また、『毎日新聞』が夕刊で七〇〇人と報道しています。三浦と水平社の人的な関係からして中外日報が一番信頼できると考えられます。言われてきた人数の四分の一以下になりますが、関東から九州まで手弁当でやって来たということに意味があると思えます。

#### IV 全国水平社創立大会宣言

これまで宣言は西光万吉が書いたといわれてきました。が、戦後、西光万吉自身が「実は平野小剣さんに大添削をしてもらった」といっています。起草した原稿に平野が添削をし、そこに創立者たちの意見も加えられてできあがつ

たのが創立大会宣言です。9頁の資料1—①に載せています。これが原テキストで、大会で配られたものです。その後いろいろ雑誌などで紹介されているものと比べると、創立大会のものは振り仮名がふつていません。非常に難しい漢字が使われていましたので、当時の部落の人々は読めなかったと思います。創立者たちはエリートですからそこまですぐが回らなかつたのかもと思いますが、この宣言は印刷にまわったのが大会の前日なので、そこまで手がまわらなかつたのかもしれない。他にも宣言の主体や日付など細かい違いがあります。

この宣言は、海外のメディアでもとりあげられたと米田富さんが戦後の講演の中で証言しています。調査してみますと、水平社や部落問題について海外のメディアが取り上げた記事がでてきました。一九二三年・九月五日の『The Nation』には創立大会宣言が英訳されて載っていました。レジュメ5頁です。「特殊部落」は「Special Communities」と表現されています。頭文字を大文字にして固有名詞として扱っています。「兄弟」は「Brothers and sisters」と姉妹も表現されています。特徴的だと思います。残念なところは最後の「人の世に熱あれ、人間に光あれ」のところが

「Let there be heat and light」→heatが使われています。これはエネルギーとしての熱なので、正しくは暖かさ、「warmth」が適切な表現です。部落問題についての皆さんの海外のメディアが取上げていることがわかりました。北原泰作の天皇直訴事件に関連した記事が多く、海外メディアは、天皇制に関心を示していたのだと思います。また、第一次世界大戦後のパリ講和会議で日本が提案した「人種差別撤廃案」、これは否決されるのですが、それに関連して海外メディアも日本国内の差別問題を取上げたのではないかと思います。

おわりに

奈良県が二〇〇八年に行った意識調査のまとめをあげています。「子どもの結婚相手が同和地区出身の場合どういう態度をとるか？」の問いに、「親としては反対だが、子どもの意思が堅ければ仕方ない」が四四・二%、「考え直すように言う」が一七・七%で否定的な回答が六〇%を超えています。「住宅購入時に同和地区かどうかを市町村に問い合わせる友達の状態をどう思うか？」の問いに対して「問題があるとは一概にはいえない」が四八・四%、「同和地区かど



うか心配する気持ちはよくわかる」が二六・九%であわせると七五%をこえます。「結婚にあたり、家柄、出身地、財産、国籍、親の仕事、社会的地位など、本人たちの責任でないことを理由にして、まわりから反対されることについて、どう思うか」に対しては「こうした考えをなくしていかなければならないと思う」が六割を超えています。これが部落差別の特徴だと思えます。頭では差別してはいけないと思いつながら、実際に自分の身に利害関係が生じてくると忌避意識が働くというのが特徴だと思えます。差別を支えているのは、迷信であったり風習であったり家制度であったり、そういうものが複合的に重なって差別を支えていると思えます。こうした差別は時間が解決するのでしょうか。12頁の資料3の中学生の作文を参照してください。この子の家族は五人家族でおいちゃん、おばあちゃんは昭和初期の生れで、差別というと部落差別が浮かぶとのことです。おばあちゃんは自分の友だちに部落出身の子がいと嫌がる、差別はいけないといながら考え方はなかなか変わらないとこの中学生も感じています。ただ、両親は小中で学習をしているのでそんなことはない。ある時、この子が部落出身の人と結婚したらお母さんは心から祝福し

てあげられないというわけです。結婚して子どもが生れてその子が部落差別をされるのが耐えられないというわけです。次の日に学校で先生と話をしている中で、おばあちゃんやお母さんの考えは間違っていると気づき、またお母さんと話をする機会に、それはおかしいと指摘するわけです。そういうことだから差別がなくなるといって、お母さんも学生の頃は差別はいけないと純粋に考えていたが、おばあちゃんの考えを聞いたたり、子どもが生れたりする中でだんだん考えが変わってきたというのです。わかっているも娘や孫が差別をされるといことは耐えられないというふうに思うようになったということです。つまり時間は解決できないということですが。こういう風に連鎖していくのです。この連鎖をどこで止めるのかということが課題であると思えます。ここの家庭の女の子はとてもしっかりしていたので、その後、お母さんも理解を示して自分が間違っていたと解決するのですが。

どういう展望があるのかを7頁以降で見て行きたいと思えます。「全国水平社創立宣言」の思想から、違いを認め合うことが重要だということがわかります。急にニュージールランドの話が出てくるのですが、南半球にはラグビーの

強豪国が三カ国あります。ニュージーランドとオーストラリアと南アフリカです。ニュージーランドのナショナルチームはオールブラックスというチームです。先住民の毛利族が住んでいたところをイギリスが侵略して植民地にしてしまいました。現在、ニュージーランドは毛利族の文化を尊重しています。試合が始まる前に、ラグビーのナショナルチームが「ハカ」という毛利族の伝統の踊りを踊ります。さらに国歌斉唱については一番が毛利語で、二番が英語で歌われます。胸には「シルバーファーン」という羊歯の葉のシンボルマークがつけられていて、これも毛利族の伝統的なマークです。羊歯の葉は毛利族が道しるべに使っていたものです。それだけ毛利族の文化を尊重しているということ。こういった違いを認め合っていくという姿勢が今後の部落解放運動の展望にもつながると思います。

「ふつうって何？」という伏見憲明さんが書いた文章があります。それぞれの違いを認め合いながら尊重し、それによってリラックスした関係を構築してゆくことで、差別のない社会が見えてくるのではないかということです。最後に筒井康隆が友人の坂田明さんに寄せた文章です。この文

章は「正当に差別する」と書かれていて誤解を生みやすいかもしれませんが、差別というのは言葉の問題ではなくてそこに嘲笑だったり侮蔑の意志が働いたときに差別となります。触れてはいけないと意識すればするほど過剰に意識してしまい、マイナスの方向に働いてしまうことがあります。マイナスに感じてしまいそうな点、それをお互いに認めあい理解した上で、さらにそれを軽く口で笑い飛ばせるほどにリラックスした関係を構築できたとすれば、それは個人と個人の間の中にあつては究極の関係ではないかと思えます。そうした関係が広がっていけば、本当に差別はなくなっていくのではないか、水平社がめざしていたのはそんな社会なのではないかと思えます。

# 水平社創立90周年 熱と光を求めて —水平社創立の思想に学ぶ—

2012. 12. 7

水平社博物館 駒井忠之

## はじめに

### 1. 全国水平社創立90周年

1922年3月3日、京都市岡崎公会堂で全国水平社創立大会

全国水平社創立大会宣言 「人の世に熱あれ、人間に光あれ」

部落民自身による自主的な部落解放運動

### 2. 水平社発祥の地、奈良県御所市柏原（南葛城郡掖上村柏原）

#### (1) 阪本清一郎『回想録』衝撃と反発

「私は始めて穢多と云ふ語を覚え、自分は穢多に生れたと云ふことは、丁度七、八才の小学校入学してから間もない時であった。一般（外村）の上級生からは云ふ迄もなく、信頼している先生さへも、差別の目を以ていた。学校から帰ると常に母に質した。穢多と云ふ事はどんな事か、なぜ私等の者だけがキラワレたり、井ジメラレたりスルのか。それハ自分等の先祖は穢多であったからだ。皆因縁事だ。勉強さへしてエラクなったら、そんな事はなくなるのであると、常ニ涙ながらにきかされた。子供の私には、この因縁と云ふ事はどんなことであるのか、全々解せなかった。」

#### (2) なぜ、奈良県御所市柏原の被差別部落から創立の提起がなされたのか？

阪本、西光、駒井ら進取の気性に満ちた青年、阪本の「回想録」に見られる差別へのこだわり。 → 他の被差別部落にもある条件

①学校統合闘争などの闘いの歴史

②豊かな経済力 農業以外の商工業の存在 → 膠、桐材

膠産業→奈良市名産の墨に使用される膠の生産。冬の仕事、厳しい労働（早朝、寒い、臭い）

部落民だけが従事する農閑余業（現金収入）

③大和同志会の存在

## I. 大和同志会の結成

### 1. 大和同志会＝融和運動？（差別の原因を自らにのみ求めた運動であったのか）の再評価

1912（大正元）年創立、全国的組織、水平社創立以前の自主的部落改善運動

#### (1) 奔泉＝松井庄五郎（初代大和同志会会長）「我徒の決起を望む」

「我徒の志士決起せよ、自覚せよ、自治を強固にせよ、我徒の富豪は生きたる財産を作れ、我徒の改善運動に投資するを名譽とせよ、教育と実業を奨め、当局者は人材登用を為し人材を適所に挙げよ、千万辺の講演よりも我徒の発展に金を投ぜられよ、県にも内務省にも吾人を救済すべき予算あり、共に纏めて先ず官吏に採用するの費に充てられよ此の如きは世に大国民たる襟度を示すべきものである」

（『明治之光』1913<大正2>年3月号、第5号）

⇒部落民の自立 → 行政的救済

- (2) 会報発刊中止申し入れと平等会組織について県当局への批判  
「五月六日 初瀬町法悟院ニ於テ最高幹事(部)会開催ス、出席者松井、阪本…吉川…四、会報ハ五月ヨリ発刊ノコト、可決 五、平等会ニ対スル本会意見確立ノ件 平等会組織サル、モ本会ハ一切解散セサルコトト決定ス、一七日事務所出勤ス、廣田主事御来訪アリシヲ以テ午後一時迄会談、其要点ハ会報発刊ヲ漸次中止セヨト(シテハ)トノ御相談ナリシモ、余本会ノ決定済ナルヲ以テ出来上り次第発刊スルコトヲ答ヘタリ…」  
(『大和同志会日誌』 1923<大正12>年5月)  
⇒県行政批判、介入の拒絶 独自の運動の展開
- (3) 坂本清俊(本家・大和同志会副会長)と阪本清一郎(分家・全国水平社創立者)は従兄松井庄五郎(大和同志会会長)と阪本家は親戚(阪本清一郎「公開状 部落改善家松井庄五郎君へ」『水平』1巻2号)

## 2. 『明治之光』での議論と「水平社宣言」

◎大和同志会機関誌『明治之光』1912年10月創刊、部落問題に関するさまざまな議論を展開

- (1) 三好伊平次(岡山)「偶感遇語」(1915年12月～1916年10月、5回連載)
- ①「団結」(『明治之光』第4巻第12月号)  
「何ぞ我徒の意気地なきの甚だしき。(中略) 自覚せよ多数の兄弟よ姉妹よ。我等の問題を解決せしめんとせば。必ずや多数の叫び多数の力によらざるべからず。彼の一人若くは数人の叫びは假令其咽を害ひ血を吐く努力も僅に一地方にしか及ばざるべし。若し夫れ数万数十万人の喊声は実に天下を震動せしむるに足らん」
- ②「新平民」(『明治之光』第4巻第12月号)  
「前田三游先生。曾て我徒に対し「卿等は其新なるを恥づること勿れ。其眞ならざることゝを恥ぢよ」と激励せらるゝ爾来十余年。言尚耳底に存す。而も今尚我徒の多数は其新平民と称せらるゝを厭ふものゝ如し。何ぞ其名に拘泥するの甚だしき。夫れ新は自ら活動進歩廓清等の意義あり。骨董ならば伊ざ知らず。苟くも国家形成の一要素たる国民として。彼の陳腐滯滞毫も進歩の意義なき。旧平民又は古平民の称呼に勝ること数等也我等は宜しく名実相副ふの人たらんのみ。然り我等は眞の実力ある。活気ある。社会進連の原動力たる新しき民たらんのみ。」
- ③「新平民と名乗れよ」(『明治之光』第5巻第2月号)  
「顧るに我党百万同胞の中、過去及現在に於て、社会に傑出せるもの、少なきにあらざるべし、然り吾人の知り得る範囲内に於てすら、文武の大官あり、大学者あり、大宗教家あり、大実業家あり、而して彼等は唯自己一身の榮譽を保たんことを希ふためか、其身分を包み戦々兢兢として、其出身地の暴露せんことを恐るゝものゝ如し。これ果たして賞賛すべき行為なるか、吾人を以て之れを見る、我徒が今尚社会の一隅に呻吟しつつある所以のものは、我徒の有力者が、貴族何者ぞ、我れ何者ぞ、我れは穢多也、新平民也、と叫号するの勇氣乏しきがためなり、若し夫れ、学あり才あり、地位あり、力ある数人若くは数十人が、克く自己の出身を明かにし、以て各其技倆を發揮するに至らば、即ち容易く社会が我徒に対する、偏見を芟除することを得ん」

(2) 田崎嫩葉（静岡）

① 「自尊心を養へ」（『明治之光』第5巻第7月号）

「最も痛嘆に堪へないのは、我が同族の大部分が、今猶旧来の因襲習的に自分で自分を卑下して居る一事である、即ち自分は部落民なれば到底向上発展は成し得ざるものなりとか、若くは今後如何なる策を施すとも、旧来の風習を一掃する事は不可能なる事と絶対的に思惟して居る一事である」

⇒「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」

「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」

## II. 全国水平社創立前夜

### 1. 柏原青年共和団の結成（1909<明治42>年）

『奈良朝報』（1909年9月29日）

「●柏原青年共和団の発会式 九月二五日南葛城郡掖上村大字柏原西光寺に於て青年共和団の発会式を挙行したり午後一時半木村栄次郎氏戊申詔書を奉読し团长木村多次郎氏開会の辞を述べ杉本郡視学郡長代理訓示、土井靈覚、三浦大我、吉良巡查部長、平井巡查、坂本清俊の演説、坂本清一郎、吉田善吉氏の答辞朗読あり午後五時半閉会したり当日会する者二百名素封家藤井勘左衛門氏は所有の蓄音機を携え来り盛会なり」

⇒共和（反王制）は反天皇制ではない。

### 2. 燕会の結成（1920<大正9>年）

○全国水平社創立者たちの天皇制への親和性と「解放令」との関わり

(1) 1921年3月の伊勢旅行（『阪本数枝日記』）

「燕会金銭出納帳」

「三月二〇日 第三回旅行イセ参宮／印手拭 百枚 十七円也／大阪行 三回 壹円也／記念帳 五十 七円五十銭／〃 布表紙 十七尺 一円也

三月二四日 伊勢参宮用金 二百二十五円ノ内／綱麻代 六十六銭／伊勢参宮本会追加補助金／〃 会員旅ヒ集金 三十五人他力士一人／合計 金四百円也」

(2) 燕神社社殿造営

○1921年8月28日＝「解放令」発布50周年記念の年。

○大和同志会・親友会への対抗の象徴

○阪本清一郎が、妻・数枝の故郷から祠を譲り受け、本馬山東端に造営

(3) 駒井喜作「解放と改善」（『警鐘』1921年11月）

「私は、先帝陛下の有難い御所存に感泣するものである。先帝は吾々の汚名を御廃止下さった。そこで吾々は解放運動に力強くなったのは真実である」

### 3. 全国水平社創立への流れ

○柏原青年共和団 → 大和同志会 → 親友会 → 燕会 → 全国水平社

○大正デモクラシーと佐野学「特殊部落民解放論」（『解放』1921年7月号）の影響

### Ⅲ. 全国水平社の創立

#### 1. 創立記念日、3月3日をめぐって

○阪本清一郎談

「会場は是非とも京都にしたい、明治維新の発祥の地であり、社会的にも大きな影響をもつことができるからということに意見が一致したんです。次に日をいつにするかについて、私は3月3日を主張したんです。3月3日は井伊直弼が桜田門外で、水戸の浪士に殺された日ですね。こうした歴史的な日にやるのは大いに意義があるということで、みんなが賛成してくれました」

○『中外日報』1922年2月16日「来月1日」、2月22日「3月3日(一日は会場に差支あり日延)」

#### 2. 創立大会の参加者数について

- ①700人 『中外日報』3月5日、『大阪毎日新聞』3月4日夕刊
- ②1,000人 『水平社状勢一斑』(京都府警察部)、『水平社運動状況』(内務省警保局)
- ③2,000人 『大阪朝日新聞』1922年3月4日
- ④3,000人 『全国水平社創立連盟本部日誌』 『水平』第1巻第1号(7月13日)  
『大阪朝日新聞京都附録』3月4日 ※「堂に満ち」
- ⑤4,000人 検事長谷川寧『水平運動並に之に関する犯罪の研究』
- ⑥10,000人 『全国水平社創立連盟本部日誌』※「一萬」を消し「三千」に訂正、  
『日出新聞』3月3日

☆京都市立岡崎公会堂…大正天皇の即位式のために、二条城内で建設、その後、岡崎に移転。  
収容者数、1階に2,000人、2階に1,000人、計3,000人。

☆『中外日報』…浄土真宗本願寺派の新聞、全国水平社の創立を支持、支援  
編集者主筆に、三浦大我(柏原・誓願寺住職、西光の兄的存在)、荒木素風  
☆参加者は700人

### Ⅳ. 全国水平社創立大会宣言

#### 1. 「水平社宣言」の起草

西光、平野小剣を中心に、阪本、米田、近藤ら全国水平社創立者らの意見を入れて完成

#### 2. 多くのテキスト<資料1-①~⑤>

- ①原テキスト ルビなし、三月、水平社
- ②関東水平社出版部発行『よき日のために』(1922年4月25日)ルビつき、月日、主体なし
- ③『水平』第1巻第1号(1922年7月13日) ルビつき、三月三日、全国水平社
- ④『写真記録 全国水平社五十年史』(1971年3月3日)ルビつき、三月三日  
全国水平社創立大会、種々(いろいろ)、願求礼讃(ぐわんきゅうらいさん)
- ⑤『写真記録 全国水平社六十年史』(1982年3月3日)ルビつき、三月三日  
全国水平社創立大会、種々(しゅじゅ)、願求礼讃(ぐわんぐらいさん)

※原テキストの「水平社宣言」になぜルビがないのか?

創立者たちも被差別部落のエリートであり、当時の被差別部落の識字率に想いが及ばなかったのか?創立宣言を印刷屋に渡したのが、3月2日であり、ルビを振る時間的余裕がなかったからか?



### 3. 海外での紹介された水平社宣言

#### (1) 米田富の証言

「それから有名な水平社創立の宣言、これは世界的名文という事でアメリカやドイツの新聞がじゃんじゃん書き立てたそうです。私は日本語もよう分かんのですから英語なんか分るはずもないんですけども、読んだ人に聞きますとね、ニューヨーククロニクル、イブニング、タイムズという三紙の中で日本における始めての人権宣言だという見出しをつけていたそうです。また、日本における特殊部落民の人権宣言と書いた新聞もあるそうです。(略)日本は遅れていると思っているのに、水平社というものが出来て、始めて『人権宣言』というべきものを発表したものですから、なかなか大騒ぎになって評判だったそうです」

(1982年5月7日福岡県鞍手町 水平社創立60周年記念講演「水平社の闘いに学ぶ」)

#### (2) 英語訳「水平社宣言」

<p>DECLARATION</p> <p>People of the Special Communities throughout the country, unite! Brothers and sisters, who have long been oppressed, you know that the failure of all the reformatory undertakings attempted by many men for the last half century should be taken as due punishment for the defilement of humanity by us and others, and that all the philanthropic movements hitherto undertaken among us have further degraded us. Then, it is but natural that there should appear an organized movement which endeavors to emancipate us by our own deeds of self-respect.</p> <p>Brethren, our ancestors were believers in liberty and equality. They were the victims of a class rule. They were the exploited of an industrial system. They were skinned in recompense for their work of skinning animals; their hearts were ripped out as a fee for their work in the slaughter houses; and then they were spat at and were laughed at. Yet, even through this long cold night of cursed dreams, the fine human blood has kept its flow, and now we, who have been born of this blood, have come to live in an age when men may turn into gods. The time has come when the oppressor shall be vanquished, and the victim with the crown of thorns shall be blessed.</p> <p>The time has come when we may be proud of being the Eta! We must not, therefore, insult our forefathers or defile humanity any longer by our cowardly deeds or words; but we, who know well enough how cold the world is and how useless charity is, should now aspire for the real light and heat of life.</p> <p>The Suihei-sha has come to exist thus. Let there be heat and light!</p> <p style="text-align: right;">『The Nation』1923年9月5日</p>
--

☆「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ。」

「People of the Special Communities throughout the country, unite!」

☆「長い間虐められて来た兄弟よ、」

「Brothers and sisters, who have long been oppressed,」

☆「人の世に熱あれ、人間に光あれ」

「Let there be heat and light!」 → ×「heat」 ○「warmth」

(3) 海外メディア報道の特徴

①水国争闘事件関連

- 『東亜日報』 ○『ブラウダ』 ○『Los Angeles Times』 ○『The Nation』

②「排日移民法」関連

- 『New York Times』 ○『THE TRANS-PACIFIC, TOKYO, 』

③北原泰作天皇直訴事件関連

- 『New York Times』 ○『THE TIMES』 ○『New York Times』

④その他 1 件

- 『San Francisco Chronicle』

☆北原泰作天皇直訴事件を端緒として報道される部落問題や水平社運動についての記事が、  
圧倒的に大きく取り扱われ、事細かく丁寧に部落問題を紹介

→事件が欧米人にとっても衝撃的事件

→当時の日本の絶対的統治体制である天皇を君主とする日本独自の国家権力機構に関心

☆なぜか？

明治維新により樹立された天皇親政による中央集権国家

○市民革命により建設された近代国民国家ではない

○西欧のような封建領主の絶対君主化による絶対主義国家でもない

○世界に類を見ない特異な支配体制

## おわりに

### 1. 部落差別の現状

奈良県『人権に関する県民意識調査』2009年 ※問いの内容については一部要約した

(i) 問：子どもの結婚相手が同和地区出身者の場合どういう態度をとるか？

回答：問題にしない 33.5%

親としては反対だが、子どもの意思が堅ければ仕方ない 44.2%

考え直すように言う 17.7%

無回答 4.6%

(ii) 問：住宅購入時に同和地区かどうかを市町村に問い合わせる友達の態度をどう思うか？

回答：問題だと思う 21.0%

問題があるとは一概にはいえない 48.4%

同和地区かどうか心配する気持ちはよくわかる 26.9%

無回答 3.8%

(iii) 問：結婚にあたり、家柄、出身地、財産、国籍、親の仕事、社会的地位など、本人たちの  
責任でないことを理由にして、まわりから反対されることについて、どう思うか？

回答：当然のことだから意見を尊重する 5.9%

おかしいことだと思うが従わなければならない 13.5%

こうした考えをなくしていかなければならないと思う 63.2%

無回答 3.8%

## 2. 部落差別の現状とそれを支える土壌

(1) 部落差別を支える土壌 迷信・風習・伝統・穢れ・家制度・血統・世間etc.

例) ①「六曜」「六輝」…大安、仏滅、先勝、友引、先負、赤口

友引…元来は午前、午後とも善し悪しなし。「友を引く」→不幸な日には縁起が悪い  
結婚、葬儀に際して日の吉凶を気にする

②葬儀のお礼状に挟み込まれる「清めの塩」→「死者のケガレ(死穢)」を払う

※これらは差別ではないが、心の作用に注目 → 世間のならわし、しきたりに同調  
「みんながそうしている」「世間のしきたりには逆らえない」

(2) 部落差別の場合<資料2>

部落に対する偏見、差別意識、「部落は怖い、部落と関わらないほうがよい」

○家 ○違い幻想 ○異質排除 ○差別されることへの恐怖 ○普通願望 ○世間

○マイナスイメージ →これら7つが相互に関連し合い、差別の根底をなしている。

## 3. 差別解消の未来的展望

(1) 時間が解決するのか?<資料3>

(2) 「全国水平社創立宣言」の思想から

①人間は尊敬されるべきもの → 個人の尊厳 → 違いを認め合う

②ニュージーランドの先住民マオリ族とオールブラックス

トライネーションズ 南半球のラグビー強豪3カ国のリーグ戦

オールブラックス=ニュージーランド ワラビーズ=オーストラリア

スプリングボクス=南アフリカ

☆胸のマーク・シルバーファーン=シダの葉 葉の裏が銀色、道しるべの役目

→意味「Go Forward」前進、前へ進む

☆公用語 英語とマオリ語 ラグビーの試合前の国歌斉唱 1番マオリ語 2番英語

☆HAKA (ハカ) =War Cry<カマテ><カバオパンゴ> マオリの民族舞踊。

試合前に、気持ちを奮い立たせ、勢いをつけるため

マオリの戦士が、自らの力を誇示し、敵を威嚇する踊り

(3) 差別解消の展望

### ★差別とは

差別とは何か。それは、差別する構造(「心的構造」)が差別する側と差別される側に共有される現象である。たとえば部落民という言葉が差別用語になり得るのは、このコトバを使う側に優位の意識があり、このコトバを使われる側に劣位の意識がある故である。

この語を差別用語にして禁止しよう、あるいは使ってもらいたくないという意識は、この語にまつわる優劣関係を自明の前提として固定した上で、意識的にあるいは無意識的にこれに目をつぶろうという態度である。ところが差別構造は生得的なもので消滅したりしない。

そこで最も有効な戦略は、差別される側が差別する側の使うコトバ(シニフィアンとして同じコトバ)を意識的に別の文脈の中で使ってゆくことである。たとえば差別する側が部落民と言った時に、差別される(側であると差別する側が思っている)側が、喜んだりすると差別は成立しない。なぜならば部落民という言葉をめぐる差別する側の構造と差別される側の構造が同型ではなくなってしまうからである。だから部落差別

(と一般に言われている現象)をなくす最もラディカルな方法は、どこへ行っても私は部落民であると公言し、そのことを心底誇りに思ってしまうことである。

『科学は錯覚である』(池田清彦、洋泉社、1996年)

★ふつつって何？

ぼくは<ヘンタイ>が好きだ。自分のことを<ヘンタイ>って言えちゃう人が好きだ。だってそれは、自分を基準値に近づけようとしたり、規格化されることから降りちゃった人のことだからね。(ちなみに漢字の<変態>は、他人に迷惑をかけるのが好きな人のこと)

<ふつつ>っていう、実ははっきりしていない中心点からの距離をはかりながら生きるのは疲れるし、知らず知らずのうちに既成社会のヒエラルキーに組み込まれてしまう。それは<個>であろうとすることは、逆のベクトルを指している。そんなのはもう、やめたほうがいいんじゃないのかな？降りてしまえばいい。

だから、ぼくはゲイと呼ばれるマイノリティーだけど、「ぼくだって<ふつつ>なんだ！」と叫ぼうとは思わない。それよりは「あなたもあなたであろうとすれば、<ヘンタイ>なんだ」とメッセージしたい。<ふつつ>っていう言葉はその向こう側に、永遠に<ふつつ>でないものを用意し、差別していくような気がするんだよね。目指すところが同じでも、ぼくは<ヘンタイ>という言葉を選び取りたい。(中略)

そしてその<ヘンタイ>と<ヘンタイ>が、どうやって折り合いを付けながらいっしょに生きていくのかが<関係>ということ。一方的に自分らしさを押しつけていったら<共立>することはできないからね。そう簡単にはいかない。

ぼくは今、捜しているんだ。多様な人間ができるだけリラックスしながら、寄り合って生きていくための、<関係>のありようを。

『プライベート・ゲイ・ライフ』(伏見憲明、学陽書房、1991年、学陽文庫、1998年)

★筒井康隆が1993年に断筆した際、サクソフォン奏者の坂田明が筒井に寄せた文章。

人間は個として見て生まれながらにして平等ではない。固<sup>コ</sup>体差<sup>タイサ</sup>というものがある。

固体差、民族、文化、風俗習慣、それが多様に存在することがこの人類の社会の豊かさを支えてきたことを考えると、今日の日本の社会はあらゆる民族間の差異をあたかも無いが如きうやむやにし、固体差、身体障害等の平均的と呼べない人々を隔離することで、平均的日本人の効率よいレベルアップを図ってきた。

その結果、他者と同じ尊敬をもった人間として認めあう基盤すら失ってしまった。

僕は、ライブにやってきた車いすの脳性マヒ青年に「サカタさん、頭がまぶしいよ」とからかわれたことがある。「ヤカマシイ！ お前にいわれる筋合いじゃないわい！」と怒ったら、手をたたいて喜んでやがった。

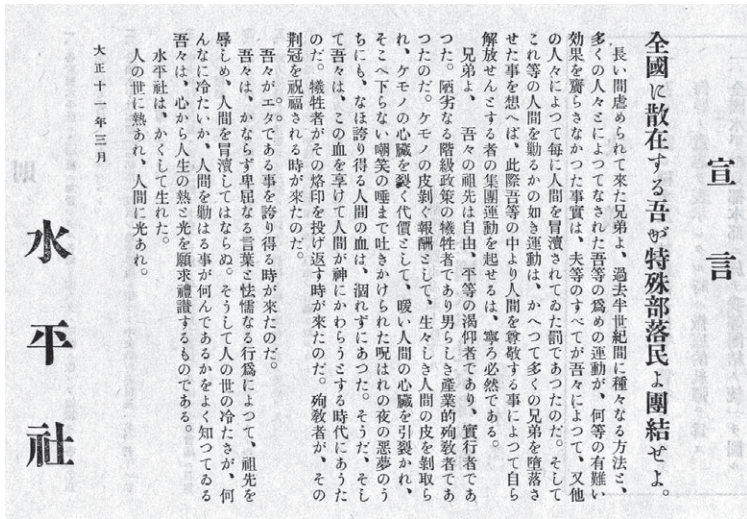
長谷川きよしと昼下りに飲み屋に連れだって入る時「おい、中は暗いから気を付けろ」といったら、「あのねえ」という。「ん!？」とトボケたら、「あのねえ、オレ悪いけど、小さい時から暗いところ得意なんだよ」「エッ! あっそうだったっけ」「計ったな!？」というから、「計ったんだよ」といってやった。二人して大笑いした。

こういうのを、僕は人を人として正当に差別するのだと自分で呼んでいる。

相手を人として認めようとする時、固体差、民族、人種等のあらゆる差異を無視することは出来ない。その違いこそが人を民族として個としての尊敬に導く。それを認めた上で正当に相手を差別するとき先方からも対等に差別される喜びが生じる。

『筒井康隆断筆祭全記録 祭のあとの宴の準備』(山下洋輔責任編集、ビレッジセンター、1994年)

<資料1-①>「全国水平社創立大会宣言」原テキスト



宣 言

全 國 に 散 在 す る 吾 の 特 殊 部 落 民 よ 團 結 せ よ。

長い間慮められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法で、多くの人々によつてなされた我等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されて来た罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を動かすかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際我等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつたのだ。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥取られ、ケモノの心臓を裂く代償として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を承けて人間が神にからうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その殉教を祝福される時が来たのだ。

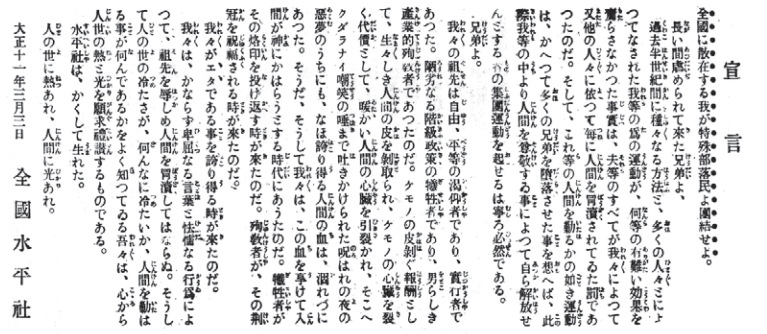
吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を動かす事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱い光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。

大正十一年三月

水 平 社

<資料1-②> 関東水平社出版部発行『よき日のために』（1922年4月25日）



宣 言

全 國 に 散 在 す る 吾 の 特 殊 部 落 民 よ 團 結 せ よ。

長い間慮められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法で、多くの人々によつてなされた我等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが我々によつて、又他の人々に依つて毎に人間を冒瀆されて来た罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を動かすかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際我等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつたのだ。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥取られ、ケモノの心臓を裂く代償として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を承けて人間が神にからうとする時代にあつたのだ。殉教者が、その殉教を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を動かす事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱い光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。

大正十一年三月三日

水 平 社

大正十一年三月三日 全 國 水 平 社













全国水平社の創立と融和運動

手  
島  
一  
雄

はじめに

私は、解放令や幕末の部落の立ち上がりなどについて研究してきましたが、それを前提にして水平社の時期についてもやりたいと思います、最近は一九一〇年から二〇年代の部落の実態、融和運動と水平運動などについても研究しています。今日は「全国水平社の創立と融和運動」というテーマで話します。普通は水平運動だけに焦点を合わせて解説するということになるのですが、なぜ融和運動もなのかということからお話をしなければならぬと思います。

連続講座の四回目ということで、これまで話された井岡さん、奥本さん、駒井さんから「四回目なのでまとまった話をしてほしい」といわれていまして、プレッシャーをかけられています。

融和運動というのはこれまで大体、評価が悪いです。自主的な部落解放運動として戦後につながる運動は、やはり一九二二年創立の全国水平社ということになります。水平運動は融和運動やその前の部落改善運動を克服して成り立つたとか、「同情融和」という言葉は批判の対象の言葉として、水平社宣言のなかで「人間を勧めるかの如き」つまり同情されて融和するということはおかしいというようにいわ

れてきました。融和運動は、水平運動から見ると、否定される・乗り越えるべき対象であったことはまちがいありません。

その前提には明治に入って解放令がだされたあと、部落は貧困化、スラム化していくという状況があります。解放令はだされますが、平民同様とするような措置は何もありませんでした。江戸時代には死牛馬処理という特権がありました。死んだ馬や牛を無償でひきとり、皮を剥いてなめし皮にする、それを元にした革産業で自分たちの生計を立てることのできる大きな価値のあるものでした。それが解放令と同じ頃に、死牛馬は持主の勝手にしたらいいということになりました。そこで大商人が入ってきます。自分たちでは皮を剥ぎとれません。部落民を労働者として雇って皮を剥がせます。大商人はおいしいところをもっていきます。明治以降、皮革産業、食肉業などで実際に皮を剥いだりするのは部落の人たちですが、資本家として儲けるのは部落外の大資本の人たちでした。部落は必然的に貧困化していきます。明治の中期から後期の松方デフレ以降、どんどんとスラム化していきます。それが部落への厳しい差別を強めることになります。

そういう中で、私は一九一〇年代の水平運動が起こる前の部落の有力者の取り組みを追ってみました。よくいわれるのは、部落は周辺の状況よりも低いから、遅れているから差別されるという世間の見方です。差別されるのは当然であるという世間の目、また、当時の内務省の人たちもそらみていました。ですので、がんばって世間に追いついたら差別はなくなると、部落改善運動のリーダーたち、大和同志会などは追いつこうと運動をしました。しかし追いついたところで差別は残ったということで水平運動がおこったと一般にいわれています。一九一〇年代の部落改善運動は、がんばって世間に追いつき同情を得る、そうして差別をなくそうとした運動だと言われます。何とも甘い運動だと見られてきました。それに対して、それは一面的だといわれたのが秋定先生です。一九七〇年代から、部落改善運動や融和運動はそういう面もあるが水平運動の前提をつくったところがあると問題提起をされました。私もずいぶん秋定先生の考えに感化されています。当時の資料に入り込んで考えてみようと思ってきました。大きく言って、部落改善とか部落内外が融和握手するという甘いとみられてきた運動ですが、実は非常に幅の広い運動です。そして水平運

動とも影響し合っているところがあります。違いもありまして、同じところもあります。お互いが影響を与えあっているところもあります。そういうところをちゃんと思わないと、かつての部落解放運動の総体は掴まえないというのが私のスタンスです。今日は、全国水平社の創立の話と部落改善や融和運動といわれたものとの絡まりあい話をさせていただきます。

### 1 部落改善運動と部落大衆の立ち上がり

水平運動が起こる前提として部落改善運動が果たした役割は非常に大きいです。部落を改善して周辺地域に追いつくということ、それは単に部落の内部だけを改善するということではありません。力量をつける、実力をつけるということになりまして、外部に出ていくことになりました。それは仕事の上でいえば教員になるとか警察官になるとか、部落の中だけではなくて外部に出ていく、狭く区切られた地域から外へということなんです。たとえばお金を持っていけば土地を買おうとします。そういう動きが一九一〇年代からあります。そういう中で部落大衆の怒りがどういう形ででてくるのかを水平社創立から一〇年ほどさかのぼっ

て、主なものをレジュメ1頁にあげてみました。部落の  
たちが社会進出をしようとすると、反発、軋轢、拒絶をう  
みます。それに対して部落大衆の怒りが当然のごとくでて  
きます。

一九一三年四月、奈良県の磯城郡大福村では、部落出身  
の教員であることがわかって学校の子どもたちや親から拒  
絶され、結局退職においこまれてしまいました。同じような  
ことが香川県鷺田村でもありました。一九一五年一二月、  
滋賀県の蒲生郡宇津保村では、改善に努め「著しく向上発  
展」した部落が一般村の土地を買うのですが、一般の地主  
たちの猛反発をくらしまして、土地を買い戻されてしま  
います。同じ村で、二ヶ月後に小学校長の差別発言があつて  
部落出身生徒一八〇人が同盟休校をしています。水平社に  
先立つこと六年前のことです。和歌山県では部落の男性が  
巡査に志願するのですが、それに対して村長が部落出身だ  
と特記したため部落の人たちが闘います。村長は辞任しま  
す。この運動の中心になったのが、後に水平運動に参加す  
る栗須七郎です。福岡県では博多毎日新聞社が襲撃される  
事件が起きます。「穢多は死骸となつても別な扱い」とい  
う記事に対して憤激した部落大衆が襲撃します。三五〇人

の検挙者がでています。この事件も、いきなり起きたので  
はなくてこれまでいったような全国的な状況があつてのこ  
とです。

大和同志会が『明治之光』という雑誌を出していて、そ  
こでこれらが報道されています。部落の有力者、経済的に  
も恵まれた人々の全国的な網の目のようなものがありまし  
てこうやつて情報が伝わっていきました。一九一六年の山  
口県熊毛郡佐賀村では、「県下の模範村」とされた部落の村  
社への修復寄付金を一般の氏子総代に拒絶されるというこ  
とがありました。そこでは、「村民平等の取扱をなさざれ  
ば腕力に訴へても遂行する勢い」と書かれています。部落  
改善というのは社会進出ということでもあります。村社へ  
の寄付もすれば、土地も買おうとするし、外へ仕事をしに  
でていきます。それに対する反発が一九一〇年代にあちこ  
ちに見られたのです。そういう中で差別に対する当然の憤  
りがでてきています。ですので、部落改善運動が水平運動  
の前提となつたと言えます。いきなり水平社の人たちが立ち上  
がつたわけではありません。明治後期以来の部落を改善しよ  
うとする努力があつてこそそのもので、それへの反発に対す  
る怒りが全国的に湧き上がってきたということです。



一つ付け加えますと、いわゆる融和運動家といわれた人々はここで分岐します。大和同志会の松井庄五郎は、部落と一般村の衝突を報じることは部落の大衆の怒り＝火に油を注ぐというので報道を控えます。それよりも部落を改善するためにはお金が必要だということで国に財政支援を要求します。部落民はすべての「国民の義務」を果たして

いるのに何ら救済の手を差し伸べない政府はけしからんと、国策の確立を求めました。私はこれは戦後の同和対策事業のさきがけだと思っています。もう一人は三好伊平次です。資料（1）に載せていますが、融和運動の代表的な人で水平社とは距離をおいた人です。岡山県の裕福な地主です。この人は最も早く声をあげた人で、一九〇二年に備作平民会という団体をつくりました。後に内務省の囑託になりまして国の中央融和事業協会に入っていきます。水平運動の側からみれば敵ということになります。一九一八年の兵庫県武庫郡での校長の差別発言に対して部落大衆が小学校を襲撃するという事態をみた三好は、「悲痛の感に打たれたり」と述べて、国民の偏見を除去する啓発活動の必要性を感じて内務省に入っていきます。

こういうように部落改善運動、融和運動は大きく二つに

わかれます。一つは大和同志会の松井庄五郎が先がけた国策確立運動、もう一つは三好伊平次のような啓発活動、固陋な偏見を啓発・教育活動で除去する運動です。

## 2 全国水平社の創立

### （1）水平社創立の思想

水平社創立の思想として特徴的な点は「自力解放、人間は哀れみでなく「尊敬」し合うべきものだ」ということです。水平社宣言の原案を書いたとされる西光万吉は、水平社が創られる前年まで、自殺賛美論、絶対避妊論を説いていました。先ほどは部落大衆の立ち上がりを紹介しましたが、もう一方の面として一九一〇年代の『明治之光』などでもたくさん出てくる「諦観」、「自暴自棄」といった事態があります。三好伊平次はこれに対してあきらめるな、と訴えました。一方で怒りをぶちまけるということがありますが、多くの部落民の間には自分で生まれを卑下するという状況がありました。三好は「部落民と名乗れ」ということを訴えます。資料（1）に載せています。三好は部落改善運動家なのですが、こういう面でも水平運動の前提をつくっています。

東京での絵画の道を断念し奈良に戻った西光万吉は、阪本清一郎や駒井喜作と学習会を始めます。西光万吉は上野の図書館に出入りしている時からいろんな書籍を読んでいて、これが後に生かされます。水平社への結集を呼びかけたパンフレット『よき日のために』には、西光がかつて読み漁り、共同の学習会でも取り上げられたゴリーキーやロマン・ロラン、キリスト教、浄土真宗、社会主義の思想がちこちに散りばめられています。阪本清一郎は戦後、当時を振り返って「部落のものは無知なところへ盲信でした。

現世の苦しみを諦め、極楽往生を願う―長い間にこのような考えが部落大衆のなかにしみこんでいました。そして当時の仏教界はそれをおおいに利用したのです。そこで私も、釈迦、親鸞の時代の仏教徒の生活や著作などを一所懸命に勉強しました。歎異抄なんかも講釈できるほどになりました。その結果、現在の仏教は墮落しきつていっているということになり、そこから部落の人々の覚醒、みずからの手による解放へとつないでいったのです」と語っています。

これまでも取り上げられてきたゴリーキーの『どん底』についてお話しします。ゴリーキーによる劇シナリオ『どん底』は、当時「夜の宿」と題されて東京で延べ四回の劇

場公演も行われていました。洞穴のような地下の貧しいアパートに住む老若男女のやりとりで、生活の辛苦をなめた人たちは、それでも明日は何かあるのではないか、という希望をもって生きていました。しかし妬みなどから殺人事件がおこり警察沙汰になってしまふ。残された人たちの、希望を失った陰鬱な酒盛りの場面で、一人の男が話し出します。「われわれも人間だ、マホメットも人間だ、人間というのは尊敬されねばならないのだ」と語り始めるところを「よき日のために」では引用しています。「吾々もすばらしい人間である事を、よろこばねばならない」ところです。レジュメ2頁の引用文中のそれ以降は西光さんや阪本さんの言葉です。「吾等の中へ―と云ふのを、吾等の中より―と改めねばならぬ。吾等の中より―よき日の殉教者よ出でよ。」ここがポイントです。

「吾等の中から」という言葉は、相馬御風の評伝『ゴリーキー』が主題としたテーマで、彼らはそれに共感し持論を展開しました。阪本さんはその「一九二二年版、三星社」を所持していて、いま私が手に持っているのはそれと同じ版のものなのですが、その内容を紹介します。この評伝の前半はゴリーキーの生涯、後半は全作品の解説が書かれて

います。相馬御風は次のように言っています。ロシア文学の特徴はヒューマニズムの傾向にあり、「人民の中へ」という言葉は、ドストエフスキーやトルストイ、ツルゲーネフらの合言葉であった。しかし、「彼等の「民衆」に対する態度は、矢張り常に貴族の有する憐憫であり、高き者の低き者に対する愛擁であった」。どん底といわれるような生い立ちで育ってきたゴリキー作品のすばらしさ、新しさは何かというと、「民衆そのものもっている力」に対する信念だということ。つまり、貧しいものを救うのではなく、彼らそのものの中に力強さがある、民衆の苦しんでいる中にこそ力強さがある、そこから運動をおこさないといけないということ。この言葉に西光万吉たちは自分たちの置かれている立場を重ねたのだと思います。

では「吾等の中から」というときの「吾等」とは何なのかということ。これについては、『よき日のために』には書かれていません。「因習的階級制の受難者」という言葉がありますが、それ以上の語りはありません。水平社宣言文は、最後は創立メンバーの合議によって決まるのですが、原文は西光万吉が書いて、平野小剣が添削をしましたが、その平野の言葉が水平社宣言の重要なポイントになり

ます。レジュメ3頁の引用文は、水平社が創立される前年の第二回同情融和大会で撒いた「民族自決団」のピラの一節です。「我等民族の祖先は尤も大なる自由と平等の渴仰者であつて、また実行者であつた。」これはまさしく水平社宣言です。「民族」という言葉を使っています。「今や世界の大勢は民族自決の暁鐘を乱打しつゝあり」とあります。第一次大戦が終わってウイルソンの民族自決権の提唱に端を発した「世界の大勢」、民族独立運動がおこります。平野は民族という概念に親近感を憶えたのだと思います。血縁的な部落の一体感といったものもあつたと思います。こういった世界の情勢も水平社の立ち上がりに影響を与えています。阪本さんも『水平』で「英王国に於ける二大水平運動」という文章をかいて、インドのガンジーの運動やアイランドの独立運動などを紹介しています。このように水平社の創立というのは、いろいろな思想の影響を受けています。

「考察1」としてまとめています。水平社宣言は、同情批判・諦観打破から「人間」存在に迫った奈良柏原グループの思想と、部落民の血縁のつながりを重視し祖先の顕彰と部落民の「誇り」を訴えた平野の思想が結合したといえま

す。一九一〇年代のことを基本的に考えると、部落大衆の二

つの動向が共に捉えられています。部落大衆の怒り、立ち上がりを平野が代弁する形で、民族という概念を使いながら卑下することはないと訴えます。もう一つは、諦観や自暴自棄という状況があったわけですが、その只中にいた西光万吉がそこらいろいろんな人の助けを受けながら、人間はそういうものではないと論じているのです。一九一〇年代の二つの動向、これはコインの裏表でもあったのですが、その両方に入っていたのが水平社宣言だと思います。

今、地方水平社の雑誌、機関紙を読んでいますと、天皇主義の思想に対する親近感がよく出てきます。天皇主義とヒューマニズムが矛盾せずに結びついていることが非常に多いです。奈良の上牧の水原謙三郎の「俺はエタだ然し人間だ」をレジユメ3頁に引用しています。「大御心」、これは明治天皇のことです。明治維新の五箇条の御誓文や解放令の「聖旨」、これに報いるのが水平運動だという理解です。こういう理解は一人や二人ではありません。レジユメ4頁の奈良の中井喜一郎の文章でも「万世一系の天皇を仰ぐ帝国の臣民」とあるように、部落大衆の差別に対する怒りと天皇のありがたさというのは普通に両立したのだと思

います。

「考察2」にまとめています。水平社宣言には、主義思想は語られていません。天皇主義もでてきません。実際は佐野学や大杉栄などの社会主義者の影響もうけているのですが、それも出てきません。平野の使う「民族」という言葉も出てきません。おそらくそれらを互いに突きつめると対立しあう点も出てくるでしょう。主義・思想で対立するのを避け、同情融和では解放されない、自力で立ち上がるという一点で部落大衆を結集すること、それが水平社宣言の思想だと思います。

天皇主義については、「水平の行者」といわれた栗須七郎が、水平社第二回大会の初日の挨拶で「我々の運動は先帝陛下の勅語を基としている運動だ」と述べています。一君万民的な平等観は、かなり深くまで部落大衆の心を掴まえていたと思われれます。

## (2) 水平運動と融和運動との異同

そうすると、水平運動と融和運動はどこが違ってどこが重なり合うのかということになります。先に述べた融和運動家の三好伊平次は水平社創立大会に参加しています。そ

して内務省の「復命書」を書いていきます。役人として創立大会に出て気づいたことをまとめて提出しているのです。

三好は参加しただけではなく、創立メンバーと会って話をしています。以前『水平社博物館紀要』にこの「復命書」を紹介しました。レジュメ5頁に引用しています。水平社と重なるところが違いがよくわかります。従来は三好は水平社を潰すために創立大会に行ったといわれていました。その三好の「復命書」の草稿が岡山の三好の書斎からでてきました。三好家に何度か行って見せていただきました。

立派なお屋敷の離れの書斎はそのまま置かれており、その中の資料の一つがこれでした。一言で言うと、水平社がどれほど社会主義運動と接近しているかをチェックすることが目的でした。諦観打破、部落民の自覚が必要という点では水平社創立メンバーと同じですが、自力解放か官民協力による国民理解かという点で意見を異にしています。

一九二三、二四年には、水平運動と融和運動は共闘する場面がかなりありました。官民合同を実際に運動として展開した人が広島県共鳴会の山本正男です。山本正男については資料(2)にありますように、広島県の融和運動家です。広島県の能美島の大柿村という漁村の生まれです。家

は網元ですが、そんなに大きな網元ではありません。地元で漁村の部落の人たちの部落改善団体をつくって水平社にも共感を持ちながら、水平社には入らずに融和運動としてやっていきます。戦後、同和对策審議会の答申を書いた中心メンバーの一人です。自民党政府の肝入でできた、保守系の全日本同和会の理事として知られています。山本は、一九二三年に広島県水平社ができる前から、共鳴会の人たちを中心として、県知事に知事論告を出させます。レジュメ6頁にありますように、「社寺、学校、青年団、婦人会」などで差別をするというものでした。それと共に広島県警察部長の通達も出されています。神社の差別、青年団の差別などがあれば警察も協力して取りしまるといいます。山本たち広島県の融和運動家たちは県行政や警察、村長や学校長など地方有力者とともに「地方改善委員会」を作り活動します。そして様々な排除、差別を官民が結びつく形で一つずつ解決していきます。これは相当力を発揮したようです。山本自身も広島県の社会局にはいります。一九二三年に県社会課が出した「社会時報」を読んでいくと、この活動によって、いろいろあった差別事象は相当解決したと書かれています。本当に差別がなくなったわけではあ

りません。差別観はありますが、実際に祭や各種団体に参加するといったことは実現しました。本当の意味での差別解放ではないかもしれませんが、それらもまた部落大衆の切実な願いの一環であったことは間違いないでしょう。

山本は、有馬頼寧が結成した東京の融和団体・同愛会にもその力を買われて参加し、融和運動の中心的な役割を果たしていきます。各地に水平社ができる前からあった、同愛会や広島県共鳴会、三好の岡山県協和会、奈良の大和同志会、信州の信濃同仁会といった自主的な融和運動団体を束ねる形で、有馬らは全国融和連盟を組織します。ここでの水平社との関係は大変興味深いものがあります。少し紹介してみます。

同愛会や融和連盟は、水平運動と協力して日本の社会を変えようと試みしました。水平社では、遠島スパイ事件などを機に一九二五年には左派であるボル派が本部を掌握するのですが、その前の二三、二四年ころは水平社、同愛会、全国融和連盟はお互いに親近感を持ち、有馬が水平社の演説会に呼ばれて演説をするということがありました。『同愛』にも水平社のメンバーが書いていたりしています。あんな種の共闘関係がありました。

有馬は「社会改造」という主張をします。当時、平沼騏一郎などが天皇主義のもとで融和運動をしようとするのに対して有馬はその「思想善導」政策を批判します。「私は生活を無視して思想善導も何もないと思ふ、生活の問題が第一だ」「先ず第一に社会組織から改造してかゝるべきだ」と『同愛』に書いています。この「社会改造」というのは今で言う民主化ということになると思います。水平社に協力しつつ、水平社にできない部分を自分たちがやるという形です。レジュメ7頁に『同愛』の主要記事をあげていますので、ぜひその内容を読んでいただきたいと思います。一九二三、二四年は不景気で失業者があふれるという時代です。そういう格差社会で、この世の中を変えていかないと部落解放も実現しないし、日本も良くならないという議論のもとで共闘します。この可能性は、今もう一度見直す必要があると思います。

「考察3」にまとめています。水平社と全国融和連盟との友好的な関係がありました。客観的に水平運動に欠ける面、水平運動は部落解放が軸ですがそれをやり遂げる上でいろいろな社会改造を伴わないといけないというのが当時の同愛会、融和連盟の考え方でした。そういう意味で補っ



ていたといえると思います。部落問題について、国策確立とか国民反省運動、さらに「社会改造」といった共闘が何故花開かなかったのか、実を結ばなかったのかという視点で日本の近代史、部落解放運動史を振り返る必要があると思います。

おわりに

時間の配分を間違えたというか、大部のレジユメを作つてしまい、最後の方は述べられなくなりました。その部分で、私が提起したかったことを簡単に述べたいと思います。

同愛会は財政難もあつてつぶれてしまいました。有馬らも一線から退きます。一九二八年に大礼記念行事として全国融和運動大会が開かれます。そのときの政府内務省の考え方は、日本の古事記、日本書紀には部落差別はでてこないのだから、「建国の精神」に立ち返って部落差別をなくすというものでした。それらは同時に、「内鮮融和」や植民地朝鮮での支配を堅実にするためにも部落差別は解消されておくべきだとする、大国主義的な思想と一体のものでした。具体的には、かつて山本正男らが広島でやっていた、いろんな

差別事象を官民合同でなくしていった運動を、「建国の精神」のもと平沼や内務官僚がトップにたつて全国版でやっています。このあたりは、すぐ後の満州事変以降の解放運動、戦時下の運動を考えるうえで、一つの大きな転機でもあります。

水平運動は一九二八年以降、左派の弾圧もあつて相当力を落としました。部落大衆の天皇主義については前にお話しましたが、それを踏まえながら政府内務省は全国版でお金もかけて、地域の差別事象を「建国の精神」と結びつけ解決していきました。そういうときに水平社は何をしていったのか。一九三三年の高松差別裁判闘争まで、低迷期といわれています。また三七年に日中戦争が始まると戦争協力にはいるのですが、先ほど出てきた「建国の精神」路線とどうつながっているのか、そういうところも今後考えていきたい課題です。



## 全国水平社の創立と融和運動

2012, 12. 14 手島一雄

はじめに

- ・従来、部落改善・融和運動と水平運動を対立的に把握、後者が前者を克服したと見る。
  - ・水平運動だけがあったのではない、融和運動も相当の影響をもつて並び立つ。  
(秋定嘉和『近代日本の水平運動と融和運動』解放出版社など参照)
  - ・両運動の特徴を押さえ、それぞれの異同や影響し合った面を総合的に捉えること。
- 水平社の創立、運動の展開、また戦争協力の問題を考える際にもそうした視覚が必要
- ・ここでは1910～1920年代の、水平運動－融和運動のからみ合いから問題提起。

### 1. 部落改善運動と部落大衆の立ち上がり

#### ○部落大衆、立ち上がりの前提

- ・1910年代後半、部落改善運動の進捗、特に部落民の社会進出が周辺一般村との軋轢を生み、部落大衆の立ち上がりを生じさせていること。その意味で、部落改善運動が水平運動成立の大前提になっていること。

(資料)さまざまな事例(大和同志会機関紙『明治之光』、帝国公会会『公道』から)

- ・1913.4 奈良県磯城郡大福村、丸橋訓導差別事件 / 部落出身教諭を拒絶するとして一般児童全員が同盟休校。丸橋は退職に追い込まれる。
- ・1915.10 香川県鷺田村、部落教員排除。
- ・1915.12 滋賀県蒲生郡宇津保村、土地買い戻し事件 / 改善に努め「著しく向上発展」した部落が周辺一般村の土地を購入したことに反発して。
- ・1916.2 同宇津保村で、小学校長の差別発言に部落出身全生徒180名が同盟休校。
- ・1916 和歌山県東牟婁郡で、部落男性が巡査志願した後に身上調べ。出身地村長が「特殊部落民」と特記したため不採用。部落民「憤激」の末、村長は辞任。(栗栖七郎らの運動)
- ・1916.8 福岡県博多毎日新聞社、襲撃事件 / 「織多は死骸となつても別な扱い」記事に憤激した部落大衆が新聞社を襲撃。350余名の検挙者。
- ・1916.9 山口県熊毛郡佐賀村、村社修復費受け取り拒否事件 / 「県下の模範村」とされた部落の村社修復寄付金を一般村氏子総代が拒絶。御輿担ぎからの排除も含め、部落側は「村民平等の取扱をなさざれば腕力に訴へても遂行する勢い」

～これらを機に、『明治之光』『公道』は部落大衆の怒りに油を注ぐとして報道を控える。

- ・1918.2 兵庫県武庫郡、小学校襲撃事件 / 校長の差別発言「斯る事(無断欠席)をするから特種部落と言はれるのだ」に憤慨した部落民「百数十名」が小学校を襲撃、校長らを「乱打」。
- ・1918.7 米騒動勃発、各地で部落民も参加する。／近畿・山陽地方では222カ所のうち44カ所で部落民が参加。
- ・1918.9 「なみ生」による投書「俺等は織多だ」が『紀伊毎日新聞』に掲載。部落改善・同情融和を「小供をだますやうな改善策」と批判。「俺等は先づ平等な人格的存在権、平等な生存権を社会に向けて要求する」と説く。

#### ○融和運動家・松井庄五郎と三好伊平次

- ・大和同志会会長の松井庄五郎は、部落大衆の直接行動を批判。『明治之光』は「道徳心」の涵養を軸に論説(分岐点)。同時に、従来からの主張・政府責任論に立って、「部落

改善費トシテ最少限度年額一百万円以上ヲ支出」を柱とする国策要求運動を展開。

- ・岡山県でいち早く部落改善団体・備作平民会を立ち上げ活動していた三好伊平次は、先の兵庫県での小学校襲撃事件を機に（「吾人は此記事を見ると同時に実に云ふべからざる一種悲痛の感に打たれたり」、国民啓発の必要性を痛感し内務省に入っていく。

## 2、全国水平社の創立

### (1) 水平社創立の思想

#### ○自力解放、人間は衰れみでなく「尊敬」し合うべきものだ

- ・1910年代、部落大衆のもう一つの動向は「自暴自棄」「諦観」などと呼ばれる状況。三次伊平治も『明治之光』誌上で、「部落民と名乗れよ」など盛んに諦観打破を叫んでいた。それに呼応する「部落青年」らの主張もある。
- ・かつて部落改善運動の行き詰まりから、「自殺賛美論」や部落「絶対避妊論」を説いていた西光万吉。地元奈良県柏原で阪本清一郎や駒井喜作らと“人間”とは何かについての深い学習。ゴリーキー、ロマン・ロラン、キリスト教、浄土真宗、社会主義文献など→『水平社創立趣意書 よき日のために』の作成へ。

（鈴木良氏による阪本清一郎への聞き取り）

「部落のものは無知なところへ盲信でした。現世の苦しみを諦め、極楽往生を願うー長い間にこのような考えが部落大衆のなかにしみこんでいました。そして当時の仏教界はそれをおおいに利用したのです。そこで私どもは、釈迦、親鸞の時代の仏教徒の生活や著作などを一所懸命勉強しました。歎異抄なんかも講釈できるほどになりました。その結果、現在の仏教は墮落しきっているということになり、そこから部落の人々の覚醒、みずからの手による解放へとつないでいったのです。その当時は若い者でも寺へ説教を聞きにいったりしていました。我々の仲間には、西光君、三浦大我氏など、僧侶出身の人がかなりおり、その君らと話あっているうちに、現在の宗教が部落民の覚醒を妨げている大きな一因だということが明らかになってきたのです。」

（『よき日のために』から、ゴリーキー『どん底』を引用して以下主張）

「吾々もすばらしい人間である事を、よろこばねばならない。

吾々は、即ち因襲的階級制の受難者は、今までのやうに、尊敬す可き人間を、安つぼくする様な事をしてはいけぬ、いたづらに社会に向つて呟く事を止めて、吾々の解放は、吾々自身の行動である事に気付かねばならない。吾々は世界の所謂同情家のー同情はする、しかし汝の僻みひがと不衛生な生活から脱け出て来いーと云ふ如き通辞には耳を藉すものではない。それは、プロキユストの鉄の寝床だ、旅人の体が、そのベッドより短い時は、ひきのばす、長過ぎた時は切りとつてしまふのだ、彼は到底助けるものではない、又彼等のあるものは、日本のネツダークだ、おせつかいな、お目出度い、ロマンチツク・リアリスチだ、そんなものに、いつまでも、相手になつて居てはいけぬ。吾等の中へーと云ふのを、吾等の中よりーと改めねばならぬ。

吾等の中よりーよき日の殉教者よ出でよ。」

（阪本清一郎が所持していた、相馬御風執筆の評伝『ゴリーキー』1921.9 三星社五版から）

「由来ロシアの文学に於て、最も著しい色調をなして居るものは、世に所謂人道主義ヒューマニズムの傾向である。

（中略）而して彼等の文学は、常に何等かの形に於て、多数の無智なる民衆の存在を背景とし、何等かの意味で「人民の中へ」の言葉を合言葉として働いて居た。ツルゲーネフの合言葉もこれであり、ドストエフスキーの合言葉もこれであり、トルストイの合言葉もこれであつた。苦しめる者、虐げられた者、無知なる者に対する熱烈な愛と救済との欲求は、彼等の芸術の最も主要なる動力となり題目となつて、新しき国民生活の暁鐘をつき鳴らさうとしたのであつた。

けれども彼等の「民衆」に対する態度は、矢張り常に貴族の有する憐憫であり、高き者の低き者に対する愛擁であつた。」

「ゴリーキイは今、新しい合言葉と新しい信念とを持って現れて来た。彼は今、「人民へ行け」との言葉を「人民より起て」との言葉に代へる。「民衆の中へ」との言葉を「民衆の中より」との言葉に代へる。(中略)

而して彼にこうした叫び声を挙げしめたるものは、民衆そのものゝ持つて居る力に対する彼の信念であつた。肥沃で広闊な黒土を母として、幾盛期の間寛裕な自然の中に養はれ、暴政と天然の暴威と戦ひ来つた、これらの農夫や漂泊者達の中には、自然そのものゝ如き健全な誠実と、未墾地の如き豊富と、大洋の如く静かな力とが蓄へられて居た。而してこれらの豊富な力が真に自覚された時に、真の解放が得られるのである。ゴリーキイは民衆そのものゝ中にあるかくの如き力を自覚して、之を彼の解放の合言葉となし、彼の中心点となしたのであつた。(相馬御風『ゴリーキイ』)

### ○「吾等の祖先は自由平等の渴仰者であり、実行者であつた」

・では「吾等」とは何か、『よき日のために』は「因襲的階級制の受難者」と語るのみで、それ以上の提言はない。平野小剣が第二回同情融和大会(1921,2)において「民族自決団」の名で会場に撒布した「檄」ピラには、水平社宣言に酷似する次の一節がある。

「独創と想像力を有する我が民族に徹す

我等民族の祖先は尤も大なる自由と平等の渴仰者であつて、また実行者であつた。そして尤も偉大なる殉教者であつた。我等はその祖先の血を享けた民族である。

今や世界の犬勢は民族自決の暁鐘を乱打しつゝあり。我等は茲に蹶然起つて封建的社会組織の専制治下より我々民族の絶対的「力」に俟つて我が民族の解放を企図しなければならぬ絶好時期である。我が民族は最高の人間である。そして尤も大なる良心を有する民族である。然るに封建的因習と陋習のプロジヤード徳を猶ほ固守する民族等は我が民族を目して「賤劣なる人非人」「下劣なる動物的卑民」と呼称し、依然として障藩を設け、人種階級的の差別を付し、甚だしき社会的虐待をなすつゝあるなり。

彼等は彼等の祖先時代より幾世紀の永き年月、我々民族を屈服せしめ、征服し來るして猶ほ従ふべきか、黙するを可なるか、鞭打ちその膝下に跪座し因果律として忍ぶべきか耐えるべきか。」

・文章には、ウィルソンによる民族自決権の提唱に端を発した「世界の大勢」＝民族独立運動の興隆が語られる。平野は「民族」用語を用いて、我等の「力」による解放を訴える。水平社の創立がこうした民族運動の影響も受けていたことは明らか。(阪本による『水平』投稿論文「英王国に於ける二大水平運動」(1922,11)も同様)

#### (考察1)

・総じて、水平社宣言は、同情批判・諦観打破から「人間」存在に迫った奈良柏原グループの思想と、部落民の血縁的つながりを重視し祖先の顕彰と部落民の「誇り」を訴えた平野の思想が結合。(参照、朝治武『水平社の原像』解放出版社)

### ○地方水平社の機関誌に見る天皇主義

・地方水平社の機関誌には、解放令の「聖恩」から天皇の下での平等(一君万民思想)を説く議論も見られる。様々な事例があるが、ここでは二つだけ例示(人間主義と天皇主義との共存)

(上牧水平社執行委員・水原謙三郎「俺はエタだ然し人間だ」)

「畏くも先帝陛下が人民に賜りし御誓文の中に

一、旧來の陋習を破り天地の公道に基くべし

おそれ多くも大御心を御拝聴奉れば如何に、下人民に御情深き御思召ぞや、

旧来の悪い習慣は打破れよ、旧幕時代の精神は今此処で打捨てよ、この明らかな天地を通ずる一筋の道を踏んで行けよとの有難い大御心である。今吾々は此の御聖恩に報ひ奉る為に、御聖旨を奉養して、旧来の陋習を打破して天地の公道に基づかうとするのが水平運動である。

然るに何ぞや吾々の運動や行動を或は危険思想である或は過激思想であると種々雑多な批判をする、不忠義ものが居る何時までも陋劣なる悪習慣を維持せんとする現代に不相応な人物が居る、御聖旨にそむく不易なる人物が居る、飽くまでも此不合理極まる社会組織を続けて行かうとする尚吾々を飽くまでも穢多として特殊部落民として賤しめやうとするのである、尚エタの二次を消さないでいちめてやらうとするのである、彼等こそ恐るべき危険思想、過激思想の人間である、赦るすべからざる所の悪人である。

俺達は決してエタの二字を消してくれと云ふのではない、エタとして賤めな賤しむべきものでない同じ人間である、俺はエタであるが而し人間である人間は尊敬すべきものであると云ふんだ。」(岩崎水平社『水平運動』(創刊号、1924,10)

(中井喜一郎「人間性に目醒むるの急務」)

・中井は、石上水平社創立大会で一番に弁論した人物。靴行商の旅、雪が降るなかで見つけた宿屋で宿泊を断られた経験。大正八年頃、19歳での体験談を思い起こして語る)

「最後に亭主は、破れるやうな大声で、『穢多の人間は物事に、しぶといから止めないのだ、うるさいから早々あちらへ行け』と云ひはなち奥へはいってしまった、此の時私は自分の不幸が轟々と胸にせまり打ちたおれん斗り全身の血汐が、煮へ返る余程興奮した、忌たしいやら、情けないやらで、もう熱い熱涙が頬を傳ふてゐた……

私は打ち慄ひつゝ『亭主、穢多だから泊めて下さらぬのか、俺はエタの子だ、エタだ、だが、万世一系の天皇を仰ぐ帝国の臣民だ、何等変りのない人間だ、エタとは怪しからぬ君等のやうな、没? 漢があるので社会に害毒を流すのだ!』と徹かに糾弾した、だが理解のないと見えてあく迄も穢多の人間はしぶとい者だとさゝやきながら更に嘲笑するので有つた。しばし石像の如く佇んで何事も云ひ得ない。何たる乱暴な非道なやつであらう、今や世界各国に多大なる威力を示す帝国に。未だ斯かる人物が絶えないかと思へば実になげかわしかった。

あゝ帝国の臣民として、国家の前途を思ふ時、一日も早く此の迷信的差別観念の所有者をことごとく一掃せねばならない、単に吾等同族のためのみでない国家のため最善の努力を尽さなければならないと心中深く決したので有る。」(奈良県山辺郡・水平宣伝部『人類愛』(創刊号、1923,11)

## (考察2)

・全国水平社に集った部落大衆には、様々な思想の持ち主がいる。民族自決権の高揚から「穢多民族」説に共感する者、社会主義やアナキズムに感化される者、天皇主義的「一君万民」思想に共鳴する者等など。「水平社宣言」はいずれの思想をも一切語らず(互いに対立せぬように)、同情融和運動と決別し自力解放に立ち上ることを提起する。

(演説上手で讃えられた栗栖七郎の『水平運動の精神』1923.6から)

「次に私は維新の革命の時、明治天皇の下さつた勅語の事をお話したい。

維新の革命と云へば、徳川幕府が仆れて明治の新政府が出来あがつた時の事であるが、その時は世の中の仕組がスツカリ今までと変つて、何もかも新らしくなつた。その新しい政治が行はれるについて、明治天皇から下された勅語は誠に胸のすくやうなものであつた。

『旧来の陋習を打破し、天地の公道に基づくべし』『大いに公議世論を興し、盛んに経綸を行ふべし』といふのが即ちそれだ。革命の際に於ける大胆勇猛な改革の氣象が此の文句の間に現はれてゐる。(中略) 徳川といふ一族のわたくしを本にした政治でなく、天地の間における国民全体のおほやけの道に基づいて政治を行へと云ふのである。(中略) 此の勅語の精神が果してどこまで徹底したか。」

## (2) 水平運動と融和運動との異同

### ○三好（内務省囑託）の「復命書」（手書き草稿）から

- ・内務省の命を受け、創立大会の様式及び創立メンバーとの直接会合を記した三好の「復命書」。同じ部落民同士として語り合う以下の文章には、水平運動（清原＝西光）と融和運動（三好）の異同がかなり明瞭に語られる。
- ・内務省の接触は従来いわれる“水平社潰し”というよりも、社会主義思想の浸潤度を観察すること。
- ・諦観打破、部落民の自覚が必要という点では三好も水平社創設メンバーも同じ。自力解放－糾弾闘争か、官民協力による国民理解かという点で、両者は意見を異にする。

（三好「復命書」、『水平社博物館研究紀要』13号より）

「四日午前九時水平社發起人ヲ其宿舍ニ訪ネ其真意ヲ聴キシニ榎田規矩三、清原一等ハ自ラ学校時代以來總ル迫害ヲ受ケ憤然タル為、奈何ナル方法ニヨリテナリトモ解決ノ目的ヲ達セサルヘカラサルタメ、爰ニ水平社ヲ組織セシモノニテ一部ノ人々ヨリ批難ヲ受クル所ノ社会主義者ノ後援ヲ求ムルモ目的ノ為ニ手段ヲ濫ハサル止ムナキ行為デアル、若シ我等ノ此運動ガ効果ヲ奏セズ我等ノ解放ガ達成サレヌトスレバ我等ハ我等ト同シ境遇ヲ繰返ス我等ノ子孫ヲ造ルニ忍ビズ、新マルサス主義ノ宣伝ニヨリテ種ノ断絶ヲ図ルカ又ハ革命ニヨリテ一転機ヲ策スルノ外途ナカラント声浪共ニ下ル、

底悲壯ナル衷心ノ告白ヲナシタルヲ以テ本職モ彼人達ノ此偽ラサル告白ヲ聴キ、従来自暴自棄ニシテ現在ノ境遇ニ諦メツアル事多キ部落民中自己ノ問題ヲ自己ノ力ニヨリテ解決セントスル此人々ノ壯烈ノ意氣ニ感激セサルヲ得サルト同時ニ此自覚セル有為ノ人達ヲシテ其方針ヲ誤ラレタルコトハ即チ独リ水平社同人ノ不利益ナルノミナラズ延イテハ惣テノ部落民ノ不幸ナルヘキヲ以テ、部落解放運動ハ宜シク労働運動、社会主義運動ト離シ単ナル部落解放運動トシテ世ノ誤解ヲ受ケサルヨウ注意スルノ要アルコト、及社会實際ハ諸君ノ想像スルガ如ク冷酷ニアラズシテ官庁ハ勿論知識階級ノ間ニハ此問題ニツキ相当考慮ヲ拂ヒ同化融合ヲ企画シツアル際ナレハ、殊更社会ニ反抗スルガ如キ態度ヲ執ルハ策ノ得タルモノニアラサル所以ヲ陳ヘ其再考ヲ促シ更ニ列席者ニ於テモ意ノアル所ヲ諒トシタリ」

### ○三好伊平次の「三角同盟」（官・理解者・部落民）論

- ・三好が内務省囑託という立場から、部落解放の戦略を論じた『同胞偕和の道』（1923,8）から。部落民自身の運動、官や有識者の運動、両者が欠点を補い合い良さを結合する。  
「想ふに水平社の糾弾なるものも、又他の同情者や共鳴者と事を共にせず主張する点も、是れまでの苦き経験に徴し、又此種の社会運動の一過程として或は已むを得ないことなからんも、或る時代に到達すれば其官庁であると、民間であると、団体であると、個人であるとを問わず、苟も其目的を同じくするものである限りは、必ず相連絡し提携し共同して行くことを信ずるものである。さうしなければ真の目的は達成せられない。」

「但茲に注意すべきは、此種の団体は必ず両者の協調によって組織せねばならぬことである。若し被差別側のみに偏するときは、自己の境遇に憤激するの余り、兎もすれば自己の向上を閉鎖して世を怨み、若しくは世に反抗するに至る虞れがあり。又之と反対に所謂同情者のみの集りなるときは動もすれば恩惠的、救済的に傾く弊があり、真剣を欠く憾があるのみならず、離れたる両者の接触融合を目的とする事業に、両者の対立と見らるべきものを作ることには大に考慮すべきものであつて、我々の賛成し難きものである。」

- ・この官民合同論を、早くから差別事象撤廃運動に生かしたのが山本政夫（戦前は正男）。戦後は全日本同和会の理事として、同対審答申の作成に携わった人物。

（参照、秋定前掲書、及び大阪人権博物館編『近現代の部落問題と山本政夫』）

### 3. 融和運動・融和行政の諸相

#### (1) さまざまな融和運動論

##### ○山本正男・広島県共鳴会、官民合同による差別撤廃運動の経験

- ・山本正男は広島県佐伯郡大柿村の被差別部落生まれ。厳しい漁村での被差別体験から、瀬戸内の部落青年を集め島嶼連盟を結成。融和団体・広島県共鳴会の幹事長として県の融和運動を牽引。
- ・広島県では県水平社創設以前から、融和団体・広島県共鳴会のはたらきかけで県知事が差別廃の論告を発表。県当局、地方官吏・学校長・警察、共鳴会らによる地方改善員会を結成。この組織により、差別待遇の撤廃や差別事件の解決が積極的に図られていく。

(広島県論告第一号)

「大正十一年八月十二日

広島県知事 依田銈次郎

明治四年 畏クモ四民平等ノ詔勅ヲ下シ給ヒシ以來五十余年ヲ経過セル、今日尚從來ノ因襲ニ泥ミ市町村民ノ一部ニ社交上其ノ他差別的待遇ノ存在スルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ、殊ニ現下我国一般思想界ノ傾向ニ鑑ミ憂慮措ク能ハズ、宜シク協力戮力速ニ從來ノ陋習ヲ打破スルハ勿論トシ、寺、学校、青年団、婦女会其ノ他ニ之ニ類スル組織若ハ集會等ニ於テ差別的待遇ヲ為シ又ハ特別ノ賤稱ヲ用ルガ如キ特ニ戒慎ヲ要ス、依テ其ノ局ニ在ル者ト否トヲ問ハズ深く茲ニ留意シ一般社会ノ融和親善ヲ図リ俱ニ與ニ共同和諧公共的精神ノ發揮ニ努ムヘシ」(1922、8.12)

(1923,12 山本正雄「委員会制度の真価」、県社会課『社会時報』)

「委員会組織以前と、その以後この本事業の成績を見るに、それは甚だしい進歩を示してゐる。たとへば差別紛争の一事に徴するも、青年団神社問題等に於ては大正九、十年に於ては、甚だしき紛争を見たものであつた。豊田郡西生口村の御輿破壊の如き、佐伯郡大柿村の青年団紛争の如きは当時の重大なる差別問題の一として社会の注視するところであつた。其他称呼を以つてする侮蔑事件の如き、人道上慨嘆すべき問題は決して少なくなかつた。それが委員会組織後、県の方策確立してより大正十一年に於ては十数件に至り、本年度に至つては、僅かに三四件に過ぎない紛争あり、それが毎々毎々円満解決の成果を収めつゝある。一方関西地方を始め其他の諸県に於ては、所謂水平運動等の台頭あり紛糾に次ぐに紛糾を以つてするの漸く憂慮すべき状態にある時、本県独り and 気満々として親善融和の美果を結びつゝあることは、誠に祝福すべき人道への栄光と云はねばならぬ。

右の如くして委員会は特筆すべき功績をその事業の上に挙げつゝある。而して本県は差別撤廃を超越して今や一足飛に同胞相愛の実績を収めんとしつゝあるのである。」

- ・こうした運動経験をもつ山本は、当時、全国的な融和運動を組織しつゝあつた有馬頼寧に見出されて全国融和連盟の理事に就任。「国民反省運動」を展開する連盟の中心的メンバーとして活躍する。

##### ○有馬頼寧・同愛会による水融協同、「社会改造」論

- ・有馬頼寧は伯爵有馬頼萬の子、東大農科を卒業。自邸内に夜間中学信愛学院を創設し貧民救済にも関心をもつ。融和団体・同愛会の会長として部落問題の解決に尽力。
- ・「水平運動の精神」に学ぶ、「尊敬」「人間として生きる自由と独立」

(有馬頼寧「同愛会の趣旨に就て」『同愛』6号、1923,8)

『人間は尊敬すべきものだ』といふ水平社の主張に私は教へられた。私達の今迄唱へて来た愛には尊敬を伴つて居なかつた様に思ふ。水平社の人達が『我々は同情は嫌ひだ』といはれた。私達の主張する愛が同情と見られたのはそこに尊敬といふことを忘れて居たゝめだと思ふ。」

(同愛会の理論的リーダー・梅原真隆「国民懺悔の運動」『同愛』8号、1924,12)

「同胞融和の方途としては水平社を最も純正なものであると信ずる私は、この水平社の運動を基調としてこれを文化的に徹底せしむべく国民的運動を希ふものである。内務省の方針にしても、また識者たちの運動にしても、この水平社の運動を率直に是認してこれを普遍的公準として深められたいとおもふのである。(中略) なぜ水平社の運動は純正であるか、その主張の根本原理は近代人のすべてが、吾人間のすべてが、承認し随順せずには居られない人格の絶対的価値に根ざしてゐるからである。すべての人間は人間である。人間として生きる自由と独立とは純全に享有しなくてはならない。(中略) かゝる平凡な真実を要求するのに水平社の人々が桂冠を忍ぶやうな苦痛を支払はねばならないといふ一点こそ、一般の人々が深く反省しなくてはならないのである。」

・有馬らによる政府の「思想善導」政策批判、「社会組織の改造」を

「有馬。(前略) 私は生活を無視して思想善導も何もないと思ふ、生活の問題が第一だ。始めにも言った事だが、社会組織個々の人間の実生活を顧みないでその末を云々するのは、恰であべこべな話だと思ふ。思想善導などいふならば、先づ第一に社会組織から改造してかゝるべきだ。」(同愛会座談会「思想善導とは何ぞや」『同愛』11号、1924,4)

- ・具体的な「社会改造」の内容について、1924年後半以降、『同愛』は論説や時事評論を次々と発表。部落問題や時事問題の背景にある社会制度上の問題を取り上げ追究する。(以下、『同愛』での主要記事から)
- ・「松本源太郎の死」／徳川暗殺未遂事件で獄にあった松本が病に手当を受けられず死去、水平社の大衆的憤激。記事は松本を「水平運動の貴き犠牲者」とした上で、松本は「冷酷無情なる現在の監獄制度の悲しき犠牲者」、名は監獄でも実態は「依然として牢獄」と批難。
- ・「遠島事件に就て」／警視庁のスパイ行為は「現代社会の欠陥と不正とをも明らかに曝露したもの」。本来「民衆の親なる保護機関」たるべき警察が、「権力と威嚇」で「人民の自由と人格を無視して動もすれば罪人扱ひにする」
- ・「朝鮮問題とその将来」／全水と朝鮮平衡社の「共同戦線」を報じ成功を祈念。植民地朝鮮につき、「吾人はかゝる現状に鑑み、而して遠くその将来を思ふ時、躊躇なく彼等を独立せしめ、彼等自らによりて自治制を敷かしむる事を主張する」。
- ・「軍事教育問題」／当局がすすめる学生への「軍事思想の普及徹底」に対して、「軍縮が叫ばれ、在営年限の短縮が唱へられ、ミリタリズムそのものが既に行き詰つてゐる今日に於て、実に怪しむべきアナクロニズム」と非難。
- ・「勤儉奨励を嗤ふ」／「節約する冗費のない無産大衆」に幾ら勤儉貯蓄を奨励しても「無理な注文」、他方「世の不景気を知らぬ顔で、奢侈品はどんどん輸入超過」となる実状をあげ、貧富の格差社会を告発。
- ・「失業者を救済せよ」／「現下の国民生活の行詰れる原因にまでさかのぼつて」対策を練らねばならない、「街頭に三十萬」を救える「失業者の救済」を第一に求める。
- ・北澤新次郎(早大教授)／「餓首」と呼ばれる「切捨御免の悪弊」は「実に堪へ難い不合理な事」。「小作人はあせくそ流して働いても結局支出よりも収入の方が不足」、「農村が荒廃」するのは、この「根強い現実の事情がある事に着眼しなければならぬ」
- ・高田重二「時事雑感」／水平運動を「人間本来の欲求たる平等社会へ還らんとする運動」と賞賛、そこから「人間の生命」は「唯一最上のプライスレスのもの」。しかし現実には、「生命の差別的待遇」が「尋常茶飯事として展開」。「軍馬の生命は高価だが、兵卒のそれははがき一本、一銭五厘」と語られる風潮。普通病院に「一等」から「三等」さらに「等外」といった差別待遇、「尊き命」が「金次第」とされている現実。都会に出た「紡績女工」らが、病に罹れば「村落に送還され、手当も受けられず世を去るなど。



- ・1923年11月から有馬同愛会幹部は、「水平社の依頼を受け」京阪神の水平社講演会に出席。翌年1月にも奈良・京都の水平社講演会に参加、水平社本部の歓迎や「黒山のやうな群集の出迎え」をうけ講演（『同愛』8, 9号）。

（考察3）

- ・水平社と同愛会・全国融和連盟との友好的な関係。また客観的にも、水平運動に欠ける面を融和運動が補っていたともいえる（政府への国策要求や「国民反省」運動）。同愛会の「社会改造論」は、具体的に部落解放と日本社会の民主化に切り込む要素。
- なぜ、水平運動と融和運動は共闘できなかったのか？
- ・背景として、遠島スパイ事件を機に旧幹部が退き、ボル派が全水本部を掌握していくこと＝融和運動批判。糾弾闘争をめぐって水国争闘事件や世良田村事件などが起こり、全水本部では労農水三角同盟による階級闘争－社会主義革命路線へ方針が転換すること。

（2）内務省＝中央融和事業協会による国家政策としての部落問題論

○中央融和事業協会会長・平沼騏一郎、「建国の精神」にもとづく国民融和

- ・1911年の大逆事件で主任検事として社会主義者・無政府主義者の弾圧を指揮した平沼騏一郎。その際、中心人物の数人が被差別部落と深い関係にあったことから、部落問題に危機感を抱いたとされる。国本社を創設して国家主義運動を推進。
- ・内務省社会部長の守屋栄夫に推されて、1925年中央融和事業協会の会長となる。同愛会などの水平社承認論や水融合体路線に危機感を抱き、中融による融和運動・融和行政の統合に邁進する。

（中融設立直後、平沼が府県社会課長協議会で語った「挨拶」から）

「尚特に申し上げたいのは全国民の人格を確認し、其間偏倚あるを許さざるは正義の要求する所であります。此正義を貫き国民親和の実を挙げんとする運動を、単に近代に興りたる新思想に胚胎するものと考ふるは不徹底なる見解であります。其淵源は実に君民一体万民抱擁の大規範を示し給ひし建国の精神であります。而して此建国の精神は御歴代継承せられて少しも渝はることのなかつたことを忘れてはなりません。然るに政に汚隆あるを免れず、中世此有難き建国の大精神に陰翳を来したものであります。明治維新は実に維新にして復古であります。維新の皇譚は実に聖断によって建国の大精神を闡明し給ひしものであります。（中略）又其益々推弘せらるゝことは近代文明の賜なりと申すも誤はありませんが、其基く所は御列代継承せられたる建国の精神に在ることを忘れてはなりません。故に我々が此融和事業の徹底につき各方面の御協力を願ひますことも亦実に建国の大精神に則り、延いて明治維新の鴻謨を闡明することに外ならないと信ずるのであります。」（1924、10）

- ・平沼を会長に担ぎ出した守屋（前朝鮮総督府庶務部長）は、英米との関係悪化から、直接日本が“アジアを手中に収める”路線を提起。「同胞親和」から「四海同胞」へ、そのためにまず部落問題の解決。

「翻つて我民族の過去を顧れば、実は英米の尻馬に乗つて、四隣の同胞有色民族を差別し虐待するの役目を演じて居つたのである。（中略）亜米利加に失つても、亜細亞に於て得る所のものゝ如何に大いかに私は諸君に告げたい。移民法に依つて亜米利加で失ふものは一年僅かに百二十余人の移民ではないか！併しながら我々がそれを潔く失ふと同時に従来の誤つた態度を正して同胞親和の精神に立帰ることが出来たならば、亜細亞は我々の手の中にあり、我々の懐の中に生きて来べきものであると信ずる。それがどれ程我が国の進運に貢献するか、正に測り知ることが出来ないと思ふ。」

「我々は先づ少数同胞問題の汚点を去つて、更に第二の難問題なる朝鮮人問題を解決しなければならぬ、朝鮮人の問題を解決する為にも我々は先づ少数同胞の問題を解決しなければならぬと思ふ。」

- ・1927年7月、財政難もあって同愛会や全国融和連盟は解散に追い込まれ、中央融和事業会に吸収合併。山本正男ら融和運動の実践家は、次に述べる大札記念全国融和大会を機に中融入り。水平運動を含め、この時期が一つの転換期と見てよいのではないかと。

#### 4、転機としての御大札記念全国融和大会（1928,12）

##### ○御大札記念を機に「顕現的差別事象」の撤廃取り組みへ

- ①社会事業調査会による差別事象撤廃の方針確定と、同愛会・融和連盟の解散—中融への吸収合併が同時並行的に進んでいること。

#### 1927年

- ・3月 第52議会で全国融和聯盟・融和問題研究会提出の国策確立「建議案」を採択。
- ・6.18 鈴木内相、社会事業調査会に諮問、「現下ノ社会事情ニ鑑ミ融和促進上最適切ト認メラルル施設ニ関シ其ノ会ノ意見ヲ求ム」。
- ～社会事業調査会は、内務（守屋社会部長と警保局長）・文部・陸軍各省のトップ官僚と、有馬、融和問題研究会の主力（国策確立「建議案」を提出した既成政党有志）から成る。
- ・7.13 社会事業調査会の第二回委員会。ここで12月に決定する答申の骨格は確定—発表。差別事象撤廃を掲げる。  
「五、融和の障碍となるべき事象の除去に努むること（イ官公署・軍隊・学校・銀行・会社等の採用・待遇で取扱を異にしない、祭祀・婚儀・葬礼・社交または借家・借地・金融・団体の組織などにおいて社会生活上の機会均等を妨げる弊風打破に努める、ハ差別的言語は絶対に為さない風を徹底）」
- ・7.31 同愛会・聯盟など解散、中融に吸収合併される。

- ②それをベースに、中融の第一回評議員会で「御大札記念」行事の冠が付されること。平沼会長が集約する形で鈴木内相に建議を提出。

- ・10.21 中融、第一回評議員会（地方融和団体の代表から構成される新たな機構）。御大札を記念して顕現的差別事象の絶滅を期す決議。

「右の中、成澤評議員の希望したる「御大札迄に形式的差別を絶滅する方法を講ぜられたし」との提案に就て、鈴木議員より「これを評議員会の決議として其筋へ其意を伝へられたし」との動議出でたるを以て、平沼会長は之を諍りに満場之に賛成し、其文案は会長に一任することとして午後四時閉会した。」（『融和時報』2巻9号、1927,11）

～これ以降、「全国的に反響の波紋を投じて」各地で顕現的差別事象の撤廃が、府県—融和団体の協力のもと進められる。

- ・11.19 北原泰作、軍隊内差別に関する天皇直訴事件)
- ・12.3-4 全国水平社第6回大会、広島市
- ・12.8 中融・平沼会長より鈴木内相に「建議」を提出  
「国民多年ノ因襲ニ基ク差別事象ノ今尚其ノ跡ヲ絶タサルハ洵ニ 聖代の恨事ナリ、政府ハ明年挙ケセラルヘキ御大典ヲ期トシ此ノ際一層有効適切ナル方途ヲ講シ特に祭祀、氏子関係、団体ノ組織其他ニ関スル社会的差別事象ヲ根絶スヘキ相当ノ措置ヲ取ラシムコトヲ望ム

右本評議員会ノ決議ニ依リ 及建議候也

昭和二年十二月八日

中央融和事業協会会長 平沼騏一郎

内務大臣 鈴木喜三郎殿

- ③ 1928年に入って、大札記念行事のイベントが次々と具体化（山本正男が牽引的役割）。内務大臣の訓令では「建国の大義」、国民融和に向け「国体の精華発揚」が明文化。

## 全国水平社の創立と融和運動

解放令発布日（8.28）のラジオ宣伝、明治節（11.3）を「国民融和日」と設定しての大宣伝など。国民融和と差別事象撤廃（全国 6000 件の調査、500 件の解決）は、まさに昭和天皇即位を記念しての国家の一大イベントに。

### 1928年

- ・2月 第一回普選実施
- ・3月 3.15 事件、共産党系の一斉検挙)
- ・3.20 中融、第二回評議員会。「東京市に於て全国の融和団体を網羅せる御大典事業協議会を開催し、いよいよ之が実行着手」（山本正男も出席、広島県共鳴会機関誌『共鳴』39号、1928.4）
- ・4.29 天皇誕生日に合わせて鈴木内相より「内務大臣の訓令」が出される。「建国の大義」を明文化。「今や昭和の盛世を迎へ近く即位の礼及大嘗祭を行はせられむとす是れ正に挙国一致更始一新を策すべき秋なり、乃ち維新の洪謨に遵ひ拮据尽瘁各自其の最善の力を致し以て建国の大義を恢弘する所なべからず、地方当局者能く此の機運に察し国民融和の実現に一段の努力を加へ益国体の精華を發揚せしむことを期すべし（後略）」（『融和事業年鑑』昭和四年版）
- ・4.30 中融主催、融和事業協議会を開催。「申合」を決議し、翌日の融和団体代表者による協議会において、大札記念事業（大会の開催を含む）が具体化され決定。山本正雄が牽引的役割
- ・5.1 融和団体代表者の協議会  
～大札記念事業が具体化、決定。全国大会の開催、国民融和日（11.3 明治節に大量宣伝）、融和団体未設地方にも設立勧誘など。
- ・6.11-12 第一回連絡委員会 上記、大札記念事業を詳細に具体化。  
（7月 全水第7回大会、府県代表者会議でボル派路線を「誤り」とする）
- ・8.28 解放令発布日にあわせて、融和のラジオ宣伝
- ・9.20 第二回連絡委員会 大会の具体的方針を決する。
- ・11.3 国民融和日、全国一斉に講演会 1500カ所、パンフ・ピラなど 1150万枚  
～この間、徳島・熊本・福岡・滋賀の4県に融和団体設立
- ～顕現的差別事象の調査、全国で約6000件、うち解決の曙光を認めたもの約500件
- ・12.15-16 御大札記念全国融和団体連合大会を開催。京都知恩院山内華頂会館。本願寺両派を含め、全国32の各府県団体から500有余人の参加。  
（初日）
- ・平沼会長挨拶、即位礼による勅語「教化醇厚」「民心和会」「国家隆昌」などを引き「恐懼感激に堪えざる所」、「尚残存する不合理なる差別事象の根絶に努め、以て国家の隆昌に貢献せねばならない」

### ○直接的契機として、全国水平社による運動論確定（社会的権力機構への糾弾闘争）

- ・1926年の『水平新聞』誌上では、アナ・ボル対立が全面化。特に普選実施をめぐる、無産政党支持か（ボル派）、水平運動中心か（アナ派ほか）が大会でも紛糾。
- ・27年に入って、福岡連隊差別事件をめぐる「爆破」騒動から松本委員長らに実刑判決。
- ・1927年夏、アナ・ボル対立は『水平新聞』誌上から姿を消す。
- 7-8月 福岡連隊差別事件への関いが行き詰まる中で、全水は「最近の差別事件」を次々と暴露し、差別撤廃闘争への「全部落民大衆」の決起を呼びかける。津刑務所長の暴言事件を皮切りに、軍隊内差別に止まらず、警察官・村長・地主・家主・青年団・学校長による「顔々たる差別」が起こっていると提起。『水平新聞』第17号（1928.8.1発行）は、明らかにそれら差別問題の特集号。以降、12月の全水第6回大会（広島市）開催に向けて、「一切の差別」解消が運動の軸に据えられる、部落大衆総動員に向け運動転換が図られたと言ってよい。

『水平新聞』17号の各記事から)

「エタをエタと云ふに何の不思議があるか お前等を暴圧するのは現内閣の方針だ 津刑務所長の暴言を何と見る? 三重県水平社に対し全国一斉に応援せよ」

「最近の差別事件と如何に関ふべきか? /最近全国各地に於て頗々として差別事件が起つてゐる。そしてその差別者は之迄の事件のやうなワカラズヤの差別と異つて少しタチの悪い奴等だ、曰く軍隊、曰く警官、刑務所長、監守、村長、区会議員、地主、家主等々である。之迄の差別者は、一二の幹部が出掛けて行つてワカルやうに説いて聞かせばすぐ納得して容易に解決出来た。だが今起つてゐる差別者は、差別の不合理を判り過ぎる程判つてゐながら国家権力とか、金力とか、暴力とかを後立てとして殊更に差別するから仕末が悪い。」

「見よ!! 頗々たる此の差別を!! 人間権奪還のために全部落民大衆は起て!! /我々の人間権を奪ひ、差別と迫害に幾多の同胞を泣かしむる恐ろしい差別事件は、頗々として相次で各地に起つて居る。工場にも農村にも、学校にも軍隊にも、其他到るところに陸續として襲つてゐる。この事実を見て我々は一日も安閑として居られようか。」

#### (考察4)

- ・これらは、先に見た融和運動側の「顕現的差別事象の撤廃」提起の時期と全く一致する。中央融和事業協会による大札記念行事＝「建国の大義」にもとづく差別撤廃国民運動は、水平社の動向に対する明確な対応であつたこと。

#### ○差別事象撤廃運動を下支えした融和運動

- ・同愛会・融和連盟の解散ののち、意気消沈していた山本正男は、大札記念行事として全国的な差別事象撤廃に取り組む方針に活路を見出す。以下、山本の率直な心情吐露。

「四、第一線に立つものゝ飛躍する心

第一線の闘士として、差別撤廃運動の尖端に吾等が立ち上がつてゐる以上、到底現状は黙視することが出来ない。しかも昭和の御世は榮え、千載一遇の御盛典は、全國民歡乎の裡に挙げさせられんとする

――

せめて御大典までに差別がなくしたい

思つてみれば、涙のにぢむやうな切々たる情ではないか!

吾等の御大典記念差別撤廃運動は、たゞこの気持の上に見出される。理屈はあとからいかやうにもつけることが出来る。けれども、真にせまつた願望は、この至純な気持だ。この気持こそ、今秋、御大典を迎へ奉るに当り差別撤廃運動の第一線に立つものゝ飛躍する心であらねばならぬ。

#### 五、百年の計よりも今日の問題

世間、御大典の如く全國民的喜悅を表象する方法として、何等かの記念事業を起すのが常である。殊に、日本國民は 皇室に御関係のある御悦事に対しては、常にこのことを忘れない。しかも、これを以て日本國民の美德として誇つてゐる。

この意味からいへば、吾等の御大典記念の行事も、何等か形の上には現はして、永久に残るやうな事業をなすべきものゝやうに考へられるが、しかし、吾等の立場は、將來のことを考へる前に、先づ現状を如何にすべきかといふことは必要にせまつてゐる。従つて記念事業の如きも、植樹をしたり、會館を建てたりして、百年の計をめぐらすよりも、今日の問題を解決するために、この機会において努力することが、何よりの記念事業である。しかも『御大典までに差別をなくしたい』といふことが、我々の至純な気持ではないか!

だから、この点においては、吾等の御大典記念の意味は、普通の場合と大いに趣を異にする。吾等が千載一遇の御大典を記念し奉る仕事は、この機会において現在の差別問題を解決することに力限りの努力を尽すことである。一つでも、相和した心持の人を多くし、以て國民和氣藹々としてこの御大典を迎へ奉ることが、吾等としては、その目的からいつても態度からいつても亦実情からいつても、最も適切なことであると信ずる。

六、会員総動員を促す！

(前略、金と時間がかかること)だが、身に降りかかった火の粉はたとへそれが何処から降つて来たものであつても、自身で払はねば身体が持たない。それと同じ理由で、假令、差別問題の責任が一般社会にあるにしても、水平社の諸君がいふやうに『自身の行動によつて絶対の解放を期す』といふ信念と覚悟とそして勇氣は是非なくてはならぬ。吾等の苦き経験は、常にこのことを教へてゐる。(後略)

(「我等は何故に御大典記念運動に傾注するか!?!」『共鳴』41号、1928.5)

おわりに

- ・初期水平運動と融和運動との相補関係、特に 1923-24 年、有馬ら全国融和連盟と全国水平社の共関係。その可能性について。  
(個人的には、現在の不況一格差社会と、当時の時代状況が様々な点で重なる)
- ・大札記念行事に関する差別撤廃の取り組みは、顕現的差別撤廃の実効性、また天皇の下での平等への願いも合わせて、相当数の部落大衆の心を捉えたのではなかったか。  
(1928、普選実施と合わせた 3.15 事件＝左派の弾圧もあつたことだが、これ以降、水平運動は 1933 年の高松差別裁判闘争まで長い低迷期に入る)
- ・のち日中戦争(1937)を機に、すべてが平沼路線に収斂していく問題。その前提として 1930 年代、水平運動のみならず、融和運動との関係を合わせて総合的に検証する必要性。

(拙稿参照)

- ・『明治之光』の群像一大和同志会と三次伊平次(岩間編『三次伊平次 思想史的研究』)
- ・「水平社宣言への道程」(朝治・守安編『水平社宣言の熱と光』)
- ・「全国水平社創立に関する三次伊平次「復命書」」(『水平社博物館研究紀要』13号)
- ・「中央融和事業協会の設立」(『しこく部落史』8号)
- ・「広島型融和運動の成立」(大阪人権博物館編『近現代の部落問題と山本政夫』)
- ・「融和政策と融和運動」(黒川みど編『部落史研究からの発信』2巻)など

## 西光万吉

さいこう まんきち



奈良県生まれ  
1895.4.17 ~ 1970.3.20  
全国水平社創立者

本名は清原一隆。浄土真宗本願寺派の西光寺に育った。中学校で部落差別を受け、洋画や日本画など絵画の修行をおこなうも、部落出身が障壁となつて断念する。一九二〇年に阪本清一郎や駒井喜作らと親睦団体である燕会を結成し、消費組合活動や部落問題にも取り組んだ。二年の全国水平社創立にあたっては宣言起草し、翌年には荊冠旗もデザインした。水平運動とともに農民運動にも携わり、日本共産党にも入党した。三四年からは国家主義に転じ、三七年からは積極的に戦争協力をおこなつた。戦後は独自の平和理論である和米政策を提唱し、国連などへ訴え続けた。著書に、『浄火』など。

これは警鐘 / これは曉鐘 / これは聖鐘 / めざめと黎明と愛の音 / これは自由、これは快活、／ 歡喜と礼讃でございます。／ 大宇宙の巡礼よ、／ これは人間の浄土への道でございます。／ 二河白道の巡礼よ、／ これはパンとシレンのうたでございます。／ 生命の鐘の音は、／ 祈念の魂から魂へ、はてしてぬ、／ 余語を引く。——〔鐘によせて〕警鐘二巻 一冊、一九二〇年一月

## 阪本清一郎

さかもと せいいちろう



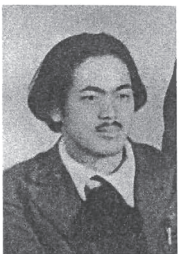
奈良県生まれ  
1892.1.7 ~ 1987.2.19  
全国水平社創立者

裕福な<sup>に</sup>陸軍の家に育った。幼少から部落差別に敏感で、差別する者に対しては徹底的に反抗した。一九一八年頃から、部落差別を克服するための活動をおこなう。二〇年に親睦団体である燕会を結成し、ここを拠点に全国水平社創立の準備をおこなつた。水平社という名前は阪本の考案であり、二年の全国水平社創立大会では経過報告をおこなつた。全国水平社分裂の危機に際しては統一と団結の立場に立ち、二九年には全国水平社中央委員会議長代理になった。三四年からは西光万吉とともに行動し、戦後は部落解放全国委員会の顧問となった。著書に、『扉を開く』など。

リンチ的差別に対しての徹底的糾弾は、自らその正当防衛たるの当然性を有するものである。極限すれば差別の非理非道の行爲を根本より、<sup>いっしょ</sup> 糾曲を訂す用具」によつて弾す、と云ふ所謂徹底的糾弾の意義を見出すものである。(扉を開く、一九三四年)

## 平野小劍

ひらの しょうけん



福島県生まれ  
1891.9.13 ~ 1940.10.25  
全国水平社創立者

一九〇四年に印刷工となり、無政府主義的な立場に立つて労働運動をおこなつた。二二年の同情画融和大会では民族自決団を名乗つたじつを撤ぎ、部落民の自覚と立ち上がりを訴えた。二三年の全国水平社創立に参加し、西光万吉起草の宣言の添削や綱領の一部を作成した。二三年には関東水平社創立をおこない、関東の水平運動を指導した。保守政治家や融和運動との接触によつて批判を受け、二四年のスパイ事件を契機に全国水平社から除名された。しかし、その後も関東水平社を拠点に独自の水平運動をおこない、二七年からは右翼運動に転じ、日本の中国・朝鮮侵略と軌を一にした活動をおこなつた。

大正十一年三月三日は来た。特殊部落民にとりて一大記念すべき日が来た。夜来よりの雨は激しく午前九時頃まで降つた。雨は歇んだ。太陽はざら／＼と光りを射した。我々は我々の前途を太陽は祝福するかの如く思はれて一段の喜びに充ち溢れた。『水平運動』に走るまで(同慶、三五号、一九二六年六月)



### 綱領

- 一、特殊部落民は部落民自身の行動によつて、絶對の解放を期す
- 一、吾々特殊部落民は絶對に經濟的自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す
- 一、吾等は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す

### 宣言

全國に散在する吾々特殊部落民よ團結せよ。  
 長い間處られて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多岐の人々によつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎りなかつた事實は、我等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて惟だ人間を冒瀆されて来た前であつたのだ。そしてこれ等の人間を動かすかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事をへば、此際吾等の中より人間を象徴する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起さるは、寧ろ必然である。兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の精神者であり、實行者であつたのだ。ケモノの皮靴を代りとして、暖い人間の皮を穿き、上へ下へならぬ尊嚴の唾まで吐きかけられた死はれの者の運命のうちにも、今は再び人間の血は流すに足つた。時代はもう吾々の爲めに準備が完了した。時が来たのだ。殉教者が、その割符を認服する時が来たのだ。  
 吾々が二つである事を誇り得る時が来たのだ。  
 吾等は、かならず果敢たる言葉と性理とを行動によつて、祖先を辱め、人間を冒瀆してはならぬ事か何んか人の世の冷たさを何んか命がけの人生の熱光を照らすものである。  
 水平社を、かして生かすのだ。  
 人の世に熱あれ、人間に光あれ。  
 大正十一年三月

## 水平社

— 眞實を見よ —



全国水平社創立者  
 全国水平社創立大会のために、写真の左から平野小剣、米田富、南梅吉、駒井喜作、阪本清一郎、西光万吉、松田規矩三が2月末に京都駅前の宮本旅館に集まり、宣言の作成などの準備をおこなつた。(水平社博物館提供)

「綱領・宣言」。「綱領」は水平運動の姿勢と目標を明らかにし、部落民自身の運動による解放を主張した。「宣言」は主に西光万吉と平野小剣によつて起草され、部落民が自らに誇りを持ち、自主的集團の解放運動に立ち上ることを述べた。

## 三好伊平次

みよし いへいじ



岡山県生まれ  
 1873.12.20 ~ 1969.1.8  
 部落改善運動家・融和運動家

裕福な地主の家に育ち、小学校のときに部落差別にあつた。自由民権運動の影響を受け、社会主義にも関心を示す。一九〇二年に備作平民会を結成し、部落改善運動を進めた。二〇年には岡山県、二二年には内務省に入り、部落改善事業の政策を立案した。二三年の中央社会事業協会地方改善部の設立とともに主事となり、二五年の中央融和事業協会となるにしたがつて参事となり、融和行政の指導と推進を図つた。「融和事業年鑑」などの編集にあたり、四一年の同和奉公会への改組の後も理事としてとまつた。戦後の四六年には、部落解放全国委員会結成にあたり顧問に迎えられた。著書に、『同胞諸和の道』など。

新平民と名乗れよ、<sup>願はるに</sup>我党百万同胞の中、過去及現在に於て、社会に傑出せるもの、少なきにあらざるべし、我徒が今尚社会の一隅に呻吟しつゝある所以のものは、我徒の有力者が、貴族何者ぞ、我れ何者ぞ、我れは職多なり、新平民也、と糾合する勇氣乏しきがためなり。(『偶感偶題』「明治之近」五巻二号、一九一六年二月)



## 有馬頼寧

ありま よりやす



東京都生まれ  
1884.12.17 ~ 1957.1.10  
政治家・社会運動家

一九〇九年に東京帝国大学を卒業し、二〇年に助教職となる。ロシア革命や米騒動をへる中で華族として皇室を擁護する義務を痛感し、社会問題の重要性に気づき、貧民の救済に乗り出した。二一年に融和団体である同愛会を設立し、自ら会長となった。同愛会の基調となったのは愛と反省であり、全国水平社が創立されると支持を表明した。二五年には全国融和連盟を結成し、部落問題に関する国策樹立運動を推進した。この間、二四年に衆議院議員となり、二六年には超党派の議員による融和問題研究会を設立した。二八年には、中央融和事業協会の理事になった。

「人間は尊敬すべきものだ」といふ水平社の主張に私は教へられた。私達の今迄唱へて来た愛には尊敬を伴つて居なかつた様に思ふ。水平社の人達が「我々には同情は嫌ひだ」といはれた。私達の主張する愛が同情と見られたのはそこに尊敬といふことを忘れて居た、めだと思ふ。…趣旨書の誤りに出来るだけ早く訂正したいと思ふ。(同愛会の趣旨に就て「同愛」六号 一九三三年八月)

## 平沼騏一郎

ひらぬま きいちろう



岡山県生まれ  
1867.9.28 ~ 1952.8.22  
司法官僚・政治家・融和運動家

一八八八年に東京帝国大学を卒業して司法省に入り、大逆事件では主任検事として指揮にあたった。一九一一年に司法次官、二二年に検事総長、二二年に大審院長、二三年に司法大臣を務めた。二四年の退官とともに社会主義やデモクラシーの興隆に対する危機感から国家主義思想を浸透させるために、軍人や司法官僚、財界人を糾合して本土社を設立した。二五年の中央融和事業協会設立に際しては、会長に迎えられた。有馬頼寧ら同愛会の融和運動とは立場を異にし、国家主義の立場から融和を主張して主導権を獲得した。三九年には、内閣総理大臣にもなった。

此正義を貫き国民親和の実を挙げんとする運動、単に近代に興りたる新思想に胚胎するものと考ふるは不徹底なる見解であります。其淵源は実に君民一体万民抱擁の大規範を示し給ひし建国の精神であります。…其甚く所は御列代継承せられたる建国の精神に在ることを忘れてはなりません。(会長の演述要旨「融和事業年鑑」大正一五年版、一九二五年一〇月の府県社会課長協議会にて)

## 山本正男

やまもと まさお



広島県生まれ  
1898.10.26 ~ 1993.1.20  
融和運動家

本名は政夫。一九一九年に立命館中学に学ぶも即座に学校をやめ、自由主義的な書物に影響を受ける。二〇年に郷里で生活改善運動に着手し、二一年に広島県共鳴会の発会式に参加する。二二年、郷里で部落青年を集めて島嶼連盟を結成し、全国水平社へも支持の辞を送った。同年広島県庁入りして部落改善事業に従事し、二五年、有馬頼寧らの同愛会とともに全国融和連盟を結成した。二八年に広島県共鳴会の理事長になり、翌年には中央融和事業協会の囑託となった。部落経済更生運動を指導し、融和事業完成十九年計画の立案にあたった。著書に、『明治以後の解放運動』など。

私は虐げられたる三百万兄弟が、高らかに人間の歌を唄ふことを祈らずにはゐられない。悲しくも、永い間の屈辱的生活は、被差別者自身の人間性を破壊せしめたのであつた。…自暴自棄の生活、失意の生活、自卑自屈の生活、逃避的生活、…人間としての尊厳と榮譽を保持しながら、それを覚醒し得ず且つ発揚し得ざることは、人間最大の痛恨事である。(水戸運動に関する理論的考察「同愛」二八号、一九二五年一月)

〈関連年表〉 水平運動と融和運動

年	政府(中央社会事業協会を含む)	融和運動	水平運動、その他
(以前)	20年 内務省に社会局を新設 21年2月 帝國公道会主催、第2回同情融和大会(大江3月病床9日死去) ・21年度「部落改善予算」は約15万円	20年9月 岡山県協和会、10月 信濃同仁会、21年3月 広島県共鳴会結成。 21年5月 同愛会結成(会長有馬頼寧)、牧野伸顕の発起による「後援会」寄付。	21年2月 同情融和大会で平野小鶴が「民族自決団徽」を撤く 21年7月 佐野学「特殊部落民解放論」
1922年(大正11)	・22年度「部落改善予算」は約20万円 2月 大日本同胞融和差別撤廃大会 5月 床次内相、地方長官会議で糾弾での「暴行」「脅迫」取締を指示 6月 内務省社会局、『部落改善の概況』を刊行	8月 同愛会が機関紙創刊(編集発行人は柳田駿三・貴族院議員)	3.3 全国水平社創立大会(京都) →京都、埼玉、三重、奈良、大阪、愛知、兵庫など各府県水平社結成
1923年(大正12)	・23年度「地方改善予算」は約49万円 8.28 水野内相が偏見打破の訓示、中央社会事業協会に地方改善部(三好・今井兼寛が主事)を設置 →これ以降、各府県に官製融和団体	3.2-3 全水大会に有馬来賓出席 3.24 第46議会で横田千之助(政友会のみ法相)、星島二郎(革新クラブ)ら「因習打破」の建議、可決	3.2-3 全水第2回大会(京都) 3月 奈良県水国争闘事件(国策会と水平社の争闘)  11.10 国民精神作興に喚ぶ詔書
1924年(大正13)	・24年度「地方改善予算」は約52万円 5.16 三好謙吉「社会道徳と融和事業」(島根) 9.8-10 内務省社会局、府県社会課長会議で「地方改善に関する件」	1月 同愛会機関紙『同愛』が月刊化 5月 有馬、無所属で衆議院議員当選(のち政友会に入党) 10.1 本派本願寺、一如会を設置し国民「懺悔運動」を開始 12.14 同愛会と社会事業協会の協力により全国融和聯盟結成を決定	2.15 青年同盟、『道民』創刊 3.3-4 全水第3回大会(京都) 5.20 高橋貞樹「特殊部落一千年史」を刊行 6.20 全水、『水平新聞』を創刊 6月 加藤高明護憲三派内閣 10月 遠慮スバイ事件が発覚 12.1-2 全水府県委員長会議で、南梅吉委員長と平野を引責処分
1925年(大正14)	・25年度「地方改善予算」は約55万円 2.15 社会事業協会『融和』創刊(編集発行人は三好) 5.5 内務省で地方長官会議 5.16-17 全国融和事業大会(1000名) 5.26 内務省主催、全国警察部長会議 6.20 三好謙吉「融和事業の本質」(島根) 9.22 中央融和事業協会が創設(平沼会長)「近代文明」より「建国精神」 9.30 社会事業協会地方改善部廃止 10.27 中融主催、府県社会課長会議 10.29 中融主催の融和事業協議会、同愛会など聯盟加盟団体を排除	1.28 第50議会で有馬が政府の「根本精神」を問う 1.28 同50議会で有馬ら提出の「融和事業の徹底に関する請願」を貴衆採択、300万円以上予算を10ヶ年支出など 2.1 同愛会を中心に全国融和聯盟を結成、「国策」確立・国民運動覚醒運動	1.18 群馬県世田村事件(糾弾闘争)に反感をもつ村民が部落襲撃  3月 普通選挙法、衆貴院で可決 治安維持法可決 5.7-8 全水第4回大会(大阪)、左派が軸に、南銜任、平野除名 5.15 「純水水平運動」(反左派)を掲げ、青年連盟が結成 9.18 青年同盟2周年大会で、全水無産者同盟に改組 9.20 第二次「水平新聞」発刊
1926年(大正15)	・26年度「地方改善予算」は約59万円 3月 暴力行為取締法案が可決 3月 中国地方融和事業協議会で、三好が聯盟「国策樹立」に批判的答弁 7月 中融、『融和事業年鑑』を創刊(編集者は谷龍之助)	1月 聯盟機関紙『融和運動』を創刊(編集発行人は山本正男) 3月 第51議会で聯盟提出の「請願」を再採択、「建議案」(糾弾を充分理解)は審議未了 5月 同愛会を中心に貴衆議員の「融和問題研究会」発足、9月会員240名	5月、全水第5回大会で綱領改正「明確なる階級意識」を明記 同大会で「融和聯盟排撃」を初めて決議
1927年(昭和2)	・27年度「地方改善予算」は約62万円 1月 中融、『会報』を創刊(編集発行人は三好)、6号より『融和時報』	1月 同愛会・聯盟は日本水平社を支持 3月 第52議会で聯盟・融和問題研究会提出の「建議」を採択 7月、同愛会・聯盟など解散、中融に吸収される。有馬は部落問題から離れる	1月 南ら「共産主義者排撃」を謳い日本水平社を設立
1928年(昭和3)	・28年度「地方改善予算」は約62万円 12月 御大札記念全国融和団体連合大会を開催		2月 第一回普通選挙、3月3.15事件 7月 全水第7回大会府県代表者会議でボル派路線を「誤り」とする

資料(2)の②

(手島)

二〇一二年度部落史連続講座 講演録

発行日 二〇一三年三月三十一日

編集・発行 京都部落問題研究資料センター

京都市北区小山下総町五の一

京都府部落解放センター三階

電話 〇七五(四一五)一〇三二一